

目 次

○第1号（12月2日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 議案第78号 吉岡町手話言語条例	5
日程第 4 議案第65号 吉岡町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する 条例	11
日程第 5 議案第66号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等 を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に 伴う関係条例の整理に関する条例	15
日程第 6 議案第67号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する 条例	17
日程第 7 議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例	18
日程第 8 議案第69号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正 する条例	23
日程第 9 議案第70号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例	25
日程第10 議案第71号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す る条例	26
日程第11 議案第72号 吉岡町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関す る条例	31
日程第12 議案第73号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に	

	関する条例	3 4
日程第 1 3	議案第 7 4 号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	3 9
日程第 1 4	議案第 7 5 号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	4 1
日程第 1 5	議案第 7 6 号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	4 3
日程第 1 6	議案第 7 7 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	4 5
日程第 1 7	議案第 7 9 号 吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	4 8
日程第 1 8	議案第 8 0 号 吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例	5 3
日程第 1 9	議案第 8 1 号 吉岡町下水道事業の設置等に関する条例	5 5
日程第 2 0	議案第 8 2 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	5 7
日程第 2 1	議案第 8 3 号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第 4 号）	5 8
日程第 2 2	議案第 8 4 号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	6 1
日程第 2 3	議案第 8 5 号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	6 3
日程第 2 4	議案第 8 6 号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	6 4
日程第 2 5	議案第 8 7 号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	6 5
日程第 2 6	議案第 8 8 号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	6 6
日程第 2 7	議案第 8 9 号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 2 号）	6 7
散 会		6 8
○第 2 号（1 2 月 3 日）		
議事日程	第 2 号	6 9
本日の会議に付した事件		6 9

出席議員	70
欠席議員	70
説明のため出席した者	70
事務局職員出席者	70
開 議	71
日程第 1 一般質問	71
◇小林静弥君	71
◇岩崎信幸君	91
◇廣嶋 隆君	108
◇金谷康弘君	126
散 会	144

○第3号（12月4日）

議事日程 第3号	145
本日の会議に付した事件	145
出席議員	146
欠席議員	146
説明のため出席した者	146
事務局職員出席者	146
開 議	147
日程第 1 一般質問	147
◇飯塚憲治君	147
◇飯島 衛君	164
◇小池春雄君	180
散 会	198

○第4号（12月9日）

議事日程 第4号	199
本日の会議に付した事件	201
出席議員	202
欠席議員	202
説明のため出席した者	202
事務局職員出席者	202

開 議	2 0 3
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）	2 0 3
日程第 2 議案第 7 8 号 吉岡町手話言語条例	2 1 0
日程第 3 議案第 6 5 号 吉岡町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する 条例	2 1 1
日程第 4 議案第 6 6 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等 を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に 伴う関係条例の整理に関する条例	2 1 1
日程第 5 議案第 6 7 号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する 条例	2 1 2
日程第 6 議案第 6 8 号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例	2 1 2
日程第 7 議案第 6 9 号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正 する条例	2 1 3
日程第 8 議案第 7 0 号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例	2 1 3
日程第 9 議案第 7 1 号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す る条例	2 1 4
日程第 1 0 議案第 7 2 号 吉岡町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関す る条例	2 1 4
日程第 1 1 議案第 7 3 号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に 関する条例	2 1 4
日程第 1 2 議案第 7 4 号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例	2 1 5
日程第 1 3 議案第 7 5 号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例	2 1 5
日程第 1 4 議案第 7 6 号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条 例の一部を改正する条例	2 1 6
日程第 1 5 議案第 7 7 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	2 1 6
日程第 1 6 議案第 7 9 号 吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関す る条例	2 1 7
日程第 1 7 議案第 8 0 号 吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関	

	する条例	2 1 7
日程第 1 8	議案第 8 1 号 吉岡町下水道事業の設置等に関する条例	2 1 8
日程第 1 9	議案第 8 2 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議 について	2 1 8
日程第 2 0	議案第 8 3 号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第 4 号）	2 1 8
日程第 2 1	議案第 8 4 号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 （第 2 号）	2 2 3
日程第 2 2	議案第 8 5 号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予 算（第 3 号）	2 2 3
日程第 2 3	議案第 8 6 号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予 算（第 2 号）	2 2 3
日程第 2 4	議案第 8 7 号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 （第 3 号）	2 2 4
日程第 2 5	議案第 8 8 号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 2 号）	2 2 4
日程第 2 6	議案第 8 9 号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 2 号）	2 2 5
日程第 2 7	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	2 2 5
日程第 2 8	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	2 2 5
日程第 2 9	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	2 2 5
日程第 3 0	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	2 2 5
日程第 3 1	予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について	2 2 5
日程第 3 2	地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について	2 2 5
日程第 3 3	人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について	2 2 5
日程第 3 4	議会議員の派遣について	2 2 7
町長挨拶		2 2 7
閉 会		2 2 8

令和元年第4回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和元年12月2日（月曜日）

議事日程 第1号

令和元年12月2日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第78号 吉岡町手話言語条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 4 議案第65号 吉岡町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第66号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第67号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第69号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第70号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第71号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第72号 吉岡町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第73号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 議案第74号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第14 議案第75号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- (提案・質疑・付託)
- 日程第15 議案第76号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する
条例
- (提案・質疑・付託)
- 日程第16 議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整備に関する条例
- (提案・質疑・付託)
- 日程第17 議案第79号 吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
- (提案・質疑・付託)
- 日程第18 議案第80号 吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例
- (提案・質疑・付託)
- 日程第19 議案第81号 吉岡町下水道事業の設置等に関する条例
- (提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第82号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- (提案・質疑・付託)
- 日程第21 議案第83号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算(第4号)
- (提案・質疑・付託)
- 日程第22 議案第84号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- (提案・質疑・付託)
- 日程第23 議案第85号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- (提案・質疑・付託)
- 日程第24 議案第86号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- (提案・質疑・付託)
- 日程第25 議案第87号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- (提案・質疑・付託)
- 日程第26 議案第88号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- (提案・質疑・付託)
- 日程第27 議案第89号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号)
- (提案・質疑・付託)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総務政策課長	高田 栄 二 君
財 務 課 長	高橋 淳 巳 君	町民生活課長	福島 良 一 君
健康福祉課長	米沢 弘 幸 君	産業建設課長	大澤 正 弘 君
会 計 課 長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 中 島 繁 主 事 田 中 美 帆

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（山畑祐男君） ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、令和元年第4回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（山畑祐男君） 町長より発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

開会のご挨拶の前に、郷土群馬をこよなく愛された中曽根康弘元内閣総理大臣のご逝去の報に接し、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、令和元年第4回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、台風15号、19号及び東日本豪雨により関東甲信越及び東北地方を中心に記録的な被害が発生しました。お亡くなりになられた方及びご遺族の皆様に対しまして、心からお悔やみを申し上げますとともに、全ての被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。

また、先ほど全国町村議会議長会創立70周年記念表彰の伝達を受けられました小池春雄議員におかれましては、まことにめでとうございます。これからも引き続きよりよいまちづくりへのご協力のほどをよろしく願いいたします。

さて、本日、12月定例議会が議員各位出席のもと、開会できますこと、心から感謝と御礼を申し上げます。

本定例会では、吉岡町手話言語条例を初めとする議案25件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

諸般の報告

議長（山畑祐男君） これより諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。それをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山畑祐男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、12番平形 薫議員、13番小池春雄議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（山畑祐男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してあります。平形委員長より報告を求めます。

平形議員。

〔議会運営委員長 平形 薫君登壇〕

議会運営委員長（平形 薫君） 12番平形です。

議会運営委員会からの報告を行います。

去る11月26日火曜日、午前9時半から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行側からは町長、副町長、関係課長の出席のもと、議会運営委員会を開催し、令和元年第4回定例会の会期及び会議日程について協議をいたしました。

本定例会の会期は、本日12月2日月曜日から12月9日月曜日までの8日間です。

一般質問は、12月3日火曜日と12月4日水曜日の2日間です。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上、報告といたします。

議長（山畑祐男君） 平形委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの報告のとおり、会期は本日から9日までの8日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9日までの8日間と決定しました。なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第3 議案第78号 吉岡町手話言語条例

議長（山畑祐男君） 日程第3、議案第78号 吉岡町手話言語条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第78号 吉岡町手話言語条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、手話に関する基本理念を条例で定め、町民の手話への理解と普及を図るため、本条例を制定するものでございます。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 本条例の制定理由につきましては、町長が先ほど答弁したとおりとなります。

それでは、吉岡町手話言語条例について議案書にて説明させていただきますので、議案書の1ページをごらんください。

第1条、第2条については、目的及び基本理念となり町民への手話への理解及び手話の普及の促進、第3条については町の責務、第4条については群馬県との連携及び協力となります。

次に、第5条、第6条については、町民及び事業者の役割を定めています。

第7条については、吉岡町障害者計画策定において、第7条第1号から第3号までに掲げた施策を定めることとしたもの、第8条については手話を学ぶ機会の確保、第9条については学校教育における手話の普及となります。

第10条については災害時の対応、2ページに移りまして、第11条は財政上の措置についての定めとなります。

最後に、附則とし、「この条例は公布の日から施行する。」であります。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） まず6条の関係でありますけれども、「事業者は、2条の基本理念に対する理解を深め、聾者が利用しやすいサービス提供、聾者が働きやすい環境の整備及び町が推進する施策への協力を行うよう努めるものとする」となっておりますけれども、町がこの条例をつくって、そして、各それぞれの事業者にどのような形で町がこういう条例をつくりましたよと、手話言語条例をつくりましたよということでそういう人たちが働く機会

が広がっていくと思うんですけども、そういう事業所にこれからどういうふうな形で理解してもらい、また理解するために町がしなければならぬかなど。実際にはどういう形で本当に事業者へ個別訪問するんだか、通り一遍の通知を出してするんだか知りませんが、その辺は現在、どのように考えておりますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 周知というご質問ですが、現状考えておりますのは、当然のことながら、ホームページ、広報等の掲載、あとは商工会がありますので加入している団体には商工会を通じてチラシ等の配布、加入していない事業所については、今回この条例が可決になりましたら何かうまい手がないかなど町のほうでは検討しているというところでありま
す。以上です。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 1番小林です。第1条に「手話の普及の促進を図る」という文言、それから第8条「町民が手話を学ぶ機会の確保等に努める」、第9条では「学校教育における手話への理解及び手話の普及を図る」というふうにありますけれども、この町民が手話を学ぶ機会ですとか、学校教育における手話の普及、この辺の具体的な現在行われていることがあるんでしょうか、それともこれから予定されることなんでしょうか、その辺をお聞きしたいんですが。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても健康福祉課長、そして、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 現在も手話を学ぶ機会というのは社会福祉協議会に委託して実施しております。なかなか今、参加者が少なくなっているというところもありますので、開催する日にちであるとか、曜日であるとか、時間等を検討して次年度以降、少しそういう参加しやすいような形で手話を学ぶ機会を一般町民の方に機会をとりたいなどは思っています。

以上です。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 学校現場におきましては、各校とも現在、手話の学習を年2回、それぞれ進めているものでございます。今後についても同様の取り組みを進めていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

1 1 番（岩崎信幸君） この吉岡町手話言語条例に関しましては、県の手話言語条例をもとにして作成されたと思っております。町のこの条例に対しましては県の条例を多分簡略して要点を抜粋して提出されていると思うわけでございますが、私どもが3月に第1回定例会で発議として提出いたしました案件も県の条例を要約しておりますので、内容さえしっかりしていればと思っておりますが、ただ、2点ほど余りにも簡略し過ぎておりますので質問いたします。

第1条の（目的）でありますように、手話の使いやすい環境を構築することで、全ての町民がともに生きる地域社会の実現に寄与することができるのかということに関しまして心配になった次第でございます。

まずは1つに関しましては、県では第11条、手話通訳等の派遣体制の整備として「手話通訳者等及びその指導者の育成及び研修に努め、市町村と協力して聾者が手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受け入れられる体制の整備及び拡充に努めるものとする」と条文に載っておりますが、この条例に関するものは町では第7条、施策の策定の（3）にある「手話による意思疎通の支援に関すること」と思いますが、余りにも簡略し過ぎて県の方針が酌み取れていないように思うわけでございます。町の中では手話通訳者等及びその指導者の育成及び研修に努める。聾者は手話通訳者の派遣等により意思疎通がなされるのかはっきりしていないわけでございまして、具体的に言いますと、聾者に対する役場窓口での対応や学校や公共施設への派遣等による対応はしっかりとなされなければならないと思うわけでございまして、私どもが提出した発議では「手話通訳者の設置及び待遇の改善に関する施策を努める」という文言で載せてあるわけでありまして、そここのところの解釈に関しましてどう受け取っていいのかというのをお尋ねをいたします。

また、もう一つに関しましては、第9条、学校における手話の普及ですが、県では、第12条ですね、学校における手話の普及にかかわってまいります、「聴覚障害のある幼児、児童または生徒（以下「聾児等」という）が通学する学校の施設者は、聾児等が手話

を獲得し、手話で各教科・領域を学び、かつ手話を学ぶことができるよう、乳幼児期からの手話の教育環境を整備し、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。2、聾児等が通学する学校の設置者は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深めるため、聾児及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。3、聾児等が通学する学校の設置者は、前2項に掲げる事項を推進するため、手話に通じた聾者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする」と載っております。

町では、この町の学校教育における手話への理解及び手話の普及を図るために必要な措置を講じるよう努めるとしているだけで、私どもが提出した発議の条例の、「2、町は、学校において児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するように努めるものとする」「3、学校の設置者は、学校において手話を必要とする児童、生徒等がいる場合、手話に関する支援を受けられるように努めるものとする」と述べておりますとおり、今回の条例にはこの細かいところが入っていないわけでありまして、この9条においても学校での施策をしっかりと取り組んでいくのが当然だと思うわけでございます。それに対してお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今、岩崎議員のほうから細部にわたっての条例条文等が必要ではないかというお話でありましたが、吉岡町としましては、この条例を制定し、手話に関する基本理念をまずは条例で定め、そして、町民への手話の理解と普及を図る、これのまず第一歩だと考えております。条文等もまたこれからも当然、手直し等も出てくるかと思っておりますけれども、その点につきましては、また議会の皆さんとも合い議しながら進めていけたらと思っております。よろしくお願ひします。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 手続面で伺いたいことがあるんですけども、過日の全員協議会の席上、これはパブリックコメントにかけるというようなことでありましたけれども、パブリックコメントの期間及び寄せられた意見の数、そして、そのパブリックコメント締め切りから議案書の提出まで実際に意見が寄せられた場合の検討期間がどれくらいであったかをお尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） パブリックコメントというなお話でございました。ちょっと今、手元に細かい日にちを持ち合わせていないのですが、11月上旬から中旬にかけてパブリックコメントを実施しました。

意見につきましては、ゼロ件ということになっております。当然、意見があれば、その意見に対して町としての意見を添えるということになったんですが、今回なかったということでそのままこの全員協議会で説明した条例案を今回上程させていただいたという次第になります。以上です。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 実際その締め切りから出るか出ないかわからないわけですけども、最初に日程が組まれていた場合に、実際にその予定していた期間というのを知りたいんですけども、検討する期間。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 先ほどの質問で答えたとおり、11月中旬に締め切りをしたということで、議会の開会日は本日ということでありますので、半月以上、期間としては持っていたということになります。

議 長（山畑祐男君） ほかにありますか。

飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10 番（飯島 衛君） 第10条で「町は、災害時において、聾者に対し、情報の取得及び支援に必要な措置を講ずるよう努める」ということでありますけども、これは今後、いろいろ政策を考えていくということによろしいでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） もちろん、この条例をもとに進めていきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10 番（飯島 衛君） それでは、現時点ではどのようにやるかという具体的なのはまだ決まって

いないということによろしいでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 当然これからということになります。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 2枚目の第11条のところで、「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」と書いてあるんですけども、もうそろそろ令和2年度の当初予算の策定に入るかなと思っているんですけども、この条例が可決されればという前提になっちゃうんですけど、令和2年度の当初予算に従来行ってきた政策以外のもので財政上の措置を講じてこの手話言語条例を推進、普及するような施策をするための財政上の措置は、何か考えていらっしゃるでしょうかお話しただければと思うんですけども。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 当然、可決していただいた後に担当課のほうと協議していきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） ほかにありますか、ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第78号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第4 議案第65号 吉岡町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第4、議案第65号 吉岡町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第65号 吉岡町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、来年度に向けて平成19年4月の機構改革以来の全庁にわたる機構改革を実施するため、課設置条例の改正を中心に関係条例の整備を一括して行うものであります。

内容の概要といたしましては、本町を含め自治体を取り巻く現状と今後を見据えた中、

事務分掌を再編することで、現在、9課・局であるものを、11課・局に再編するものでございます。

また、現行の室制度でございますが、これを維持し、18室から20室に再編、加えてその直下には組織体制の強化を目的に新たに係制をしくもので、42係を想定しております。

なお、詳細につきましては、総務政策課長から説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例といたしまして、機構改革の実施により改正が必要となる関係15条例の改正につきまして、一括してお願いするものでございます。

15条例といたしまして、まず基本となるのは、吉岡町課設置条例、次に事務分掌の再編から課等の名称が変わるために改正する条例が14条例ございます。14条例列記いたしますと、吉岡町特別職報酬等審議会条例、吉岡町商工業振興対策審議会条例、吉岡町総合計画審議会条例、吉岡町都市計画審議会条例、吉岡町防災行政無線の設置及び管理に関する条例、吉岡町情報公開・個人情報保護審査会条例、吉岡町補助金等審査委員会設置条例、吉岡町老人ホーム入所判定委員会設置条例、吉岡町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画懇談会設置条例、吉岡町都市開発審議会設置条例、吉岡町ラブホテル等審議会設置条例、吉岡町予防接種健康被害調査委員会設置条例、吉岡町行政不服審査委員会条例、吉岡町農業委員候補者選考委員会設置条例でございます。

それでは、議案書のほうを広げていただきまして、飛ばしていただきまして、新旧対照表のほうからごらんください。

まず最初に、吉岡町課設置条例新旧対照表といたしまして第1条による改正をごらんください。右側が現行、左側が改正案となっております。

課設置条例は、地方自治法第158条第1項の規定によりまして「長の直近下位に属する内部課について条例で定めるとされていることから、当該条例の第1条において課の設置、第2条において課の事務分掌を改正のとおり定めたいものでございます。

まず、第1条の課の設置でございますが、現在、町長部局に属する6課を9課に再編するもので、ごらんのとおり、総務課から上下水道課の9課に再編するものでございます。

次に、第2条といたしまして課の主な事務分掌でございますが、課の再編に伴いまして1ページから3ページにかけてそれぞれ新旧対照表によりまして課の名称を改めるもので

ございます。

そのままずっと行かまして、新旧対照表をそのまま行かまして、吉岡町特別職報酬審議会条例新旧対照表（第2条による改正）をごらんください。こちら先ほど14条例を申し上げましたけれども、吉岡町特別職報酬等審議会条例の一部改正とございますが、先ほど新旧対照表で説明させていただきましたとおり、当該組織の事務局を総務政策課から総務課に改めるものでございます。

そのまま1ページはぶっていただきますと、先ほど申し上げました第3条による改正といたしまして商工業振興対策審議会条例について、同じように主管課を産業観光課に改めるということで、以降、4条、5条、6条、7条、8条、9条、10条、11条、12条、13条、14条、15条につきましては、同じように事務局を改めることから読みかえ規定ということになってございます。

それでは、議案書のほうにお戻りください。議案書は先ほど申し上げましたとおり、1条による改正の部分と2ページから先ほど申し上げました第2条から4ページの第15条まで事務局の改編に伴う改正規定になってございます。

それでは、議案書4ページの附則をごらんください。新しい機構による事務の開始を新年度としたいと考えておりますので、本条例の施行期日は令和2年4月1日といたします。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひします

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 新旧対照表についてお聞きします。

第2条の中で各項目に分かれているもの、旧のほうを数えましたところ、43、新のほうは45ありました。2つふえているんですけども、これを見比べましたところ、住民課の5番、男女共同参画に関する事項と産業観光課の2番、商工労働に関する事項、これが旧のほうにはなかったんですけどもこれは新たに必要となった事項なんですか、それともどこかに含まれていたものを新しく出したものなんですか、そこをお聞きしたいんですけども。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましては、総務政策課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 事務に関する事項につきましては、当然、同じ形の事務というよりも機構改革に伴って重点的に移行していく部分の変更等ございます。また新たな課題等を整理した結果の要約の表現となっております。以上です。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 今回非常に大きな改革で将来に向けての役場の業務のあり方、それらを効率的にやる。また、将来に向けての体制づくりということでこの機構改革を進める中でなされたと思いますが、これは非常に町民にとってもありがたいことであり、いいことだと思います。

しかしながら、こういった機構改革、大改革というものをやると、とにかくスタート時点はトラブルが発生します。なおかつ、課長さんがふえられる。そして、多くの係長さんがふえられるということで、新しい仕事のやり方、自分たちの係長としての立場、それから課長としての立場、その業務のあり方をどういうふうに捉えてやったらいいかということが大切になってくると思います。大枠だけ与えて、皆さん、こうですよと言っても、その中の下の頭の意識が変わらないと改革というのはうまくいきません。私も会社の中で経験してきましたけれども、そういったことについて研修なりそういうのもあるんでしょうけれども、そういったことを各一番入った方の会議から係長さん、そして、課長さん、そういった人たちへの今後の業務のあり方と自分の立場に対する意識、認識、これをしっかり植えつけてはならないと思うんですが、その辺については、町長、どんなふうにご考えておられますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 当然、余念なきよう準備を進めていきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 余念なきように準備を進めていくということで心強い答弁をいただきましたけれども、そういうことで、余りトラブルが起こらない。1つの例えですけれども、お母さん、きょうはジュースが薄いね、うまくないねと、残っていたジュースを子供に与えるので水をお母さんが入れてしまったと。そういう状態にならないように、今までどおり濃い仕事の内容で意識づけを持ってやっていただきたいと思っております。以上です。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第65号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第66号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第5、議案第66号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第66号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務政策課長から説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます

今回の条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する条例の一部改正を受けまして、関係条例の整理を行うものでございます。

関係条例につきましては4つございます。1つ目が、「吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例」、2つ目が「吉岡町下水道条例」、3つ目が「吉岡町消防団条例」、4つ目が「吉岡町家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」となります。それぞれの条例におきまして成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を反映させるための改正を一括して行うものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

先ほど列挙させていただきましたそれぞれの条例について1条ずつの改正文によって改

正していくものでございますが、新旧対照表による説明とさせていただきます。

左側のほうが新しいものでございます。

第1条に改正につきましてですけれども、こちらにつきましては吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例になりますけれども、現行の条例と第2条の登録資格について登録資格のない者として成年被後見人を定義していたものを、意思能力を有しない者と改めるものでございます。

続いて、ページをめくっていただきまして、吉岡町下水道条例の新旧対照表（第2条による改正）をごらんください。左側が新と書いてあるのが改正案です。右側の旧と書いてあるのが現行の案になります。

まず、第2条の2の改正ですが、こちらは第7条の3の号を細分化する改正に対応するものでございます。

第7条の3の改正ですが、成年被後見人及び被保佐人について吉岡町排水設備指定工事に指定できないものとされておりましたが、今回の法律改正を受け、その規定の改正を行うものでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして第7条の5の改正ですが、第3項は、第7条の3の改正によりずれて、ちょっと申しわけありません。訂正させていただきます。

飛ばしてしまいました。1ページの中段をごらんください。第7条の3の改正ですが、成年被後見人及び被保佐人について吉岡町、ページへの2/2ですね、申しわけありません。第7条の5の改正です。第3項は7条の3の改正によりずれた引用先の変更を行います。第4項は新たに責任技術者が登録を受けた後に精神の機能の障害等により職務を適正に行うことができなくなった旨を町長が速やかに把握できるよう改正を行うものでございます。

続きまして、吉岡町消防団条例新旧対照表をごらんください。第3条による改正について説明をさせていただきます。

まず、第6条の改正ですが、消防団の欠格事項の定めている条文になりますが、その中で成年被後見人または被保佐人を規定している第1号を削ります。

続いて、第7条の改正ですが、第6条の第1号が削られその他の号が繰り上がったことによる号ずれに対応する改正となります。

最後に、第4条による改正とあります。吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表をごらんください。

第23条の改正についてです。児童福祉法第34条の20第1項では、養育里親及び養子縁組里親の欠格事由について定めているところですが、その中で成年被後見人または被保佐人の規定をしている第1号が削られ、その他の号が繰り上がったことによる号ずれに

対応するための改正となります。

議案書のほうにお戻りください。

附則の部分ですね、一番下ですね。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行日は、改正の内容により異なる日となっております。

第1条の改正の根拠となる水道法の一部改正の施行日は令和元年9月14日となっておりますので、第1条は公布の日から、申しわけありません、施行となります。

第2条につきましては、改正の根拠となります地方公務員法の一部改正が令和元年12月14日となりますので、令和元年の12月14日から施行となっております。

第4条の改正根拠となります児童福祉法の一部改正日は令和元年6月14日となっておりますので、第4条の公布日は施行日ということになっております。

ここでちょっと訂正をさせていただきますが、第1条についても第3条と同じで令和元年の12月13日の施行となっております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第66号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第6 議案第67号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第6、議案第67号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第67号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和元年6月14日に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく改正を行うとともに、その他所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務政策課長から説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明をさせていただきます。

本議案は、令和元年6月14日に公布されました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律に、以下、整備法というんですけれども、に基づきまして、地方公務員法が一部改正されたことを受けまして該当箇所を引用する条例の改正ということでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第3条3項については、職員が出張、または赴任のために旅行中に退職になった場合において旅費を支給しないものについての規定となりますが、地方公務員法第16条に規定される一般職の職員の欠格事由から成年被後見人、または被保佐人が削られたことに伴う号の繰り上げに対応するための改正となります。

続きまして、ページをめくっていただきまして2ページにあります第11についてなんですけど、第6条の第11項につきましては、旅行中に旅行先の宿泊料の定額を異なる区分へ変更する必要がある場合の規定ですが、旅行雑費、宿泊料ともに1区分にある定額を異にすることは想定されていないため、条文の削除を行うものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

第15条及び6ページにあります第18条につきましては、国家公務員や県、近隣市町村との旅費の均衡を考慮し、改正を行うものでございます。

その他、第11条が削除されたことに伴いまして条番号が繰り上がっております。

続きまして、議案書の2ページをごらんください。

下段の附則なんですけれども、施行年月日についてですが、整備法において地方公共団体の条例等において施行日とされた公布日から起算されて6カ月を経過した日として、令和元年12月14日から施行するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第67号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第7 議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第7、議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和元年の人事院勧告等に鑑み、一般職の職員の給料月額、住居手当及び勤勉手当を改定するとともに、吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の上程、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、並びに成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務政策課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

本条例は、第1条で給与改定に伴う改正、第2条で成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正、第3条で一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する職員の条例の上程、地方公務員法及び地方自治法を一部改正する法律の施行及び給与改定に伴う改正を行うほか、第4条で給与構造改革の経過措置の廃止を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。

吉岡町職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条による改正）をごらんください。第1条による改正は、給与改定に伴う改正を行うもので、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

第21条の改正は、勤勉手当の支給率を引き上げるもので、民間の支給月数4.51カ月に鑑み、現状4.45カ月となっている支給率を4.5カ月とし、0.05カ月分引き上げるもので、12月分の勤勉手当で調整するものでございます。

別表第1、吉岡町職員給料表の改正は、給料月額の引き上げに伴うもので、民間企業との格差0.09%を埋めるため初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるため、人事院勧告に鑑み国家公務員に準じて給料月額の引き上げを行うものです。

人事院勧告による平均改定率は0.1%となっております、2ページに記載されております高卒初任給の1級5号で2,000円、3ページに記載されております大卒初任給

の1級25号で1,500円の引き上げとなっております。

続いて、吉岡町の給与に関する条例の新旧対照表（第2条による改正）をごらんください。

第2条による改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正を行うもので、法律の改正規定の施行日であります令和元年12月14日から施行するものであります。

当該法律は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当差別されることがないように成年被後見人等にかかわる欠格条項の削除等を行うもので、地方公務員については地方公務員法第16条第1項に欠格事由として成年被後見人または被保佐人が規定されておりました。先ほどの条例と同様ですが、号の削除が行われるものでございます。

第2条による改正は、今回の法改正に伴いまして、成年被後見人または被保佐人に該当した場合に、当然に失職することがなくなったため、条例の関係規定を削除するものでございます。

内容についてはそういうことになりますので、続いて、第3条による改正です、次の吉岡町の給与に関する条例の新旧対照表をごらんください。

こちらは23ページなんですけれども、第3条による改正は、議案第73号の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の工程による任期付職員制度の創設、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う会計年度任用職員制度の創設及び給与改定に伴う改正のほか、文言の整理等の所要の改正を行うもので、令和2年4月1日から施行するものでございます。

こちらの新旧対照表による第2条の改正は、任期付職員制度の創設ほか、人事交流、災害時の中・長期の派遣の受け入れ等を想定し、単身赴任手当の規定を設けるほか、文言の整理を行うものでございます。

第3条及び第5条の改正は、今回の改正に伴う条ずれの対応のほか、文言の整理を行うものでございます。

ページをはぐっていただきまして2ページをごらんください。第5条の2の改正は、復職時の号給調整の対象に介護休職等から復職した職員が含まれていなかったために、国家公務員等に準拠するよう改正を行うものでございます。

第5条の3及び第7条の改正は、今回の改正に伴う条ずれの対応のほか、文言の整理を行うものでございます。

次に、3ページをごらんください。改正後の第10条の新設は、改正前の第13条を改正後の第10条とする整理を行うものでございます。

はぐっていただきまして、4ページをごらんください。

改正後の第12条の2の改正は、地域手当の見直しの際の改正漏れの対応及び文言の整理を行うものでございます。

改正後の第12条の3の改正は、給与改定に伴う住居手当の改定を行うほか、単身赴任手当の創設に伴いまして、単身赴任手当の受給者であって配偶者が居住するための住居を借り受けるものについても、住居手当の支給対象とするものでございます。

住居手当の改定につきましては、手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に4,000円引き上げ、これを原資として手当の上限を2万7,000円から2万8,000円に1,000円引き上げるものでございます。この改正による手当額は2,000円を超える減額となる職員につきましては、1年間、改定前の手当額から2,000円を減額した額を手当で支給する経過措置を附則第3条に規定するものでございます。

5ページからずっと続いて10ページの中段までをごらんください。

改正後の第13条の改正は、国家公務員に準拠して通勤距離が2キロメートル未満であっても、障害等により交通機関や自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難な職員の手当を支給対象とするとともに、任期付職員制度の創設のほか、人事交流、災害時の中・長期派遣の受け入れ等を想定して、新幹線の鉄道等に係る通勤手当の新設及び文言の整理を行うものでございます。

10ページの中段をごらんください。改正前の第13条の規定の削除は、改正前の第13条の規定を改正後の第10条にするものでございます。

続いて、新旧対照表の11ページから12ページの中段をごらんください。

改正後の第13条の2の新設は、任期付職員制度の創設のほか、人事交流、災害時の中・長期派遣受け入れ等を想定し、単身赴任手当を新設するもので、支給要件、手当の額等は国家公務員に準拠して定めるものでございます。

12ページの中段をごらんください。

改正後の第14条の新設は、吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例に、支給される職員の範囲、支給額等は定められているものの、支給が可能となる根拠規定のほうが生員条例に規定されていなかったために、改めて規定を設けるものでございます。

12ページ下段の改正後の第15条から16ページ上段の改正後の第18条までの改正は、今回の改正に伴う条ずれの対応のほか、文言整理を行うものでございます。

16ページの中段をごらんください。

改正後の第19条の改正は、時間外手当の算出及び給与の減額に係る勤務時間1時間当たりの給与額の端数計算に係る改正でございます。こちらは国家公務員については、いず

れも50銭未満切り捨て、50銭以上は1円切り上げとしていたものの、町条例では、給与の減額に係る場合は1円未満切り捨て、時間外手当にかかわる場合は1円未満切り上げとしているため、国家公務員の端数処理方法に準拠するための改正を行うものでございます。

16ページ下段の改正後の第20条から20ページの上段の改正後の第23条第1項までの改正は、今回の改正に伴う条ずれの対応のほか、文言の整理を行うものでございます。

20ページの中段をごらんください。

改正後の第23条第2項の改正は、給与改定に伴う勤勉手当の改正及び文言の整理を行うものでございます。

令和元年度については、6月分の勤勉手当が既に支給されております。したがって、12月分の勤勉手当の支給率を引き上げて調整をいたしますが、令和2年度については6月分、12月分とも同じ支給率とするための改正を行うものでございます。

21ページをごらんください。

改正後の第23条第4項及び第5項の改正は、今回の改正に伴う条ずれの対応を行うものでございます。

改正後の第25条の新設ですけれども、改正前の第24条について、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による非常勤職員の職の整理及び会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償を別に条例で定める旨の規定を改正するとともに、改正後の第25条とする整理を行うものでございます。

改正後の第26条の新設は、改正前の第23条の2を改正後の第26条とする整備を行うものでございます。

改正後の第27条の規定は、今回の改正に伴う条ずれに対応のほか、国家公務員に準拠し、支給規定をできる規定とするとともに、文言の整理を行うものでございます。

23ページの中段をごらんください。

改正前の第23条の2の削除は改正後の第26条とする整備を行うものでございます。

改正前の第24条の削除は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による非常勤職員の職の整理及び会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償を別に条例で定める旨の規定に改正するとともに、改正後の第25条とする整理を行うものでございます。

改正後の第27条の2及び第28条の規定は、今回の改正に伴う条ずれの対応のほか、文言の整理を行うものでございます。

最後の新旧対照表になりますけれども、吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の第4条による改正のほうをごらんください。

第4条による改正は、平成18年度の給与構造改革の経過措置を廃止するもので、平成28年3月31日に対象となる職員が退職して以来、該当となる職員はいないものの規定が残っているため、県から廃止するよう指摘を受けておりましたので、また人事院勧告等でも総務省から発出されました「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」でも必要な措置を講じることとされているために、終期を設定いたしまして廃止をするものでございます。

それでは、議案書のほうにお戻りいただきたいと思います。

議案書の10ページをごらんください。

附則第1条は、施行期日等を定めるものでございます。

附則第2条は、給与改定のうち、給料月額及び勤勉手当の支給率の引き上げを平成31年4月1日にさかのぼって適用するため、本条例第1条による改正前に支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

附則第3条は、改正後の第12条の3の改正で説明いたしましたが、住居手当に関する経過措置を定めるものでございます。

附則第4条は、本条例の施行に関し必要な事項を規則に委任するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第68号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第69号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第8、議案第69号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第69号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、吉岡町職員の給与改定に倣い、特別職の職員の期末手当の支給率及び旅費の支給規定に関し、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務政策課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決い

たゞきますようお願ひ申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

本議案は、一般職の職員の給与改定に倣い、特別職の職員の期末手当を0.05カ月分引き上げる改正を行うものでございます。

人事院勧告は、勤勉手当の引き上げを勧告しておりますが、特別職及び議員には勤勉手当はございませんので、職員の勤勉手当を期末手当に置きかえ職員と同様に改定をするものでございます。

また、吉岡町職員等の旅費に関する条例の改正に倣いまして、所要の改正を行うものでございます。

それではまた、新旧対照表のほうをごらんください。

第1条による改正をごらんください。こちら第4条第2項の期末手当の支給率ですが、0.05カ月分の引き上げとなるよう、支給率を100分の222.5から100分の227.5に引き上げるものでございます。

また、別表2については、第3条に定める旅費の額について、一般職への支給に倣い、定めるものでございます。

続いて、新旧対照表（第2条による改正）をごらんください。

第4条第2項の期末手当の支給率ですが、この一部改正条例の第1条による改正の0.05カ月であった引き上げ分を令和2年6月期、12月期に振り分けるための改正でございます。6月期、12月期ともに支給率は100分の225に改定いたします。

続いて、議案書をごらんください。

下段の附則についてですが、この一部改正条例の適用期日に関する規定でございます。第1条の改正による期末手当の支給率及び旅費支給規定を公布の日から施行いたします。

ただし、令和元年6月期の期末手当は支給済みであるため、附則第2項にて、改正後の期末手当の支給率は、令和元年12月1日からの適用としてございます。

なお、その場合には、附則第3項により、第1条の規定による改正前の期末手当の支給率に基づいて支給された期末手当は、改正後の期末手当の支給率による期末手当の内払いとみなすこととしております。

附則第1項に戻りまして、第2条による期末手当の支給率は、令和2年4月1日から適用いたします。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第69号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第9 議案第70号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第9、議案第70号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第70号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、吉岡町職員の給与改定に倣い、議員の期末手当の支給率及び費用弁償としての旅費の支給規定に関し、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務政策課長から説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

本議案は、一般職の職員の給与改定に倣いまして、議員の期末手当を0.05月分引き上げる改正を行うものでございます。人事院勧告は、勤勉手当の引き上げを勧告しておりますが、特別職同様、議員には勤勉手当はございませんので、職員の勤勉手当を期末手当に置きかえ、職員同様に改定をするものでございます。

また、吉岡町職員等の旅費に関する条例の改正に倣いまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の第1条による改正をごらんください。

第6条第2項の期末手当の支給率ですが、0.05月分の引き上げとなるよう、支給率を100分の222.5から100分の227.5に引き上げます。

また、別表の第2については、第5条に定める費用弁償としての旅費の額について、一般職の職員への支給に倣い、改正を行うものでございます。

続いて、ページをはぐっていただきまして、第2条による改正をごらんください。

第6条第2項の期末手当の支給率ですが、この一部改正条例第1条による改正の0.05月分であった引き上げ分を、特別職同様、令和2年6月期、12月期に振り分けるための改正でございます。6月期、12月期ともに支給率100分の225に改定いたします。

それでは、議案書のほうをごらんください。

下段の附則についてですが、この一部改正条例の適用期日に関する規定でございます。第1条の改正による期末手当の支給率及び旅費の支給規定は公布の日から施行します。

ただし、令和元年6月期の期末手当は支給済みでございますので、附則第2項にて、改正後の期末手当の支給率は、令和元年12月1日からの適用となります。

その場合において、附則第3項により、第1条の規定による改正前の期末手当の支給率に基づいて支給された期末手当は、改正後の期末手当の支給率による期末手当の内払いとみなすこととされております。

附則第1項に戻りまして、第2条による期末手当の支給率は、令和2年4月1日から適用といたします。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第70号は、総務産業常任委員会に付託いたします。ここで休憩といたします。再開は11時5分といたします。

午前10時45分休憩

午前11時05分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

日程第10 議案第71号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第10、議案第71号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第71号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条

例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定の整備を行うため、制定するものであります。

なお、詳細につきましては、総務政策課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

本条例は、第1条の趣旨に規定しておりますとおり、地方自治法第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定を定めるものでございます。

第2条は、給与の種類、支給方法等を定めるもので、フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当とし、パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当とするもので、当該報酬には時間外手当等に相当する報酬等も含むものでございます。

フルタイム会計年度任用職員は、1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同じ38時間45分の職員を、パートタイム会計年度任用職員は、1週間当たりの勤務時間が常勤職員の38時間45分よりも短い職員をいうものでございます。

第3条及び第4条のフルタイム会計年度任用職員の給料について定めるものでございます。フルタイム会計年度任用職員の給料は常勤職員の給料表を準用いたしまして、その職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づきまして、常勤職員の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表の等級別基準職務表によるものでございます。

こちら5ページにございますが、第5条は、フルタイム会計年度任用職員の号給の決定方法について定めるものでございます。規則に委任いたします。

第6条は、給料の支給期間、支給日、日割支給等について、常勤職員の規定を準用するものでございます。

2ページをごらんください。

第7条は、フルタイム会計年度任用職員が、休日や有給休暇の承認等を受けた日以外であって、定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、当該

職員の勤務1時間当たりの給与額を減額するものでございます。

第8条は、第7条の規定により給与の減額をする場合及び第9条の規定により時間外手当等を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額を算定する場合の端数計算について定めるものでございまして、50銭未満切り捨て、50銭以上1円未満を切り上げるものでございます。

第9条は、フルタイム会計年度任用職員の手当のうち、常勤職員と異なる期末手当以外の手当については、常勤職員の例によるものとするもので、具体的には地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当について、常勤職員の例によるものでございます。

第10条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について定めるもので、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員であって、6月1日及び12月1日の基準日に在職するもの等に期末手当を支給するものでございます。

期末手当の支給率は第2項で規定しておりますが、常勤職員と同様の1.3か月掛ける2回、2.6か月分としております。

なお、この支給率については、附則第2条、後ろのほうにまた出てくるんですけども、経過措置を設けまして、段階的に支給率を引き上げることとしておりまして、令和2年度は1.3か月分、令和3年度は1.95か月分、令和4年度に2.6か月分としております。

第3項から第4項については、期末手当基礎額、期末手当の不支給及び一時差しとめについて、常勤職員の例によるものとするものでございます。

3ページをごらんください。

第11条以降は、パートタイム会計年度任用職員に関する規定でございます。

第11条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の額を定めるもので、月額、日額、時間額の3種類を定めるものでございます。

パートタイム会計年度任用職員の報酬額については、第5項の規定により、フルタイム会計年度任用職員の例に倣い、基準月額を算出し、この基準月額を勤務時間等に応じて割り落として算出するものでございます。

具体的には、第2項で月額、第3項で日額、第4項で時間額の算出方法をそれぞれ規定しております。

第12条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法を定めるもので、月額のパートタイム会計年度任用職員は、月の初日から末日までの期間につき、給料の全額を当該月の21日に、日額及び時間額のパートタイム会計年度任用職員は、勤務日数または勤務時間に応じて、翌月の15日に支給するものであります。

第13条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額について定めたもので、休日

や有給休暇の承認等を受けた日以外であって、定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、当該職員の勤務1時間当たりの報酬額を減額するものでございます。

ページをはぐっていただきまして4ページをごらんください。

第14条は、パートタイム会計年度任用職員の手当のうち、常勤職員と異なる期末手当以外の手当については、常勤職員の例により手当に相当する報酬として支給するもので、具体的には特殊勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬について、常勤職員の例によるものとしてでございます。

第15条は、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に相当する報酬について定めるもので、再任用短時間勤務職員の例により支給するものであります。

第16条は、第14条及び第15条に規定する報酬を支給する場合の勤務1時間当たりの報酬額について定めるもので、第1号の月額の場合、第2号で日額の場合、第3号の時間額の場合のそれぞれの算出方法を定めるものでございます。

第17条は、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬を計算する際の端数計算について定めるもので、50銭未満の切り捨て、50銭以上の1円未満の切り上げとするものであります。

第18条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について定めるもので、フルタイム会計年度任用職員の規定を準用するものであります。

ただし、期末手当基礎額については、フルタイム会計年度任用職員は基準日の給料月額及び地域手当の合計額であるのに対し、パートタイム会計年度任用職員については、基準以前6カ月以内の報酬の一月当たりの平均額とするものでございます。

第19条は、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当について定めるもので、常勤職員の通勤手当の支給要件に該当する職員に対して、通勤に係る費用弁償として支給するものでございます。

ただし、会計年度任用職員については、再任用短時間勤務職員と同様に、月の勤務回数が少ない場合は、支給率の割り落としを規則で規定する予定となっております。

5ページをごらんください。

第20条は、パートタイム会計任用職員についての旅費を定めるもので、パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その費用を常勤職員の例により費用弁償として支給するものでございます。

第21条は、会計年度任用職員の休職者の給与について定めるもので、その休職の期間中は、一切の給与を支給しないとすものとしてあります。

第22条は、町長が特に必要と認める場合には、例外的に、この条例によらないことが

できる旨を定めるものでございます。JETプログラム参加者のALTのように、全国統一的な基準が求められる場合などを想定した規定でございます。

第23条は、規則への委任を定めるものでございます。

附則第1条は、施行期日を定めるもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

附則第2条は、第10条で説明しましたとおり、期末手当の支給率の経過措置を定めるものでございます。

最後に、別表の等級別基準職務表は、第4条の規定により、職務を給料表に定める職務の級に分類する際の基準を定めるもので、現在の臨時・嘱託職員の賃金表をもとに、新たに会計年度任用職員制度に合わせて整理したものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ちょっと参考のためにお尋ねしますが、9条関係でフルタイム会計年度任用職員、17条でパートタイム会計年度任用職員とありますが、現在、この人数といいますと、どのくらいになっていますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務政策課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 現在の嘱託職員が基本的にはフルタイムのほうに移行することになりまして、臨時職員についてはパートタイムのほうに移行するというのが大卒の状態ということで、今、事務のほうは推移しております。

詳細の人数については、ちょっときちっと整理したものが今、手元にございませんで今お答えすることはできません。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今できないということなんですけど、じゃ、後ほど提出するということでもよろしいですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 総務政策課長のほうから答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、人数のみ後ほど提供ということではよろしいですか。後ほど提供します。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第71号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第11 議案第72号 吉岡町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第11、議案第72号 吉岡町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第72号 吉岡町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規定の整備を行うため、制定するものであります。

なお、詳細につきましては、総務政策課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

本条例は、第1条の趣旨に規定しておりますとおり、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規定を定めるものでございます。

第2条については、それぞれの定義を定めるものでございます。

第3条は、勤務時間を定めるもので、フルタイム会計年度任用職員は1週間当たり38時間45分、パートタイム会計年度任用職員は1週間当たり38時間45分を超えない範囲で任命権者が定めるものとございます。

第4条は、週休日及び勤務時間の割り振りについて定めるもので、第1項の週休日については、原則として土曜日、日曜日を週休日とし、パートタイム会計年度任用職員については、月曜日から金曜日までの5日間に週休日を設けることができるものとございます。

第2項の勤務時間の割り振りについては、原則として月曜日から金曜日までの5日間に、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとし、パートタイム会計年度任用職員については1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲で割り振るものとするものとございます。

第5条は、シフト勤務等の特別な勤務形態の場合の週休日及び勤務時間の割り振りについて定めるもので、第4条の規定とは別に、4週間ごとの期間について週休日及び勤務時間の割り振りを定めることができるものとするものとございます。

第6条は、週休日の振りかえ等について定めるもので、週休日に勤務を命じる必要がある場合には、勤務日を週休日に変更して、当該週休日を勤務日として割り振ることができるものとし、その基準等は常勤職員の例によるものとございます。

2ページに移っていただきまして、第7条は、休憩時間について定めるもので、常勤職員の例によるものとございます。

第8条は、正規の勤務時間以外の時間における勤務を命じることができる場合について定めるもので、第1項は宿日直勤務、第2項は時間外勤務について定めるものであります。

第9条及び第10条は、育児または介護を行う会計年度任用職員についての特例を定めるもので、第9条は早出遅出の勤務について、第10条は深夜勤務及び時間外勤務の制限について、常勤職員の規定を準用するものとございます。

第11条は、休日について定めるもので、常勤職員の規定を準用するものとございます。

第12条は、休日及び代休日について定めるもので、祝日法による休日、年末年始の休日であって週休日と重ならない日に勤務を命じる場合には、代休日を指定することができるもので、その期間、手続等については常勤職員の例によるものとするものであります。

3ページをごらんください。

第13条は、休暇の種類を定めるもので、年次有給休暇及び特別休暇とするものです。

第14条は、年次有給休暇について定めるもので、労働基準法に準拠して休暇を付与し、20日を限度として次の1年に繰り越すことができるものとするものであります。

第15条は、特別休暇について定めるもので、休暇の種類、期間は規則で定めるものであります。

特別休暇の種類等は、国家公務員の非常勤職員の休暇制度に準拠し、規則で規定します。

第16条は、町長が特に必要と認める場合には、例外的に、この条例によらないことができる、先ほどのJETプログラムのような全国統一的な取り扱いを求められる場合を想定した規定でございます。

第17条は、詳細部分を規則へ委任するものでございます。

附則について第1条は、施行期日を定めるもので、令和2年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条は、年次有給休暇の繰り越しの経過措置を定めるもので、嘱託職員については、令和元年度の年次有給休暇の残日数を、令和2年度に繰り越すことができるものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 会計年度任用職員ということで今、実際行われているのは、4月1日から3月幾日までだか知りませんが一旦採用して、会計年度ですからまた1年で終わって、また4月に新たにその採用というやり方で繰り返し繰り返しやっているんだと思うんですけれども、何ら正規の職員とそう変わらないけれども、今まで審議をしてきた中にあります給与だったり期末手当だったり違ってくるわけなんですけれども、片方では労働基準法では何年か続けて雇用すると正規の職員にしなきゃならないというような法につながったりしますけれども、こういう人は、いつになっても、俗に言うワーキングプアに属するような形の勤務になっていて給与も頭打ちになっていますよね。こういう世相の中で果たしてこういう人の雇い方がいいのかどうかという問題もございます。それらについてどういう見解を持っているのかというのが1点です。

それから、この会計年度ということになりますと、実際には先ほども人数あらわしてもらおうということになりましたけれども、少ない収入になりますよね。正規の職員として、時間はちょっと短くなりますけれども、差というのはおおよそどのくらい出てくるものなんでしょうかね。わかれば、その辺もあわせて答えていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 基本的にはこの条例は地方公務員法及び地方自治法の改正に伴うものと

いうことをご理解いただきたいと思います。数字につきまして担当総務政策課長より説明いたさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） まず、法律の改正についての町としての整理についてご説明申し上げます。今までの臨時職員と非常勤制度の一般職の非常勤職員の3つの制度があったものを、それぞれの制度の趣旨に合わない運用ということで必ずしも明確でない形で行われたものを、先ほど申し上げました地方公務員法と地方自治法の改正が行われることで是正をするということになっておりますが、制度に対する見解といたしましては、同一賃金同一労働の原則を受けて今までは不当に不明確な賃金体制の中で運用されてきた非常勤職員の皆さんに、条例による俸給法に基づく給料を定めるということの制度がスタートするものであるとの認識をしておるところでございます。

したがって、この制度に基づく職員の方は、補助的な業務に従事していただくという基本線を外さないような運用を守っていくということが、我々としても必要なのではないかと考えております。

また、収入が少ないということで差の問題ということで2点目で質問を受けたところでございます。こちらについては、議案第71号の俸給法を別表のほうでも若干触れさせていただいたんですけれども、あくまでも吉岡町役場の職員の俸給法を使って行うわけなんですけれども、1級ということで補助的業務に属する方の俸給に基づいて前歴換算等しながら行っていくということになります。

また、毎年毎年、採用を繰り返すということになりますので、1年、4月1日から3月31日まで。翌年度はどういう形になるかということ、前年度の様子をしんしゃくしてその号俸を決定するというところの整理をこれから規則の中で細かく行っているところがございますので、今までのように、一度時給が決まったらずっと何をやっても同じというようなことでないという意味では、平等性の確保という観点はあるところがございますけれども、今後といたしましては、また寄せられた意見を参考に制度等、また国のほうの制度設計にそごを来さないように進めてまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第72号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第12 議案第73号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する

条例

議長（山畑祐男君） 日程第12、議案第73号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第73号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、複雑化・高度化する行政需要及び一時的な業務量の増大等に対応するため、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規定の整備を行うため、制定するものであります。

なお、詳細につきましては、総務政策課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

本条例は、第1条の趣旨に規定しておりますとおり、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、職員の任期付採用及び任期付職員の給与の特例に関する規定を定めるものでございます。

第2条は、特定任期付職員の採用について定めるもので、第1項は、高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者について、その知識経験または識見を一定期間活用することが特に必要とされる業務に従事させるために、選考により任期を定めて職員を採用することができるとするものでございます。

第2項は、専門的な知識経験を有する者について、その知識経験が必要とされる業務に従事させる場合で、第1号から第4号のいずれかに該当し、期間を限って従事させることが能率的運営を確保するために必要である場合に、選考により任期を定めて職員を採用することができるとするものでございます。

第1号は専門的な知識経験を有する職員の育成に期間を要するため職員を確保することが困難な場合、第2号は専門的知識経験が急速に進歩するもので、有効活用できる期間が定められている場合、第3号は専門的な知識経験を有する職員をほかの業務に従事させ、後任に適任である職員を確保できない場合、第4号は公務外における実務経験により得られる最新の専門的な知識経験を必要とする業務で、有効活用できる期間が限られる場合で

あります。

第3条は、特定任期付職員以外の任期付職員の採用について定めるもので、一定期間で終了する業務、一定期間に限り業務量の増加が見込まれる業務で、能率的運営を確保するために必要である場合には、任期を定めて職員を採用することができるとするものであります。

第2項は、正規の職員等を、一定期間で終了する業務、一定期間に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させる場合で、能率的運営を確保するために必要である場合には、当該正規職員等が従事していた業務に従事させるために、任期を定めて職員を採用することができるとするものであります。

2ページをごらんください。

第4条は、任期付短時間勤務職員の採用について定めるもので、第1項は、一定期間で終了する業務、一定期間に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させる場合で、能率的運営を確保するために必要がある場合には、任期を定めて短時間勤務職員を採用することができるとするものでございます。

第2項は、住民に直接提供するサービスの提供時間を延長・充実させる必要がある場合、または延長・充実した体制を維持する必要がある場合で、能率的運営を確保するために必要がある場合には、任期を定めて短時間勤務職員を採用することができるとするものでございます。

第3項は、介護休暇、部分休業の承認を受けた職員の勤務しない時間について、当該職員の業務に従事させることが適当であると認められる場合には、任期を定めて短時間勤務職員を採用することができるとするものでございます。

第5条は、特定任期付職員以外の任期付職員について、原則3年である任期を超える任期を定める必要がある場合の特例を定めるもので、一定期間で終了する業務の終了の時期が当初の見込みを超えて延期された場合、その他やむを得ない事情により、任期を延長することが必要な場合で、任期を定めて採用した趣旨に反しないときとするものでございます。

第6条は、任期の更新について定めるもので、当該職員の同意を得ることとするものであります。

第7条は、特定任期付職員の給与に関する特例について定めるもので、別表第1の給料表を適用し、号給の決定については、その者の専門的な知識経験または識見の度、その者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準を第2項各号で定めるものであります。

なお、給料表及び決定の基準については、国家公務員の任期付職員に準拠して定めるも

のであります。

また、説明させていただきます。

3ページをごらんください。

第3項は、別表第1の給料表によりがたい場合に、町長の承認を得て、7号給よりも高い給料月額とすることができる旨を定めるもので、その上限については、群馬県と同様に国家公務員の指定職俸給表5号俸未満とするものであります。

第4項は、特に顕著な業績を上げたと認められた特定任期付職員に、特定任期付職員業績手当を支給することかできるとするものであります。

第8条は、任期付職員の給与に関する特例を定めるもので、別表第2の任期付職員給料表を適用し、職務の級は、予算の範囲内で、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準は正規の職員の規定を準用するものであります。

第9条は、任期付短時間勤務職員の給料月額について定めるもので、別表第2の任期付職員給料表に定める給料月額を、勤務時間に応じて割り落とすものであります。

第10条は、特定任期付職員の給与条例の適用除外について定めるもので、第1項は、給料表、職務の級、初任給基準等の規定を適用しないものとするほか、管理職手当、扶養手当、住居手当、勤勉手当を支給しないこととするものであります。

第2項は、管理職員である特定任期付職員に管理職員特別勤務手当を支給できることとするとともに、期末手当の支給率を常勤職員の1.3カ月よりも高い1.7カ月とするものであります。

4ページをごらんください。

第11条は、特定任期付職員以外の任期付職員の給与条例等の適用除外等を定めるもので、第1項は、給料表、職務の級、初任給基準等の規定を適用しないこととするものであります。

第2項は、任期付短時間勤務職員には、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、勤勉手当を支給しないこととするものであります。

第3項は、任期付短時間勤務職員の通勤手当について、再任用短時間勤務職員と同様に1カ月当たりの通勤回数が10回未満の場合に支給率を50%とするほか、時間外勤務手当についても再任用短時間勤務職員と同様に、時間外勤務の時間とその日の正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間は、支給率を100分の100とするものであります。

第12条は、規則への委任について定めるものであります。

附則は施行期日等を定めるもので、特定任期付職員の選考採用について規定する第2条

の規定は公布の日から施行し、それ以外の規定は、令和2年4月1日から施行するもの
あります。

別表第1の特定任期付職員給料表は、国家公務員の特定任期付職員に準拠して定めるも
のであります。

別表第2の任期付職員給料表は、平成16年総行公第54号の任期付運用通知に基づき、
期間を限られた任用で経験の蓄積等の要素を考慮する必要性は低いため、職務の級ごとに
単一号給として定めるもので、1級については正規の職員の給料表の5号給、2級から6
級については、それぞれ各級の1号給とするものであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 任期付職員ということなんですけれども、現在、どういう方がおられます
か、あるいは任期付職員という想定される職種というんですか、仕事というんですか、そ
れは想定されるものが我が町にとってどのようなものが想定をされますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現在はおりません。これからの想定なんですけれども、説明につきまし
ては総務政策課長に説明させます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） これは今、制度がないのでこういう職員についてはいないんですけれ
ども、一番喫緊な例として国等で挙げられているものが、公務災害の発生した場合で専門
性を持つ職員とか、あるいは管理職等の職員が欠けた場合に、同じような技能を持ってい
る職員を時間を限って採用してほかの職員を養成するような形に使われている例が多いと
いうことの整理を受けております。平成29年度で東日本大震災で任期付職員の在職状況
という整理があるんですけれども、総合計では一般職で町村では520人、土木で125
人、建築で44人というデータが出ております。

また、それ以外に制度が発足当時に言われたのが、主にIT関連の業務を担当させるた
めに職員を雇う場合でありますとか、あるいは資格試験等で必要な資格を得ていないとで
きない業務が、公権力の行使に当たる場合については職員でないと問題が生じるおそれが
ありますので、職員としてきちんとした処遇で採用した上で業務に当たっていただくとい

うことを今後、想定しております。以上です。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第73号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第13 議案第74号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第13、議案第74号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第74号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、仕事と家庭の両立支援のため、育児・介護を行う職員の早出遅出勤務に関する規定を整備するとともに、吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の上程、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務政策課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

はぐっていただきまして、新旧対照表をごらんください。1ページをごらんください。

第3条及び第4条の改正は、議案第73号吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の上程による任期付職員制度の創設に伴い、任期付短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振りを定めるための改正を行うもので、再任用短時間勤務職員と同様の週休日及び勤務時間の割り振りとするものであります。

ページをはぐっていただきまして2ページの中段の第5条から3ページの中段までの第8条の改正は、いずれも文言の整理を行うものあります。

3ページの中段から4ページの中段をごらんください。

第8条の2の新設は、仕事と家庭の両立支援のため、育児または介護を行う職員の早出

遅出勤務に関する規定を整備するものであります。

小学校就学前の子の養育、小学校に就学している児童の学童クラブ等の送迎などのほか、家族の介護のために職員が申請したときは、公務に支障がない限り、始業及び終業の時間を早めて、または遅くして勤務することができるとするものであります。

4ページ中段の改正後の第8条の3第1項及び5ページ中段の第2項の改正は、文言の整理を行うものであります。

5ページの中段をごらんください。

改正後の第8条の3第3項の改正は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員の時間外勤務の制限について、育児・介護休業法の改正により、配偶者が子を養育できる場合でも請求できることとなった際の改正漏れに対応するほか、文言の整理を行うものであります。

6ページの第8条の3第4項の改正から8ページの上段の第10条までの改正は、今回の改正に伴う条ずれの対応のほか、文言の整理を行うものであります。

8ページの中段をごらんください。

第11条の改正は、無給休暇を廃止するものであります。

無給休暇については、組合休暇が第15条の3に規定されておりますが、運用実態がなく、県からも廃止するよう指摘を受けているため、廃止するものであります。

第12条の改正は、議案第73号吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の上程による任期付職員制度の創設に伴い、任期付短時間勤務職員の年次有給休暇を定めるための改正を行うもので、再任用短時間勤務職員と同様の年次有給休暇とするものであります。

8ページの下段の第14条から9ページ下段の第15条の2までの改正は、今回の改正に伴う条ずれ対応のほか、文言の整理を行うものであります。

9ページ下段の第15条の3の削除及び10ページ中段の第16条の改正は、第11条の改正で説明しましたとおり、無給休暇の廃止に伴う改正であります。

10ページ下段の第18条の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による非常勤職員の職の整理及び会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等を別に条例で定める旨の規定を改正するものであります。

議案書の2ページの附則をごらんください。

本条例の施行年月日は令和2年4月1日と考えております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第74号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第14 議案第75号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第14、議案第75号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第75号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の上程及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務政策課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 補足説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第2条の改正は、議案第73号吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の上程による任期付職員制度の創設に伴い、育児休業することができない職員に、任期付短時間勤務職員を加えるものであります。

1ページ中段の第2条の3から2ページ中段の第7条第1項までの改正は、議案第68号による改正に伴う条ずれ対応のほか、文言の整理を行うものであります。

2ページ下段をごらんください。

第7条第2項の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴う改正のほか、議案第68号による改正に伴う条ずれ対応を行うものであります。

会計年度任用職員は勤勉手当が支給されないため、育児休業中に勤勉手当の支給対象となる職員から、会計年度任用職員を除く旨の規定を定めるものであります。

3ページをごらんください。

第8条の改正につきましても、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴う改正であります。

会計年度任用職員は、給与決定の際に経験年数による号給加算はあるものの、昇給はないため、育児休業から復帰した際の号給調整の対象となる職員から、会計年度任用職員を除く旨の規定を定めるものであります。

3ページ中段の第10条から4ページ中段の第11条第1項までの改正は、文言の整理を行うものであります。

4ページ中段をごらんください。

第11条第1項第1号及び第2号の改正は、平成20年度に勤務時間が8時間から7時間45分に短縮され、育児短時間勤務の形態が、1週間当たり20時間、24時間、25時間の3形態から、19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分の4形態とされた際に、19時間35分を除く3形態として規定してしまったため、19時間35分を追加して4形態に改正するものであります。

4ページ下段の第13条及び5ページ上段の第16条表以外の部分の改正は、文言の整理を行うものであります。

5ページ中段から7ページ中段までの第16条の表の改正は、60時間以上の時間外勤務手当の割増及び時間外勤務代休時間が制度化され、給与条例に第15条第4項及び第5項が追加された際の読みかえ規定の追加漏れの対応、議案第68号による改正に伴う条ずれ対応のほか、文言等の整理を行うものであります。

7ページ中段をごらんください。

第17条の新設は、議案第73号吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の上程による任期付職員制度の創設に伴い、任期付短時間勤務職員が育児短時間勤務をした場合に、勤務時間に応じて給料を割り落とす規定を設けるものであります。

7ページ下段の改正後の第18条から8ページ中段の改正後の第20条表以外の部分の改正は、今回の改正に伴う条ずれ対応のほか、文言の整理を行うものであります。

8ページの中段から9ページ下段までの改正後の第20条の表の改正は、60時間以上の時間外勤務手当の割増及び時間外勤務代休時間が制度化され、給与条例に第15条第4項及び第5項が追加された際の、先ほども申しあげましたけれども、追加漏れに対応して国家公務員に準拠し第17条の読みかえ規定を削除するとともに、議案第68号による改正に伴う条ずれに対応し、文言等の整理を行うものでございます。

9ページ下段の改正後の第21条から10ページ下段の改正後の第24条までの改正は、議案第68号による改正に伴う条ずれ対応のほか、文言の整理を行うものであります。

議案書にお戻りいただきまして、4ページの附則をごらんください。

本条例の施行年月日についてであります。令和2年4月1日であります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第75号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

議 長（山畑祐男君） 休憩に続き会議を再開します。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 先ほど議案第71号で小池議員からございました質問について、お答えできなかった部分についてお答えいたします。

現在、臨時職員が72名、嘱託職員が13名、合わせて85名の職員が一般職の正規職員以外で働いております。フルタイムの来年度に移行する人数については、今現在はフルタイムの移行ということは当面の間はない予定でございます。

日程第15 議案第76号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第15、議案第76号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第76号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、本人の明らかな過失を伴わない不慮の事故により貴重な人材を失うことを避けるため、失職の特例に関する規定から公務執行中の限定を削除するとともに、地方公務

員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務政策課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条の4の改正は、降格は不利益処分であることから、現在、指針で定めている勤務実績がよくない場合を例示し、指導その他の措置を行ったにもかかわらず改善されない場合に降格となる旨を条例に明記するとともに、職制・定数の改廃等により、職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合を第2号として事由に加えるものであります。

この事由の追加につきましては、現在、吉岡町では級別定数を定めておりませんが、4級以上の職員の比率が高く、ラスパイレス指数が高い要因となっているため、今後、級別定数を定めることも想定し、国家公務員及び総務省の準則に準拠し、規定するものであります。

2ページ中段をごらんください。

第1条の5の改正は、第1条の4の降格の場合と同様に、現在、指針で定めている勤務実績がよくない場合を例示し、指導その他の措置を行ったにもかかわらず改善されない場合に降号となる旨を条例に明記するものであります。

2ページ中段の第2条の改正は、今回の改正に伴う号ずれに対応するものであります。

3ページをごらんください。

第3条の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴う改正及び文言の整理を行うものでございます。

会計年度任用職員の任期は1年以内であるため、第4項を新設し、休職の期間を3年以内ではなく、任期の範囲内で、任命権者が定める旨の規定を設けるものであります。

第5条の改正は、規定の誤りを修正するものであります。

第6条の改正は、町の職員団体等の要求に応え、本人の明らかな過失を伴わない不慮の事故により貴重な人材を失うことを避けるため、情状により必要と認められる場合に失職させないことができる特例規定から、公務執行中の限定を削除するものであります。

4ページをごらんください。

第7条の新設は、心身の故障を理由として分限処分を行う場合に命じる受診命令に従う義務を課す規定を設けるものであります。

現在は、指針で定めておりますが、当該規定は義務を課すものであり、条例で定めるべき事項であるため、新設するものであります。

改正後の第8条の改正は、文言の整理を行うものであります。

議案書のほうにお戻りいただきまして、2ページの附則をごらんください。

本条例の施行日は、第6条第1項を除く改正規定が令和2年4月1日、6条第1項の改正規定が公布日であります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第76号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第16、議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務政策課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 補足説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係する5条例について、所要の改正を行うものであります。

吉岡町職員条件付採用の分限に関する条例新旧対照表（第1条による改正）をごらんください。

第1条による改正は、法改正により、これまで任用根拠や身分が曖昧であった臨時・非常勤職員の職の整理が行われ、臨時的任用職員の任用根拠が厳格化されたことなどに伴い、関係規定を整備するものであります。

条件付採用職員及び臨時的任用職員については、公務員としての適格性を有しないものの排除が容易に行えるよう、地方公務員法の分限規定の一部が適用除外されており、法律及び条例の事由に該当しなくても分限処分が行えるものとされております。

ただし、その分限について条例で必要な事項を定めることができるとされており、その限りで身分保障があるものとなっております。

今回の法改正による職の整理等とあわせ、条件付採用職員の分限基準の改正を行うとともに、新たに臨時的任用職員の分限基準を規定するものであります。

新旧対照表の1ページをごらんください。

題名及び第1条の改正は、臨時的任用職員を追加するほか、条ずれの改正漏れの対応を行うものであります。

第2条の改正は、条件付採用期間中の職員の降任、免職の事由について、職制・定数の改廃等により廃職または過員を生じた場合に加え、勤務成績が悪い場合、心身に故障がある場合等であって、引き続き任用しておくことが適当でないと認められる場合を追加するものであります。

ただし、条件付採用期間中の職員については、正式採用された職員と異なり、指導その他の措置を行わずとも処分できることとするものであります。

1ページ下段から2ページ上段をごらんください。

第3条の新設は、臨時的任用職員の免職事由を新設するもので、第2条の条件付採用職員の降任、免職と同様の事由のほか、臨時的に任用する事由がなくなった場合も免職できるとするものであります。

2ページ中段の第4条及び3ページの第5条の新設は、条件付採用職員及び臨時的任用職員の降給を定めるもので、第4条は降給の種類、第5条第1項は降格の事由、第5条第2項は降号の事由について定めるものであります。

第5条第1項の降格の事由は、職制・定数の改廃等により廃職または過員を生じた場合のほか、勤務成績が悪い場合等であって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められる場合、心身に故障があり職務の遂行に支障がある場合等に、降格することができるものとするものであります。

3ページ中段をごらんください。

第5条第2項の降号の事由は、勤務成績が悪い場合であっても、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合で、必要があると認めるとき

は、降号することができるとするものであります。

第6条の新設は、規則への委任規定を定めるものであります。

続いて、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表（第2条による改正）をごらんください。

第1条及び第3条の改正は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、パートタイム会計年度任用職員に係る減給の範囲及び金額を規定するものであります。

第4条及び第5条は、文言の整理を行うものであります。

続いて、1ページをはぐっていただきまして、吉岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第3条による改正）をごらんください。

第3条の改正は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、フルタイム会計年度任用職員を報告・公表の対象に追加するとともに、報告・公表すべき事項に職員の休業に関する状況を追加するものであります。

続いて、吉岡町職員定数条例新旧対照表（第4条による改正）をごらんください。

第4条の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨時的任用職員のうち臨時の職に関する場合は定数条例の対象外、緊急の職に関する場合は定数条例の対象となる解釈が総務省のマニュアルにより示されたため、定数条例の対象となる職員から臨時の職に関して任用された臨時的任用職員を除く旨を明記するものであります。

続いて、公益的法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第5条による改正）1ページをごらんください。

第2条第2項第3号の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う条ずれ対応を行うものであります。

第2条第2項第4号の改正は、文言の整理を行うものであります。

1ページ下段の第2条第2項第5号及び2ページ上段の第3条第5号の改正は、分限条例の引用条項の誤りを修正するものであります。

2ページをごらんください。

第5条の改正は、条例番号の誤りを修正するとともに、議案第68号による改正に伴う条ずれ対応を行うものであります。

第7条の改正は、企業職員等である派遣職員の給与の種類に関する改正で、派遣先が地域手当の級地である場合は、地域手当の支給対象となるため、企業職員等である派遣職員の給与の種類に地域手当を加えるものであります。

議案のほうに戻って3ページのほうの附則をごらんいただければと思います。本条例の施行日は令和2年4月1日であります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第79号 吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第17、議案第79号 吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第79号 吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

現在、スマートIC東側で進めておりました用途地域の指定に合わせて地区計画を定めるに当たり、建築基準法に基づき地区計画の区域内の建築物に関する制限を定めることにより、当該区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保するものであります。

詳細につきましては、産業建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） それでは、議案第79号について町長の補足説明をさせていただきます。

初めに、第1条につきましては、本条例の目的を規定したものでございます。建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき地区計画の区域内の建築物に関する制限を定めることにより、当該区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的としております。

第2条では、本条例で使われている用語の意義について定義しているものであり、本条例の中で定義するもののほかは建築基準法及び建築基準法施行令の用語となります。

第3条では、本条例による規則の適用を受ける区域を限定しており、別表第1に掲げている区域となります。

3ページをごらんください。

別表第1として、名称駒寄スマートインターチェンジ東周辺地区地区整備計画区域、次に、前橋伊香保線吉岡バイパス沿線地区地区整備計画区域、そして、既存商業地地区地区整備計画区域となっております。

1 ページに戻りまして、第4条では、第3条に規定する区域において建築物の用途の制限を別表第2に掲げる計画地区の区分欄に掲げる地区ごとに定めるものです。計画地区の区分欄に応じそれぞれ建築物の用途の制限の項に掲げる規定に適合するものでなければならぬと定めております。

次に、第5条の第1項では、建築物の敷地面積の最低限度を定めるものでございます。建築物の敷地面積の最低限度は、別表第2に掲げる敷地面積の最低限度に掲げる数値以上でなければならぬと定めております。

続いて、第2項です。本条例施行以前より建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しないもの又は本条例施行以前より第1項の規定に適合しない土地についてその全部を一つの敷地として建築物の敷地に使用する場合において、また、それらの土地を新たに取得したものがその全部を一つの敷地として使用する場合においては、第1項の規定は適用しないという、本条例施行前に既にある建築物の敷地として使われているものや最低敷地に満たないものについては、本条例の適用外となる、いわゆる既存不適格と言われる規定となります。

続いて、第3項です。こちらは、既存不適格の土地があったとしても、土地の買い増しや借地等によって敷地がふえ、第1項の建築物の敷地面積の最低限度の規定に適合することとなった土地については、既存不適格の取り扱いの対象から外するという規定でございます。

次に、第6条です。垣又は柵の構造の制限を別表第2に掲げる規定に適合するものでなければならぬとする規定でございます。

次に、第7条第1項です。こちらは建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合において、第5条の規制適用範囲について定めております。当該敷地の過半が属する地区の規制が適用されます。

第2項では、建築物の敷地が計画地区の内外にわたる場合の第4条及び第5条の規制適用の区分について定めております。こちらも当該敷地の過半が属する地区の規制が適用され、地区の外から過半を占めればこれらの規定は適用されないものでございます。

第3項では、第6条の規定の規制適用範囲を示したものです。2つ以上の計画地区にわたる場合や地区計画区域の内外にわたる場合は、その建築物の属する計画地区の制限を当該建築物の部分に適用するものでございます。

次に、第8条です。この条例の規定を適用しない建築物及び敷地を規定しております。

法令上又は公益上必要な建築物で用途上や構造上でやむを得ないと認めて町長が許可した
ものや敷地、また、土地利用の状況などに照らして適正な都市機能と健全な都市環境の確
保に支障がないと認めて許可した建築物と敷地と定めるものでございます。

第2項です。第1項第2号に規定された適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障
がないと認めて許可する場合には、町土地開発事業審議会の意見を聞かなければなら
ないとするものです。

次に、第9条です。こちらは、建築基準法第3条第2項の規定により、建築物の用途の
制限である第4条の適用を受けないこととなった建築物を増築又は改築する場合の制限の
緩和を規定したものでございます。

第1号では、本条例の施行を基準時とし、また、第4条が改正された場合は、その改正
前の規定を含むと規定されておりますが、その基準時の敷地内におけるものであり、かつ、
増築又は改築後における延べ面積及び建築面積に対する基準時の敷地面積による建ぺい率
及び容積率がそれぞれ建築基準法第5条第2項第1項、第2項及び第7項、並びに第53条の
規定に適合することと定めるものでございます。

第2号及び第3号では、増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2
倍を超えないこと、また第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の
合計は、基準時における部分の床面積の合計の1.2倍を超えないことと規定しているも
のでございます。

第10条です。こちらは委任規定となります。

次に、第11条です。本条例で定められた事項について、違反した場合における10万
円以下の罰金とする罰則の対象者を定めたものです。

第1号です。第4条、第5条第1項または第6条の規定に違反した建築物の建築主を対
象としております。

第2号です。建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させ、第5条の規定に
違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者、または占有者を対象とし
ております。

第3号では、第6条の規定に違反した場合における当該敷地の設計者、設計図書を用い
ないで工事をした場合や設計図書に従わないで工事を施工した場合における当該建築物の
工事施工者を対象としております。

第4号です。建築物の用途の変更をする場合に、建築基準法第87条第2項において準
用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者、または占有者
を対象としております。

続いて、第2項です。第1項第3号の違反行為が建築主の故意によるものであるときは、

建築主に対しても罰金刑を科す規定となります。

第3項です。法人や人の代理人や使用人その他従業員がその法人等の業務に関して第1項の違反行為をした場合においては、その行為者のほか、その法人や人に対しても罰金刑を科すという規定でございます。なお、罰則規定につきましては、事前に前橋地方検察庁と協議を了しておるものであります。

続いて、別表第1となります。こちらは各地区整備計画区域を示しております。都市計画決定により告示されますと、こちらに告示日と告示番号が入ります。本条例は、公布の日から施行し、都市計画法に基づく地区計画の決定の告示の日から制限が適用されます。

別表第2です。各地区整備計画区域の建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低制限及び垣又は柵の構造の制限が記載されております。

別表の第2でございますが、左から地区整備計画区域の名称、計画地区の区分、そして、右側が制限とあります。最初に、駒寄スマートインターチェンジ東周辺地区地区整備計画区域とし、地区計画図に表示するA地区でございます。建築物の用途の制限で2をごらんいただいて、次の各号に掲げる建築物は建築してはならないとして1号から4ページの15号まで記載されております。

続いて、建築物の敷地面積の最低限度で1万3,000平方メートルということで大型商業施設を予定しております。

続いて、地区計画図に表示するB地区、建築物の用途の制限ということで次の各号に掲げる建築物は建築してはならないということで1号から16号までが記載されております。

続いて、建築物の敷地面積の最低限度は500平方メートルとなっております。

続いて、地区計画図に表示するC地区でございますが、建築物の用途の制限、こちらは次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならないということで1号と2号が記載されております。

続いて、建築物の敷地面積の最低限度でございますが、200平方メートルでございます。垣又は柵の構造の制限でございますが、道路境界線から3メートル以内に設置する垣又は柵については、町並みの美観や歩行者の安全性の確保を図るため、生け垣等とし、ブロック塀、その他これに類似する不透視性の塀等は設置してはならない。ただし、前面道路の中心からの高さが0.6メートル以下の部分については、この限りでないというものでございます。

続いて、地区計画図に表示するD地区でございます。建築物の用途の制限につきましては、次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならないということで1号から4号が記載されております。建築物の敷地面積の最低限度は500平方メートルとなっております。垣又は柵の構造の制限については、略させていただきます。

続いて、前橋伊香保線吉岡バイパス沿線地区地区整備計画区域でございます。こちら全区域で建築物の用途の制限でございますが、次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならないということで、1号から8号まで記載されております。建築物の敷地面積の最低限度は180平方メートル、垣又は柵の構造の制限につきましては、前に説明したものと同じですので略させていただきます。

次に、既存商業地地区地区整備計画区域でございます。こちらもその区域全区域でございます。建築物の用途の制限でございますが、次の各号に掲げる建築物は建築してはならないということで、1号から13号までが記載されております。

続いて、建築物の敷地面積の最低限度は150平方メートルでございます。

8ページで、垣又は柵の構造の整備につきましては、前に説明したものと同じですので略させていただきます。

3ページに戻りまして、附則としまして、本条例は公布の日から施行します。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） この条例に伴うところの各それぞれの地区整備区域の図面の提出はないんですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 産業建設課長のほうより説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 地区計画は都市計画法に基づく手続をとっておりまして、その中に地区が表示された図面はございます。以上です。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今計画があつて実施に移される段階で今の3つの地区計画、地区整備計画が出ておりますけれども、普通でしたらこの条例が出るに合わせて、これに該当する3カ所出てますけどね、これはちゃんとどこどこ、これでいうと、駒寄インター東周辺地区整備計画区域はここです、前橋伊香保吉岡バイパス線はここです、既存商業地地区地区整備計画はここですと条例に合わせてそれが添付されているというのが本来の形だと思うん

ですけど。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 申しわけありませんでした。後ほど図面提示をさせていただきます。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第79号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第80号 吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第18、議案第80号 吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第80号 吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

現在、駒寄スマートIC東側や役場西側で進めておりました用途地域の指定に合わせて、吉岡町立地適正化計画に基づいた将来にわたる緩やかな居住の誘導、持続可能なまちづくりの推進や空き家予備軍の防止のため、共同住宅及び長屋の建築制限のため制定するものであります。

詳細につきましては、産業建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） それでは、議案第80号について町長の補足説明をさせていただきます。

初めに、第1条につきましては、本条例の目的を規定したものでございます。建築基準法第49条の2の規定に基づき特定用途制限地区内における建築物の用途の制限に関する事項を定めることにより、合理的な土地利用を図り、もって良好な環境の形成や保持に資することを目的としております。

第2条第1項では、本条例で使われている用語の意義について規定しております。建築

基準法及び建築基準法施行令で使用する用語となります。

第2項です。この条例における基準時について定義説明となります。基準時とは、建築基準法第3条第2項の規定により、第4条の規定の適用を受けない期間の始期をいうものでございます。

次に、第3条です。本条例の適用地域を規定するものでございます。

続いて第4条です。こちらは建築物の用途の制限を規定しております。第3条で規定された地域において、別表の左側に掲げる地域に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる建築物を建築してはならないと定めるものでございます。

2ページ目の別表をごらんください。建築してはならない建築物として共同住宅と長屋が記載されております。

戻りまして、次に、第5条です。こちらは建築基準法第3条第2項の規定により、第4条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕や模様替え、増築、改築、または移転をする場合において建築基準法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず定められた範囲内であれば、第4条の規定を適用しないという規定でございます。

第1号では、基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積に対する基準時の敷地面積による建ぺい率及び容積率がそれぞれ建築基準法第52条第1項、第2項及び第7項並びに第53条の規定に適合することとされております。

第2号及び第3号では、増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと、また、第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時における部分の床面積合計の1.2倍を超えないことと規定しております。

次に、第6条でございます。建築物の用途を変更する場合において、第4条の規定を準用するものでございます。つまり特定用途制限地域において建築物の用途を共同住宅、または長屋に変更はできないと定めるものでございます。

続いて、第7条です。建築物の敷地が特定用途制限地域内外にわたる場合においては、当該敷地が特定用途制限地域の過半となるときは、その敷地全てが特定用途制限地域となり、本条例が適用となる旨を規定しております。

第8条でございます。第1項では、公益上必要な建築物の特例を定めたものです。当該地域の良好な環境を害するおそれのないと認められる、又は公益上やむを得ないと認めたものについては、第4条の規定は適用しないとするものでございます。

第2項では、第1項に規定した許可をする場合においては、町土地開発事業審議会の意見を聞かなければならないとするものでございます。

第9条は委任規定となります。

次に、第10条でございます。本条は罰則の対象者を規定したものととなります。

第1項第1号では、第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主を対象としております。

続いて、第2号では、第6条において準用する第4条の規定に違反した場合における建築物の所有者、管理者又は占有者を対象と規定しております。

次に、第2項です。法人や人の代理人や使用人、その他従業者がその法人との業務に関して第1項の規定に違反行為をした場合においては、その行為者のほか、その法人や人に対しても罰金刑を科すという規定でございます。

なお、罰則規定につきましても事前に前橋地方検察庁と協議を了しております。

続いて、附則となります。本条例は、都市計画法に基づく特定用途制限地域の決定の告示の日から施行されるものでございます。

別表です。地区の区分及び建築してはならない建築物が規定されており、共同住宅と長屋が記載されております。

附則としましては、この条例は第3条の規定による特定用途制限地域の告示の決定のあった日から施行するとあります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第80号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第19 議案第81号 吉岡町下水道事業の設置等に関する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第19、議案第81号 吉岡町下水道事業の設置等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第81号 吉岡町下水道事業の設置等に関する条例について提案理由を申し上げます。

内容については、公共下水道事業及び農業集落排水事業に、地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するため、新たに条例を制定する必要が生じたものでござ

います。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

本条例の制定については、公共下水道、農業集落排水、それぞれの下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するために必要なことから定めるものでございます。

議案書本文をごらんください。

第1条は、公営企業法適用による事業の設置、経営基準等の趣旨の定めとなります。

第2条では、公衆衛生向上の寄与と公共用水域の保全に資する等の設置目的を定めております。

第3条では、地方公営企業法の財務規定等を適用する旨を規定。

第4条は、「経営の基本」で、公共下水道事業、農業集落排水事業、それぞれの経営規模について規定しており、第3項の農業集落排水事業の名称、区域については、3ページに別表で添付しておりますが、処理施設の概要を掲げております。

また、経営の基本に関する事項としましては、地方公営企業法の規定により定めるもので、第5条からということで、第5条については、「重要な資産の取得及び処分」について。第6条では、「議会の同意を要する賠償責任の免除」について。第7条では、「議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等」について。第8条では、「業務状況説明書類の作成」について。それぞれ規定をしておるところでございます。

議案書本文の2ページの中ほどをごらんください。

附則1として、この条例の施行期日ですが、令和2年4月1日から施行するものでございます。

附則2から附則の4につきましては、この条例の施行に伴うものでございます。

附則2では、（1）吉岡町公共下水道事業特別会計条例及び（2）吉岡町農業集落排水事業特別会計条例をそれぞれ廃止するものでございます。

附則の3については、吉岡町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。附属資料の新旧対照表・附則による改正1／2ページをごらんください。

改正では、まず題名を改めるもので、新旧対照表の見出しの下線引き、「吉岡町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例」の、文句の中から「設置及び」を削るものです。

また、第1条中の下線引きでは、旧の下線引きを下の下線引きに改め、第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り上げるものであります。

附則の4については、吉岡町水洗便所改造資金融資幹旋条例の一部を改正するものです。資料添付の最後、新旧対照表・附則による改正1/1ページをごらんいただきますと、改正内容につきましては、新旧対照表の第2条第2号中の下線引き「吉岡町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第3条」を「吉岡町下水道事業の設置等に関する条例第4条第3項」に改めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第81号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第82号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議 長（山畑祐男君） 日程第20、議案第82号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第82号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、群馬県市町村総合事務組合による事務の共同処理を行う組織団体を追加するために、群馬県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要がある、地方自治法の規定により議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、総務政策課長から説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更するときは、関係地方公共団体間の協議によりこれを定め、そして、第290条により、その

場合は関係地方公共団体の議会の議決が必要であることから、事務の共同処理を行う組織団体の追加等に関する協議について上程させていただくものであります。

それでは、新旧対照表をごらんください。

別表第1については、群馬県市町村総合事務組合同規約第2条に規定される「組合を組織する地方公共団体」を掲げておりますが、この掲載順を一部事務組合の設立順に変更するものでございます。

続きまして、別表第2については、規約第3条において「組合の共同処理する事務」として、同表右欄に掲げる組織団体の同表左欄の事務を共同処理すると規定されています。その同表1の項「常勤の職員に係る退職手当の支給事務」の共同処理を行う組織団体に「群馬東部水道企業団」、同表3の項「消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金支給事務」の共同処理を行う組織団体に「藤岡市」をそれぞれ加えるものでございます。

また、同表1の項及び5の項については、別表第1と同様に掲載順を一部事務組合の設立順に変更するものであります。

続きまして、議案書2ページをごらんください。

下段の附則第1項「施行期日」ですが、地方自治法第286条第1項の規定により県知事の許可を受け、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第82号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第83号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）

議長（山畑祐男君） 日程第21、議案第83号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 説明申し上げます。

議案第83号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,488万2,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億9,230万4,000円とするものです。

今回の補正の主な増減内容を申し上げますと、まず歳入では、15款国庫支出金において2,867万4,000円の増、19款繰入金において5,340万5,000円の増、22款町債において1,760万円の増などとなります。

次に、歳出ですが、3款民生費において5,741万4,000円の増、6款農林水産業費において1,523万7,000円の増、8款土木費において1,536万7,000円の増、10款教育費において1,801万8,000円の増などとなります。

なお、詳細につきましては、財務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、議案第83号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）の1ページをごらんください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額につきましては、ただいま町長が提案説明の中で申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、内容につきましては、補正の款項の区分等を含めて後ほど事項別明細書で説明させていただきます。

第2条地方債の補正は、「第2表・地方債補正」によるとなっております、これにつきましては7ページをごらんください。

地方債の変更となりますが、学校教育施設等整備事業債（駒小体育館改築事業）の限度額を3億3,050万円から3億4,540万円に増額、同じく（吉中校舎増築事業）の限度額を1億560万円から1億830万円に増額するものです。どちらも事業費の増に伴うものとなっております。

次に、歳入歳出の主な補正内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、11ページ上段をごらんください。

まず、歳入ですが、10款地方特例交付金2項1目1節子ども・子育て支援臨時交付金の559万6,000円の増及び下段の15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節児童運営費国庫負担金で、子どものための教育・保育給付費国庫負担金2,838万5,000円の増、それと12ページ下段をごらんいただきまして、16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節児童運営費県負担金491万1,000円の増と

なります。これらは歳出で施設型給付費が増となったものに伴うものです。

次に、14ページ下段をごらんください。

19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は、5,010万1,000円の増です。これにより、補正後の財政調整基金からの繰り入れは、7億958万円となり、財政調整基金の残高見込み額は予算額ベースで16億1,246万円となります。

15ページ最後の22款町債につきましては、先ほど「地方債補正」にて説明させていただいておりますので、事業費の増に伴うものとなっております。

歳入は以上となります。

次に、歳出は16ページの議会費からとなりますが、全体の共通事項といたしまして、人件費の補正につきましては職員採用と給与改定などに伴うものです。また、負担金、補助及び交付金の中で渋川広域負担金と記載のあるものにつきましては、渋川地区広域市町村圏振興整備組合から示された10月算定による増減となっております。

それでは、17ページをごらんください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費15節工事請負費庁舎改修工事の237万6,000円及びその下、18節備品購入費の916万円の増は、機構改革に伴う内線番号の変更や執務室内のレイアウト変更、ローカウンター設置などに要する経費となっております。

次に、18ページ上段をごらんください。

12目電子計算費15節工事請負費のネットワーク機器交換設置工事で577万5,000円の増です。こちらはフローケーブルの老朽化に伴い実施するものとなります。

次のページ、19ページ下段の県知事選挙費から22ページの参議院議員選挙費につきましては、それぞれ選挙が終了し、歳出額が確定したことによる減額となっております。

次に、少しページを飛んでいただき、25ページ中段をごらんください。

3款民生費2項児童福祉費3目児童保育費19節負担金、補助及び交付金の施設型給付費5,617万7,000円の増につきましては、児童数が増加したことによるものです。

次に、26ページ下段をごらんください。

4款衛生費1項保健衛生費6目保健センター費15節工事請負費の保健センター改修費317万9,000円及びその下、18節備品購入費の保健センター備品108万9,000円の増は、子育て世代包括支援センター開設準備に伴うセンター内のレイアウト変更や各種備品などに要する経費となっております。

次に、28ページ下段をごらんください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費15節工事請負費で400万円の増となります。こちらは道の駅西のライスセンター跡地を舗装整備するものとなります。その下、

4目畜産振興費19節負担金、補助及び交付金でアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金300万円の増です。こちらは農場において防護柵を設置した費用に対して補助するものとなります。

次に、31ページ中段をごらんください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費15節工事請負費で道路維持補修工事（単独）400万円の増です。こちらは、町道や側溝など、修繕工事の増に伴うものとなっております。

次に、少しページを飛んでいただき、34ページ上段をごらんください。

10款教育費2項小学校費3目学校建設費15節工事請負費で駒小体育館新築工事の1,909万6,000円の増です。こちらは基礎くい等の設計変更に伴う工事費の増によるものです。

またその下、3項中学校費3目学校建設費15節工事請負費で校舎増築工事の363万円の増です。こちらは今回の増築工事に伴い、新たに既存配管の切り回し工事が発生したことによるものです。

次に、35ページ、最下段をごらんください。5項保健体育費1目保健体育総務費13節委託料で900万円の減となります。こちらは八幡山グラウンド拡張事業におきまして、来年度以降、計画の見直しを検討しているため、今年度の業務委託費を減額するものとなります。

ここまでが歳入歳出補正予算の主な増減内容となります。

そして、37ページから39ページまでが給与費明細書となっております。また、最終の40ページは、「地方債の平成29年度末及び平成30年度末における現在高並びに令和元年度末における現在高の見込みに関する調書」です。今回の補正予算で、学校教育施設等整備事業債などを変更した内容となっております。

そのほか、別紙参考資料といたしまして、A4判、19ページの説明資料を添付させていただきます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第83号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第84号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2

号)

議長 (山畑祐男君) 日程第22、議案第84号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長 (柴崎徳一郎君) 議案第84号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,757万1,000円としたいものです。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長 (山畑祐男君) 笹沢上下水道課長。

[上下水道課長 笹沢邦男君発言]

上下水道課長 (笹沢邦男君) 補足説明をさせていただきます。

2ページ「第1表・歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書にて説明をいたします。

議案書6ページをお願いいたします。

歳入より説明をいたします。

歳入、第5款繰入金50万7,000円の追加。歳入歳出の相殺に伴う補正となります。続いて、7ページをお願いいたします。

歳出ですが、第1款下水道費1項1目総務管理費26万6,000円の追加、主な内容ですが、2節給料、3節職員手当の追加は、給与改定に伴う人件費の見直し等により補正をお願いするものです。

11節需用費1万7,000円、12節役務費6,000円、14節使用料3,000円の追加については、次年度に移行を予定しております公営企業会計適用に向けた会計システム運用に伴う経費の追加補正をお願いするものです。

3目建設費24万1,000円の追加、主な内容は、全額給与改定に伴う人件費の追加等による補正をお願いするものです。

以上、補足説明といたします。よろしくをお願いいたします。

議長 (山畑祐男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第84号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第23 議案第85号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第23、議案第85号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第85号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,663万5,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明をさせますので、よろしく審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） それでは、補正予算の主な説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をいたします。

8ページをごらんください。

歳出の部、第2款第1項第4目退職被保険者等療養費第19節負担金、補助及び交付金につきましては、退職被保険者等の療養諸費の予算不足によるもの、第5款第2項第2目疾病予防費第12節役務費については、重複多受診訪問指導員の保険料となります。

7ページをごらんください。

第7款第2項第1目国民健康保険基金繰入金については、歳出に伴う計上となります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第85号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第24 議案第86号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)

議長(山畑祐男君) 日程第24、議案第86号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長(柴崎徳一郎君) 議案第86号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,725万1,000円としたいものです。

詳細につきましては上下水道課長に説明させていただきますので、よろしく審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(山畑祐男君) 笹沢上下水道課長。

[上下水道課長 笹沢邦男君発言]

上下水道課長(笹沢邦男君) 補足説明をさせていただきます。

2ページ、「第1表・歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書により説明をいたします。

議案書6ページをお願いいたします。

歳入ですが、第3款繰入金9万9,000円の追加。歳入歳出の相殺に伴う補正となります。

続いて、7ページをお願いします。

歳出ですが、第1款農業集落排水事業費1項1目総務管理費9万9,000円の追加、主な内容ですが、3節職員手当、4節共済費の追加は、給与改定に伴う人件費の見直し等により補正をお願いするものです。11節需用費、12節役務費、14節使用料の追加については、次年度に移行を予定しております公営企業会計適用に向けた企業会計システム運用に伴う経費の追加補正となります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長(山畑祐男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(山畑祐男君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第86号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第25 議案第87号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第25、議案第87号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第87号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ109万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,869万3,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に包括支援センター受託事業の減に伴うものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしく審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） それでは、補正予算の主な説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をいたします。

7ページをごらんください。

第1款保険料、第2款第2項第1目調整交付金及び歳出の部の事項別明細書の説明欄に財源変更と記載されている補正についてになります。この補正の内容につきましては、主に調整交付金の交付決定に伴う所要の補正となります。

次に、第2款第2項第2目、8ページ、第3款、第4款第2項第1目及び9ページ、第6款第1項第2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、歳出のほうの15ページ、第4款第2項第2目介護予防ケアマネジメント事業費及び16ページ、第3項第1目一般介護予防事業費に対する所要の補正となり、内訳につきましては、介護予防ケアマネジメントの委託件数の減及び認知症予防教室開催に伴う消耗品費等の増に伴うものとなります。

ページを戻りまして、7ページにお戻りください。

第2款第2項第3目、8ページ、一番下の行の第4款第2項第2目及び9ページ、第6款第1項第3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事

業)につきましては、歳出の部の14ページ、第4款第1項第1目包括的支援事業費の減に伴う所要の補正となり、歳出の内訳につきましては包括支援センターの人事移動に伴う委託料の減に伴うものになります。

ページを戻りまして7ページ、第2款第2項第5目事業費補助金及び9ページ、第6款第1項第5目その他一般会計繰入金については、歳出の11ページ、第1款第1項第1目一般管理費に係る所要の補正で内容としましては、委託料について介護報酬改定に伴うシステム改修委託料及び備品購入費につきましては、パソコン購入に伴う不用額の減となります。

以上、よろしく申し上げます。

議長(山畑祐男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(山畑祐男君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第87号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第26 議案第88号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)

議長(山畑祐男君) 日程第26、議案第88号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長(柴崎徳一郎君) 議案第88号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,416万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億459万6,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に保険料軽減特例見直しに伴うものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしく審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(山畑祐男君) 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長(米沢弘幸君) それでは、補正予算の説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

6ページをごらんください。

歳入、第1款第1項後期高齢者医療保険料及び7ページ、歳出、第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料軽減特例見直しによる所要の補正となります。

ページ戻りまして6ページ、第4款第5項雑入につきましては、平成30年度広域連合共通経費の返還金で、7ページ、歳出第3款第2項繰出金で同額を一般会計に繰り出します。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第88号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第27 議案第89号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議 長（山畑祐男君） 日程第27、議案第89号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第89号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出では、第1款水道事業費用第1項営業費用で38万9,000円の追加をお願いするものであります。

次に、資本的収入及び支出では、第1款資本的支出第1項建設改良費25万2,000円の減額をお願いし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源を改めさせていただきます。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

議案書9ページ、水道事業会計補正予算明細書をごらんください。

初めに、収益的収入及び支出ですが、支出で、第1款水道事業費用1項営業費用1目配水及び給水費8万8,000円の減、2目総係費47万7,000円の追加、内容につきましては、全額給料、手当及び法定福利費などの人件費となりますが、給与改定等に伴う追加及び見直し等による補正をお願いするものです。

続いて、10ページをごらんください。

資本的収入及び支出では、主な支出で、第1款資本的支出1項建設改良費1目配水設備工事費25万2,000円の減、内容については全額手当及び法的福利費などの人件費となりますが、これも給与改定に伴う追加及び見直し等による減額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終いたします。

ただいま議題となっております議案第89号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時17分散会

令和元年第4回吉岡町議会定例会会議録第2号

令和元年12月3日（火曜日）

議事日程 第2号

令和元年12月3日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総務政策課長	高田 栄 二 君
財 務 課 長	高橋 淳 巳 君	町民生活課長	福島 良 一 君
健康福祉課長	米沢 弘 幸 君	産業建設課長	大澤 正 弘 君
会 計 課 長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 中 島 繁 主 事 田 中 美 帆

開 議

午前9時30分開議

議長（山畑祐男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日は、一般質問を行います。

通告のあった7人のうち、本日は4人の一般質問を行います。

その前に説明をしておきますが、質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。

なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第2号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議長（山畑祐男君） 日程第1、一般質問を行います。

1番小林静弥議員を指名します。小林議員。

〔1番 小林静弥君登壇〕

1番（小林静弥君） 1番小林です。議長への通告に従い、一般質問を行います。

質問に先立ち、先日、令和元年10月12日に発生した台風19号及び豪雨・暴風で被害に遭われた方々と被災された全ての地域の皆様に対し、謹んでお見舞い申し上げ、一日も早い復興をご祈念申し上げます。また、行方不明の方々のご無事と亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げます。

さて、それでは質問いたします。

先ほど申し上げましたように、先日の台風19号では、気象庁からの発表に日本全国でその対策や準備が行われました。鉄道航空交通機関の計画的な運休や、行楽地、商業施設などの計画的な営業停止がありました。

例に漏れず、我が吉岡町でも、毎年恒例の「よしおかふるさと祭り」の中止を初めとして、さまざまな対策や準備がなされたことと思います。

町の防災計画においては、自然災害に備えてのマニュアルなど準備があると思いますが、何十年に一度と報じられたこの大災害を前にして、町としてどのような対策をとられたのでしょうか、お伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日とあすの2日間、7名の議員さん方から質問をいただいております。精いっぱい答弁させていただきます。

それでは、本日の一番手であります小林議員からの、まず、台風19号関連についてお答えさせていただきます。

台風19号は、関東、甲信越、東北地方、1都15県に甚大な被害をもたらしました。また、県内においても、多くの市町村で大変な被害を受け、今も復旧作業に対応されているとのことでございます。

被災された方々には、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

幸いにも、吉岡町では大きな被害はございませんでしたが、町も台風の接近前の11日から災害対応を開始し、そして台風が通過した13日の朝には、役場職員総出で災害状況の調査などの対応をいたしました。

なお、対策と準備につきましては、町民生活課長に答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 台風19号における対策と準備についてお答えします。

台風19号が接近、通過した10月12日の前日、11日の13時に、町長を初め三役及び課長、局長で対策会議を開き、その会議で、災害警戒本部の設置や住民への注意喚起、災害時避難行動要支援者など避難に時間がかかる方や台風接近に不安になった方を対象とする自主避難所の開設、職員への待機命令や参集等について協議しました。

そして、その日の15時に災害警戒本部を設置し、台風19号接近による警戒を開始しました。

そして、16時から、吉岡町コミュニティーセンターを自主避難所として開設し、防災無線、よしおかほっとメール、テレビを使い、自主避難所の開設や台風接近に伴う注意喚起を住民に対しお知らせしました。また、自主避難所の開設に伴い、毛布や備蓄品の準備などの対策と準備を行ったところでございます。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） ただいま町民生活課長より説明をいただきましたが、12日の夕方、風雨の強まる中、自主避難場所としてコミュニティーセンターと老人福祉センターが開設され、また、さらなる強風、豪雨のための利根川水位上昇によって漆原新田地区に避難指示が出されました。社会体育館が避難場所として開設されました。

実際の町民の避難状況はいかがだったでしょうか。自主避難された方々の人数や世帯数、

避難指示が出された地域の避難予定の人数と世帯数、また実際に避難をされた人数、世帯数はいかがだったでしょうか、お聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 避難所における自主避難と避難指示後の状況についてお答えします。

吉岡町において、10月11日15時に災害警戒本部を設置し、16時に吉岡町コミュニティセンターを自主避難所として開設しました。

避難者の状況は、11日の開設から12日の12時35分までの間、避難者はゼロ名でした。12日の12時35分に避難された方は1世帯2名となり、その後、気象庁から大雨警報が発令され、14時に災害警戒本部から災害対策本部となり、災害対策本部で協議し、今後収容人数がふえることを考え、16時30分に老人福祉センターも自主避難所として開設しました。その時点で避難者は、コミュニティセンターが5世帯8名、老人福祉センターはいませんでした。その後、19時30分、避難者はコミュニティセンターが8世帯15名、老人福祉センターが2世帯8名となりました。

その後、20時12分に大雨特別警報が発令され、災害対策本部で協議し、新田地区の世帯数95、人口263人が収容可能な施設として吉岡町社会体育館を指定避難所として開設することを決めて、新田地区に避難勧告の発令を行いました。それによって、社会体育館に3世帯8名が避難してきました。

22時10分時点で、コミュニティセンター12世帯29名、老人福祉センター2世帯8名、社会体育館3世帯8名の合計17世帯45名の方が避難され、それがそれぞれの避難所の最高人数となり、その後、13日となり、雨足も徐々に弱くなり、避難者の方々が帰宅し始め、13日の6時30分で全ての避難所において避難者が帰宅されました。

状況については、以上でございます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ただいま避難状況についてご説明をいただきましたが、実際その3カ所に、予定された人数よりも大分下回った人数の避難者の方が避難されたというふうに今受け取りました。

実際、避難場所については、町の周知のところはわかりやすかったのでしょうか。また、実際に避難をされた場合、受け入れ体制はとれたのか。避難者の当時の安全、強風がかな

りありましたし、雨も強かった、その状況の中で、避難者に対する安全と担当された職員の皆さんの安全は確保されていたのでしょうか。振り返ってみていかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 今回、避難所とした場所は、吉岡町コミュニティーセンター、老人福祉センター、吉岡町社会体育館で、住民の多くがふだんから利用している施設であります。場所はわかりやすかったのではないかと考えております。周知についても、防災無線や、よしおかほっとメール、テレビ等を使用して行いました。

受け入れ体制ですが、新田地区は避難勧告ということで、95世帯263人の収容が可能な施設でなければと考え、近くの集会場等では収容人数も分散し、それに対応する職員の人数も必要となることを考慮し、指定避難所の一つである社会体育館を避難場所と選択しました。

状況を振り返ると、特別警報が発令され、利根川の決壊等で浸水が発生する前に、室長、課長で避難所の受け入れ体制を整え、住民の避難を考えることだけで精いっぱいでした。その中でも、それぞれの職員が、できる限りの安全を確保しながら対応をしていただいたところでございます。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 当日は、夜を通して対応されたと聞いております。明けて、13日の未明には風雨もおさまり、星も見えていましたが、翌朝避難が解けるまで、それぞれの持ち場、担当箇所ですらいろいろと問題があったのではないのでしょうか。決して、用意されたマニュアルどおりでは対応が済まされなかったと推察いたします。想定外の状況はなかったのでしょうか。

ここにご出席の皆様は、町の行政を担うそれぞれの部署の長として、果たすべき役割、心がけたことがあったかと思えます。お一人お一人にお伺いしたいところですが、重複するところも多々あると思えますし、時間の関係もありますので、総括してお答えをお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 今回の台風19号は、関東、甲信越、東北地方で、大小さまざまな河川の氾濫、土砂災害警戒区域外での土砂災害など、さまざまな災害が発生しました。

幸い、吉岡町における大きな災害は発生しませんでしたでしたが、吉岡町においても初めてのことが多く、大雨特別警報の発表、それによる避難勧告の発令等、吉岡町全体において相当な混乱が生じたと感じております。

また、今回、吉岡町コミュニティーセンター、老人福祉センター、社会体育館を避難所といたしましたでしたが、その中でも社会体育館を担当した職員から、施設の構造上、避難所の開設準備に苦慮したとの話がありました。

そうした反省点やご意見等は、今後の防災対応につなげていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 幸いにも吉岡町では、けが人も建物の損壊も報告上はなかったかと思えます。しかしながら、先ほどからおっしゃられているように、県内でも富岡市、藤岡市で亡くなった方がおられ、静岡県に上陸してから、関東、甲信越、東北地方にかけて大きな災害となりました。

この自然災害を振り返ってみて、今回は台風でしたけれども、地震や噴火、土砂災害や河川氾濫、また人的災害のことも考えられると思います。得られた教訓や浮き彫りとなった課題があると思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件につきましても、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 災害発生時には、情報の把握や住民への伝達、避難所の運営などさまざまな判断・対応が瞬時に求められるわけでございます。防災担当課はもちろんのこと、職員一人一人、災害に対する意識や備えを十分持つように取り組んでいく必要があると考えております。

また、自治会や住民の皆様の防災意識の高揚のため、防災・減災に関する周知を行っていきたいと考えております。

町といたしましても、来年度、地域防災計画の見直しを行う予定でありますので、今回

の反省点やご意見等を踏まえ、見直しを行いたいと考えております。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 町民の生命と財産を災害から守るための方策を、より確かなものに進化、改善していただけること、そのために必要な案や計画には、議員として真摯に、迅速に対応させていただく所存であります。

また、我が町だけで乗り切れない災害も訪れることがあるかもしれません。そんなときには、お互いに助け合える友好自治体との関係も築いておくことが大事かと思われまます。町としては今後、友好自治体をふやしていこうというお考えはおありでしょうか、お聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員ご承知のとおり、本町は、北海道大樹町とは平成23年10月に友好都市を締結して以来、さまざまな面で交流を行っているところでございます。

災害時の支援になると、平成28年に発生した台風10号により、大樹町において道路の決壊や水道管等の破損等の被害に見舞われました際、非常用給水袋や一般の皆様からの見舞金をお送りさせていただいた経緯がございます。

幸い、吉岡町においては、大きな被害が発生し支援をいただいたケースはございませんが、ご指摘のとおり、通常時の交流はもちろん、非常時にも信頼し、支援し合える地域間交流は必要なものと認識しております。

現時点で具体的に進展しているものはございませんが、大樹町とのつながりも含め、いろいろと模索できればと考えております。いずれにしても、大樹町だけではなく、複数の自治体との友好都市は必要なものと考えております。

また、吉岡町は、前橋市、渋川市、榛東村と災害時における相互応援に関する協定を締結しております。また、前橋市、渋川市と上水道についても互いに協力することになっておりますが、その他の自治体に対してもお互いに助け合える友好関係を築くことはとても重要であると考えております。今後も、他の自治体と協定を結ぶご縁があれば、ふやしていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 今お話のあった前橋市、渋川市、榛東村といった近隣の自治体はもちろんのことで、今回は平成23年以来の友好都市である北海道の大樹町から要請をいただき、福島県の相馬市へ支援のために町として動いたということが新聞報道にもありました。

報道だけではうかがい知れない、今回のいきさつや対応を教えていただけたらと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 台風19号による他の自治体への救済活動については、13日、災害対策本部を解散した直後に、友好都市であります大樹町から連絡を受け、福島県の相馬市において断水となったことで苦慮していることがわかりました。福島県の相馬市とは大樹町を通じて交流もあり、東日本大震災時にも救済活動を行っておりまして、今回の台風19号による災害被害の連絡を受け、その救済活動として、保存水160箱、1,920リットルをマイクロバスに積み込み、私と議長、総務政策課長の3人と運転手の4人で福島県の相馬市に届けるという救済活動を実施いたしました。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） わかりました。そういった救済活動をされたということで、その救済活動のもとになった、小学校の子供たちが夏休み、北海道体験でとてもお世話になっております大樹町を介しての新たな友好関係につながる、そういった活動ができたということはとても喜ばしいことだと思います。今後ともよりよい関係が築かれ、相互に発展していただけることを願います。

次の質問に参ります。ただいま防災関係についてお聞きしました。防災と同時に、防犯についても、町民の意識・関心は高まっていることかと思われまます。

先月の11日に、社会福祉協議会主催で老人福祉センターで行われました大人向け防犯・交通安全教室に参加させていただく機会がありました。当初用意されていたプリント配布分がなくなるほどの盛況ぶりということで、後ほど問い合わせたところ、例年より二、三割アップの100人を超える出席者があったということです。

内容につきましては、吉岡町交番所長による交通安全に対するお話、また渋川警察署において特殊詐欺担当の方の、注意を喚起する寸劇を交えてのお話ということで、どちらも興味深く、参加者の興味をぐっと引きつけるお話でした。防犯・交通安全に対して、とても意義の深い催しだったと思います。

この教室参加者の年代層は、60歳代から上の方が多く出席されていました。特殊詐欺については被害者の多くがご高齢の方ということで、対象の年代の方がお集まりになったと思います。ただ、内容的にはもっとさまざまな年代の方が知識として持っていて、家族や親戚、知人にその注意喚起の話ができ、より広く防犯対策につながると思われました。このような、町民に広く防犯意識を浸透させることができるような計画の考えはありますか、お聞きします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町は、町民の防犯意識を高めるために吉岡町地域安全条例を制定し、それに基づき、ボランティア団体として自主的に防犯活動をされている吉岡町防犯委員会と町、渋川警察が連携して防犯パトロールや啓発活動を行っています。また、青少推や、PTA等学校関係機関や、各自治会も防犯パトロールを実施しております。

そのほかに、シルバー人材センターに委託し、放課後児童見守りパトロールの実施も行っておりまして、町は吉岡町地域安全条例を基本に、今後もそうした関係機関と連携をとりながら防犯活動を実施するとともに、町民の防犯意識の高揚に努めていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） ここ最近、防災吉岡の無線放送で、「特殊詐欺・振り込め詐欺の予兆電話が町内に数多くかけられているのでご注意ください」というような放送が流れているのをよく耳にします。町民の皆様には注意喚起の気持ちが起こると同時に、不安や心配な気持ちも持たれることと思われまます。

実際には、こういった放送はどのような経緯で流されるものなのでしょうか。具体的に、役場にどのような連絡が何件ほど入り、どういった対応をとられて、防災吉岡を利用して放送が行われることになるのでしょうか。その辺のご説明をお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 防災無線で特殊詐欺や振り込め詐欺等の注意喚起の放送は、渋川警察署管内である。吉岡町で事案が発生すると、渋川警察署から防災無線を使用して吉岡町の住民の皆様にご注意喚起をするよう依頼が来ますので、それによって放送をしております。

なお、町内において特殊詐欺や不審者等の事案が発生し、役場に連絡が一番に入ったとしても、町の担当課で判断し、すぐに防災無線で放送することはなく、まず警察に届け出て、警察の判断をいただいた上で防災無線を放送しているところでございます。

件数等につきましては、警察署の管内で判断しているところでありまして、担当のほうで件数等の把握はしておりません。以上です。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） わかりました。その注意喚起の放送に使われている防災放送受信機のデジタル化も現在進められていて、防犯のためのインフラ整備も町として取り組んでいる課題の一つになっていると思います。

各自治体からの要望に、防犯灯の設置というのが多いところであり、それぞれに対応していただいていると思いますが、この防犯灯については、電力経費削減につながるLED化が進められていると伺っております。その進捗状況はいかがでしょう。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 防犯灯につきましては、現在、1, 110基を設置しております。設置につきましては、各自治会からの要望をもとに、予算の範囲内で設置を進めております。現在は、過年度の要望で未設置の箇所はございません。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 今、設置の件数等をお聞きしましたが、その中で、LED化はもう全てされているのでしょうか、お聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 防犯灯につきましては、現在、全てがLED化されております。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） わかりました。また、防犯灯のほかにも、防犯に対しては防犯カメラというの町内に設置されているとお聞きしています。

資料、お手元の1番、2番をごらんください。こちらは、町民生活課で管理されている44カ所の現在設置されている防犯カメラの場所と、その他の管理下の明細が示されています。

防犯に関しては、これでもう十分という状態にはなかなかなることは難しいと思います。防犯カメラ設置について、今後の見直し、また増設のお考えはありますか、お聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 防犯カメラにつきましては、現在、44台を設置しております。設置については、当初計画した箇所は設置しましたので、今後は通学路沿いをメインに、設置可能な場所を検討しながら進めております。本年度、さらに4台の設置を予定しているところでございます。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 青森県や大阪府で起こった事件は記憶に新しいところかと思いますが、小学生が被害に遭う事件が最近数多く起きています。学校関連の防犯設備・防犯対策は、子育て世代のみならず、町民の皆様の関心のあるところかと思いますが。設置されている防犯カメラの利用度や役割について、ご説明をお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 防犯カメラの映像につきましては、警察の依頼等、必要に応じてカメラ機器からデータを吸い上げて画像等を確認するようになっております。ご質問のモニターカメラのように、常時モニタリングできる機能はありません。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 学校関連の防犯カメラについて、ご説明をお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 学校現場において、防犯カメラは、外部からの来訪者の確認や死角となる場所の状況把握、犯罪を企てる者の侵入防止、児童生徒等の安心感の醸成等を目的として、主に門や建物の入り口付近に設置されております。

現在は、明治小学校に11台、駒小に7台、吉中に11台導入されており、それぞれ職員室内のモニターにより、リアルタイムでのモニタリングや録画が可能となっております。

なお、近年、吉岡町では学校施設の増築が進められていることから、各校ともその都度、必要に応じて配置計画を見直しており、今後も同様の対応を考えているところでございます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） わかりました。学校の施設もこれから新しくなり、また増築されたりする折には、新たなカメラの設置、安全の確保が必要になるということで、今後も子供たちを事件や事故から未然に防ぐ対策を、より強固で確かなものにしていただければ幸いです。

次の質問に参ります。学校現場の防犯対策についてお聞きしてまいったわけですが、次に学校現場のインフラ整備についてお聞きします。

我が吉岡町では、ありがたいことに年々人口増加の傾向にあり、子供たち、小学生や中学生の人口も増加しています。それに伴う、駒小体育館新築工事、吉中校舎増築工事と現在進められています。また今後、明治小学校の体育館、将来的には給食センターや八幡山グラウンドと、大きな工場の必要性が見込まれているところです。

現在進められている駒小体育館新築工事と吉中校舎増築工事の進捗状況はいかがでしょう。何か問題点はないでしょうか。問題点があるならば、どのようなことでしょうか。一部、通告の2番の質問も含まれますが、まとめてお聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 駒寄小学校体育館については、今年度の入学式を行った後に解体工事を始めており、解体工事自体は6月末に完了しております。また、5月中旬には新築工事入札の告示を行い、6月28日の入札後、仮契約、議会の議決、本契約を経て工事に着手しているところでございます。

しかし、解体工事に伴う基礎ぐい抜き取りの中で、旧体育館の設計図と異なる施工があったことから、改めてボーリング調査を実施した結果、部分的に想定よりも深いところにくいを支える支持層があることが確認されたため、基礎ぐいの変更に係る一連の手続を開

始いたしました。その後、承認を受けた製作図をベースとして作製されたいくいをういてく基礎工事が行われ、現在、現場では基礎の配筋・型枠工事が、工場では鉄骨の加工が進められている段階でございます。

続きまして、吉岡中学校増築工事についてですが、駒寄小学校体育館と同じく、今年度5月中旬に新築工事入札の告示を行い、6月28日の入札後、仮契約、議会の議決、本契約を経て工事に着手しております。現在、現場での作業は、1階壁、天井スラブの配筋・型枠工事を進めている段階でございます。

その他、詳細等につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 駒寄小学校体育館工事における問題点についてですが、先ほど町長の答弁にもありました、くい及び基礎の見直し等により、工事の工程におくれが生じてしまっていることが挙げられます。

本来ならば、地質調査を行った場合、設計変更を行った上で請負業者の選定作業が始まることとなりますが、本事業については、既に昨年度の業務委託により実施設計が行われており、解体工事終了後、速やかに工事に着手できるよう手続が進められておりました。そんな中で、急遽、地盤調査とくいの設計変更が必要となり、それに伴う現場の対応を吸収するだけの時間的余裕がなかったことも今回のおくれの要因として考えられます。

町教育委員会としましては、8月末に議会の皆様からいただいたご意見等も踏まえ、事業者との全体的な工程の調整を行ってきたところでありますが、建築工事の場合、躯体工事が完了しないと着手できない工程等が多く、工程のやりくりが難しい状況となっております。

これからも、できる限り早期の工事完了に向け、工事業者と十分調整を行っていきたいと考えておりますが、働き方改革が叫ばれる昨今、国土交通省によるガイドライン等には「予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者協議のうえて適切に工期の変更を行うものとする」と記載されていることから、今後は工期変更に向けた調整を進めていくことになると考えております。

また、このことにより、今年度の駒寄小学校の卒業式、そして来年度の入学式が新体育館で実施できない可能性が生じております。双方とも学校教育において非常に重要な行事であるとともに、事前から綿密な準備が必要となる行事でもあることから、駒寄小学校の今年度の卒業式と来年度の入学式については、吉岡町文化センターを会場として検討を進めたいと考えているところでございます。

次に、吉岡中学校増築工事における問題点についてですが、工事の作業スペースにより

校庭が狭くなっている点が挙げられます。ただし、これは工事が始まる前よりわかっていた問題であり、現在は近隣の八幡山グラウンドを有効活用し、対応しているところがございます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 駒小体育館に関しまして、今年度卒業式、また来年度入学式が間に合わないのではないかというお答えがありました。それらに間に合わないのであれば、児童の皆さんや保護者の皆さんに対して説明したり、また納得を得られる対応が大切になってくると思います。その辺はいかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことに関しましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町教育委員会では、保護者の方々のご心配を取り除くことを目的としまして、10月末に駒寄小学校の保護者全員に対して、工事の進捗状況と、今年度の卒業式が新体育館で実施できない可能性がある旨の記載がされたお知らせを配付いたしました。駒寄小学校では、例年12月上旬の学校公開時に、6年生の保護者に対し当年度の卒業式についての説明を実施しておりますので、そのような場も活用して保護者の方々への説明を行っていきたいと考えています。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 今回、卒業式に当たり、吉岡町文化センターのホールを使用するという事になると、それは初めての事態になるかと思えます。当事者の児童の皆さんや保護者の皆さんにとっては、一生に一度の大切なセレモニーでありますし、素晴らしい思い出となる卒業式、または入学式を準備、計画、実施していただけるよう、学校だけでなく町を挙げて取り組んでいただき、ことしの卒業生でよかった、入学生でよかったとっていただけるような式典をぜひともお願いいたします。

工事における問題点をお聞きしましたが、完成後にも考えられる問題点はあるかと思えます。例えば、騒音問題についてはいかがでしょうか。駒寄小学校は、町内にある他の学校、明治小学校や吉岡中学校と違い、田園地帯にあるのではなく、比較的住宅地の中にあります。体育館も、小学生だけではなく、町内のスポーツクラブなど夜の時間帯での使用頻度が高いと思われます。

現在建設中の体育館には、冷暖房設備の計画はなかったと思いますが、冬は閉め切った防音対策ができるでしょうが、夏場はエアコンのない施設で、どうしても窓や扉をあけて温度調整が必要になると思います。その際の近隣住民への騒音は考えられるところだと思いますが、旧体育館でこれまでにそういった苦情や問い合わせはなかったのでしょうか。今後の騒音対策はどのようにお考えでしょうか、お聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 旧体育館について、主に社会体育として利用する場合に、休日の早朝使用時の騒音や、夜間の体育館使用後の駐車場で会話などに対して苦情があったことは教育委員会としても把握しております。

新体育館での騒音対策についてなんですが、音の緩衝帯となるステージ部分をこれまでの西側から東側へ移すとともに、施設の開口部を学校側へまとめたほか、近隣地との境に防音フェンスを新設するなどの対策を講じているところでございます。

また、駐車場で会話については、引き続き利用者の方々に使用上の注意を説明するなどの対応をとっていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 地域住民の理解を得て、相互に協力のもと、よりよい学校教育環境を構築されることを切に希望します。

さて、学校教育環境という観点で考えてみますと、我が吉岡町にはたくさんの史跡が存在します。南下古墳群を初めとして、三津屋古墳など多くの古墳があります。また、山林方面にはデ・レイケ堰堤や小倉猪土手、旧三国街道沿いには一里塚、駒小前の佐渡金山街道・伊香保街道分岐の道しるべ、そのほかにも多くの道祖神など、そして今言った伊香保街道沿いには、先日、吉岡町重要文化財に指定されました森田家住宅、このように数多くの史跡があります。それら文化財を取りまとめる施設として、文化財センターが去年5月にリニューアルオープンされています。

町長の言われる「住み続けたいまち よしおか」というキャッチフレーズがあらわす一つとして、子供からお年寄りまで幅広い世代で我が町の誇れる文化を知ることは大事なことです。社会教育にも学校教育にも、この文化的資産を大いに利用されたいと思うところでありますが、現在、社会教育、学校教育において、このような史跡や文化財の

利用度はどのように考えられ、利用されているところでしょうか。現状と今後の計画をお聞きします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件につきましても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 議員のおっしゃるとおり、吉岡町には歴史的価値のある史跡や文化財が多くあります。

これら町の歴史は、小学校3年生の社会科の学習内容として位置づけられており、具体的には、南下古墳群や三津屋古墳、馬場重久の墓、佐渡街道の道しるべ、森田家住宅等の史跡に加え、長松寺のざる観音祭りや獅子舞等の伝統文化についても、両小学校で使用しております社会科の副読本「わたしたちの吉岡町」に詳しく掲載されております。児童は、これらの史跡や伝統文化について調べる計画を立て、実際に見学することを通して、みずからの課題を解決するという課題解決的な学習を行ってきております。

なお、教育委員会では、これまで使用してきた「わたしたちの吉岡町」の改訂作業を来年度から予定しており、この改訂に伴い、文化財センターや町内の史跡等についても取り上げ方を検討することになると考えております。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 教育長にお伺いします。教育現場を直に経験されているお立場から、現在残されている先人たちの文化的遺産を、学校教育にどのように取り入れるお考えをお持ちでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） ご質問をいただきました、町の文化的遺産を学校教育にどのように取り入れていくかということについてお答えさせていただきます。

文化的遺産は、当時、精いっぱいそこで生きていた先人が、必要性を持って強い思いでつくったり、書いたり、また詠んだりした歴史の一つだというふうに考えております。

学校教育で文化的遺産を扱うとき、子供たちには、文化的遺産という見えるものから、当時の人々の工夫や努力、思いなど目に見えないものを理解するという力が育まれると考えております。また、当時の人々の生きる上での欲望、社会の仕組み、技術等を知ること、先人が残した歴史から、今を生き、未来をつくる子供たちが学ぶことはたくさんあり

ます。

町の文化遺産の学校教育での扱いについては、社会科学習の狙いに沿った文化財の教材になり得るか、また総合的な学習の時間では、子供たちが直接足を運んで調べ、考え、発表する力を育てるのに適したものかどうかという視点から、取り入れる可能性について、学校の現場の先生方と一緒に検討していきたいというふうに考えております。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） わかりました。ぜひ、そのように取り組んでいただけたらと思います。

これら文化的遺産や史跡の現在の保全管理についてお聞きします。十分な対応ができているのでしょうか。

デ・レイケ堰堤は、明治時代の立派な石積みの防砂施設です。ここ数カ月で幾度となく新聞でも取り上げられています。初めに質問しました台風19号のときに、倒れている小倉猪土手の史跡標識を、地元の方からお知らせを受け、教育委員会にお伝えしたこともあります。南下古墳群については、それぞれの古墳がどのような人物の古墳であるのか、まだまだ概要調査が必要などところも多いとお聞きしたこともあります。町の文化財保全管理について、お考えをお聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町は、群馬県内でも古墳が多い地域として知られており、昭和10年の群馬県下一斉の古墳分布調査では424基の古墳が確認されております。

また、県指定史跡の三津屋古墳は、全国でも極めて珍しい八角形墳であり、八角形墳は畿内地方の天皇陵古墳などに代表されますが、発掘調査で全容が確認された例はないため非常に価値が高く、多くの見学者が……

議 長（山畑祐男君） 暫時ちょっと休憩してください。

午前10時18分休憩

午前10時23分再開

議 長（山畑祐男君） 大丈夫なようなので、会議を再開いたします。

議 長（山畑祐男君） では、引き続きお願いします。どうぞ。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 引き続き、答弁を続けさせていただきます。

群馬県指定の史跡である三津屋古墳につきましては、全国でも極めて珍しい八角形墳であり、八角形墳は畿内地方の天皇陵古墳などに代表されますが、発掘調査で全容が確認された例はないため非常に価値が高く、多くの見学者が訪れています。

町では、文化財センターを文化財行政の中心として位置づけており、県及び町指定文化財の整備・保全や町の歴史に関する講演会、埴輪づくりなどの体験教室、出土遺物や養蚕器具などの資料展示、古墳や遺跡などの見学者への対応等につきまして、さまざまな調査、保全、活用、情報発信事業などの施策を実施しているところでございます。

今後についても、町の貴重な歴史・文化を住民の皆様に身近に感じてもらい、なおかつ、町内外にも広く情報発信し、吉岡町の魅力度アップや郷土愛の醸成に貢献してまいりたいと考えているところでございます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 教育的な文化財としてだけではなく、新たな吉岡町の観光資源となり得る文化遺産の環境整備の充実と、地元町民の皆様の周知にとどまらず、社会的知名度の向上を願うところであります。

次の質問に参ります。1月第2月曜は成人の日ということで、全国各地で成人式がとり行われます。我が町でも、成人の日に成人式が町民文化センターで開催されています。私もここ数年、出席をさせていただきましたが、受付が小学生だったり、司会進行が中学生、また地元の船尾太鼓の演奏や元中学校の恩師である先生のお話、吉中合唱部の合唱披露など、厳粛な中にも和やかな雰囲気で行われている印象を持っています。

現在とり行われている成人式の様式について、小中学生の参加、新成人への招待案内、打ち合わせやリハーサル日程など、簡単にご説明をいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町では毎年、成人の日の前日の日曜日に成人式を挙げております。事前に小中学校から成人式ボランティアを募り、小学生には当日の受付のお手伝いを、中学生には司会を務めていただいております。事前に打ち合わせ及びリハーサルを行っております。

当日の流れについては、まず、上州吉岡船尾太鼓の演奏で幕をあげた後、式辞に始まり、議長から祝辞をいただき、来賓の紹介、祝電の披露、吉岡中学校の恩師からの激励の言葉をいただいております。その後、町から記念品の目録が贈呈され、成人代表が演舞台上で受領いたします。そして、成人者代表の謝辞があり、吉岡中学校合唱部の記念合唱で

閉会となります。

なお、成人式対象者に対しては、11月上旬に案内状を送付しております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 受付が小学生、司会進行が中学生ということで、出席参加される新成人の皆様には、小さな後輩たちの目の前できちんとした大人の姿を示さなければならないという自覚を持っていただくということでは、とても意味のある意義深いアイデアではないかと思います。今後も続けていただきたいと思います。

大きな地方自治体の成人式になりますと、羽目を外して新聞沙汰になるような新成人も見受けられる地域があるようですけれども、吉岡町の成人式ではそのような経験は今までなかったかと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 過去、そのようなことは、あったとは聞いておりません。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） それを聞いて、改めて安心しました。ニュースで世間を騒がせるような新成人が出ていないということは、やはり家庭や友人、学校や郷土の環境が、しっかり若者を育む土壌が豊かに培われていると言えらると思います。

ところで、新成人の該当基準についてですが、以前お聞きしたところでは、その年度に二十を迎える、または迎えた新成人で、現在吉岡町に在住の人、それから現在吉岡町に在住でなくても、該当年度の吉岡中学校卒業生が対象とお聞きしていますが、間違いございませんでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことにつきましても、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 新成人の対象につきましては、対象年度生まれの者で、11月1日現在吉岡町に住民票がある方を基本としておりますが、吉岡町では、住民票がなくても、対象年度生まれで吉岡中学校卒業生である方にも案内状は送付しております。このように、現在住民票がなくても成人式の対象とする取り組みは、全国的にも行われているものとなっております。

なお、町外の中学校への進学者で、かつ、現在吉岡町に住民票を有していない方などについては案内状を送付してはおりませんが、本人からの出席希望があった場合については、式典へのご案内をさせていただいているところでございます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） わかりました。私も吉岡町出身で、吉岡中学校の卒業生でもあります。成人式で中学校時代の友人と再会し、また後輩から歌のプレゼントや懐かしい恩師から激励の言葉をいただけるというのはとてもありがたく、最後の校歌合唱には胸の詰まる思いになることかと思ひますし、新たに郷土愛が培われるものかと思ひます。

資料3をごらんいただきますと、これは、平成28年度版の吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略において町内の高校生らにとつたアンケートとなつており、これは町のホームページにも掲載されている資料です。将来、吉岡町で働きたいか、住みたいか、外へ出ていったとしても戻ってきたいかの調査結果になっています。

これを見ますと、町内に戻ってきたいと思つている若者のパーセンテージは比較的高く、「是非戻ってきたい」「できれば戻ってきたい」との回答を合わせると6割近くとなっています。こういったことも人口増につながる一つの要因になっているのではないかと考えますけれども、その辺はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） ご指摘のアンケートについては、平成27年7月に実施されたものでございます。高校生等のカテゴリーにおいては、「町外に転出した場合のUターン意向・理由」では、6割弱の方が「戻ってきたい」と回答していることがわかります。

平成28年2月に策定いたしました吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、「地域を誇りに思い、魅力を発信するまちづくり」を掲げ、教育分野では郷土の学習の充実などを掲げております。町内各部署において、当該戦略を含むさまざまな計画に基づき施策を行っているところでございますが、成人式における取り組みについてもその一つであり、それが結果としてあらわれているということに関しましては、大変喜ばしいことであると考へております。

なお、総合戦略については、現在、第2期の策定に取りかかっているところでございます。この5年間の成果を踏まえながら、次の5年間を見据え、効果的な施策が実施できる

よう取り組んでいきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） わかりました。成人式の参加者は、全てが吉岡中学校出身者とは限りません。その辺の少数の参加者に対する配慮といいますか、吉中出身者以外の方々の満足度はどうなっているのでしょうか。その後、アンケートの調査や、意見や問い合わせなどは受けたことはありませんでしょうか。

会場の雰囲気からは、参加者の満足度が高いことは想像できますが、全ての参加者を満足させることは難しいことだと思います。招待するからには、全ての新成人に参加してもらおうよう考えるのが当然であると思いますが、参加者中の吉中出身者のパーセンテージは、ここ数年どのような傾向でしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 平成30年度の成人式においては、対象者255人中、吉岡中学校卒業者は219人であり、対象者の85.9%が吉中卒業者でございました。そして、成人式に実際に出席された人数は全員で192人でしたが、そのうち吉岡中学校の卒業生は189人、98.4%となっております。ここ数年調査をしましたが、ほぼこの数年も同じような数字となっております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） わかりました。時間の関係で、1つ質問を割愛いたします。

成人式とは、大人になる心がけを新たにする記念日でもあります。そのような意味のある日に、町から新成人に対してどのような成人式という贈り物ができるか、これは町長の考えである「住み続けたいまち よしおか」ということにも大変関係深いと思います。

例えばですが、町長と新成人の皆さんが直接話を交えるような機会をつくるのも一つのアイデアと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 式典自体は1時間ほどで終了となりますが、その後、出席者の方々の写真撮影を行い、事業の全てが終わるころには12時近い時間となってしまいます。

以上のことから、成人式の式典に新たな企画を加えることは、時間的な制約がある中でなかなか難しいと思われませんが、吉岡町の発展を考えたとき、この世代が将来的に町にかかわってくれるかどうかは非常に大きな問題でありますので、このことについては貴重なご意見として預からせていただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ぜひとも、成人の日に、町長と成人が話し合えるような、そういった機会が生まれることを希望します。

町民目線に立って、今後も町の施策や、さまざまな催しの開催における満足度の向上、またさまざまな防災・防犯の面からも、よろしくお願いいたします。

今回の質問を終わりにします。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、1番小林静弥議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分とします。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

議長（山畑祐男君） 11番岩崎信幸議員を指名します。岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君登壇〕

11番（岩崎信幸君） 11番岩崎です。議長への通告に従い、一般質問を行います。

まず、スポーツ全般の施策でございます。

町長におかれましては、昔から、野球を初めとして軽スポーツなどあらゆる競技に精通し、チャレンジしているわけですし、理解もされており、いつも期待しております。また、町議会議員であった折も、運動関係の質問も多くされ、町の姿勢を問うたわけで、町のスポーツ全般に対してしっかり取り組んでいくものと思っております。

来年、東京でオリンピック及びパラリンピックが行われます。パラリンピックに関しては、1960年、ローマで第1回が開催されてから、毎回開催されるたびに競技者もふえ、規模も大きくなっております。障害者スポーツを重視する時期が来たのではないのでしょうか。特に町長は、障害者には理解があり、障害者差別解消法をもとに何度も一般質問をしているわけですから。

平成31年2月末現在、町での障害者手帳の取得者数は885件となっており、年々ふえております。障害者の方々にもスポーツを楽しむ機会を因る施策を行うべきだと思います。

す。

一昨年、県主催の障害者スポーツの講習会で、ボッチャとゴールボールを体験しましたが、興味を増した次第でございます。吉岡町の障害者スポーツの現状と今後の施策を問います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現在、町独自に障害者を対象とした大会などは実施していませんが、吉岡町身体障害者自立支援会では自主事業として軽スポーツを、また、来年1月19日に、群馬県等が主催、吉岡町総合スポーツクラブ主管で、元気県ぐんまの障害者のスポーツフェスタが吉岡中学校体育館で開催される予定となっております。実施競技として、ボッチャ競技、ゴールボール競技、車椅子バスケット競技などを予定し、障害者スポーツの周知を図ります。

また、11月17日に開催された「よしおか健康まつり」において、東京パラリンピックの開催種目であるボッチャ競技体験会が実施され、大変好評で、祭りのにぎわいを醸し出しておりました。

いずれにしましても、来年開催される東京パラリンピックを機に、障害者スポーツの周知啓発を行ういい機会ではないかと考えております。

ちなみに、個人的ではありますが、来年の東京パラリンピック陸上競技の公式チケット販売の抽せんにエントリーしたところ、チケット入手がかなうことになりました。一昨日完成した新国立競技場で、世界のトップ障害者スポーツの現状を観戦し、この目に焼きつけてまいりたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） これは、町長、おめでとうございます。町長の望んだとおり、パラリンピックが見られるということは最高のことで、よかったですと思いますよ。

しかもまた、来年度の県の主催の軽スポーツ関係、障害者に関して大会が1週間近くやられるということはまたいいことで、吉岡町もこれに対してしっかりと取り組んでいければ幸せだと思うところでございます。

野村副町長におかれましても、今まで吉岡町のために多大な貢献をしていただいております。特に体育関係には尽力され、スポーツ発展には並々ならぬ努力をしていただいた次第でございます。体育指導委員のときには、平成3年度から平成15年度にかけての13年間ですが、インディアカやソフトバレーなどの種目を指導し、広めてまいりました。また、体育協会でも、平成10年度、平成11年度には監事、平成22年度から平成25年

度の4年間、副会長として体育関連行事には参加し、日曜日がない状態で町のスポーツ発展に貢献していただいたと思っております。

そこで、副町長にもその経験を生かしてもらい、町全体を取り込むようなスポーツ大会を開催してはどうかと思っています。私も体育協会の役員としても長年かかわってきたので希望するのですが、30年ほど前には体育協会主催の村民体育大会が行われていました。村民体育大会においては、区対抗であったこともあり、多くの人々が集まり活気があり、コミュニケーションを深められ、応援合戦などが楽しめることもあり、好評でありました。だがしかし、反面、競技が多種多様の種目が多いため区民を集め切れないことと、800メートル走など過酷な種目があったために不人気な面もありました。

当初、町民グラウンドでしたが、八幡山グラウンドの完成により変更されたと記憶しております。その後、産業祭と体育大会とが合わさって、町の主催のよしおかふるさと祭りが緑地運動公園で開催される運びとなったわけでした。緑地運動公園での開催まではよかったのです。ただ、私はちょっと残念なのね。なぜならば、体育協会としては、体育大会のときのような本格的な競技ではなかったのですが、区対抗の縄跳び、綱引き、玉入れなどの軽スポーツができたからであります。ところが残念なことに、緑地公園も河川敷であるため台風の影響をもろに受けて、一番大事な人命の危機や、用意された食材や用具などの労力や物品をも無駄になってしまったのです。それが原因で、ふるさと祭りは役場北側駐車場ほかになってしまいました。変更されたことにより、体育協会として続けていた区対抗の体育行事ができなくなったことであります。残念でなりません。北駐車場になってからは、今回また台風によって中止となってしまいました。16回目だと思います。

そこで、体育協会役員として経験豊富な副町長としても、スポーツ協会主催の行事を創設したらと思っているのではないのでしょうか。現在、専門部は大井会長のもと、充実した活動を行っています。しかし、町全体で盛り上げる大会がない。本格的な競技ではなく、小学校の運動会で行われている玉入れや玉転がし、その他軽スポーツなどの種目で構成された大会が行われればと、私、思っている次第でございます。

特に、生涯スポーツの重要性が叫ばれており、健康寿命を延ばす効果もあり、ぜひ考慮すべきだと思うのですが、いかがでしょう。町に求められるスポーツ全般の施策で取り組むべき課題や改善点などがありましたらお答えください。また、副町長の考えも聞かせてもらいたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 生涯スポーツについて、町では第5次総合計画に基づきもろもろの事業を展開しているところであり、毎年、町から体育振興事業をスポーツ協会に委託し、場合

によっては自治会等にも協力いただきながら、町スポーツ協会の23の専門部により、さまざまな行事を開催していただいております。

開催される町民大会の中には、上位大会を見据えた選抜大会的な意味を持つものもあり、そのため大会がどうしても自治会対抗となってしまうことから、自治会によっては選手集めに苦慮しているという声も伺っております。その結果として、自治会対抗の要素を持つスポーツ大会への参加自治会数が減少する傾向にあり、参加者数の増加に向けた大会開催の取り組みが懸案事項となっております。

昔、実施されていたような町民全体が集う大会を行うことは大変よいことではありますが、当時でも、ふだん体を動かさない方が大会に参加し、夢中になった結果、体に支障を来すといった健康上の問題もあったように記憶しております。

現在のスポーツ施策も、時代のニーズに応じて変化してきたものであると思われまので、まずはスポーツ協会の各専門部が行う行事や大会のほか、スポーツ協会主催で開催される初心者向けの各種スポーツ教室、総合スポーツクラブによる軽スポーツ教室などを通し、住民が気軽に参加できる環境づくりに取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

今後の方向性については、主管となっていただく町スポーツ協会とともに検討していければと思っております。

議 長（山畑祐男君） 野村副町長。

〔副町長 野村幸孝君発言〕

副町長（野村幸孝君） まず、町スポーツ協会主催の大会についてであります。町長の答弁のとおり、現在の自治会対抗の大会には課題を抱えていますので、スポーツ協会を中心とした取り組みの中で事業を進めていくことが大切と考えており、機会を捉えて皆さんの声を聞いていきたいと考えております。

次に、スポーツ全般の施策での改善点についてであります。現在、各団体が開催している教室や大会は成果を上げていますので、特に改善点を申し上げることはありません。しかし、友達同士でチームを組んで参加する大会も多くなっていることは、時代の流れではないかと感じております。

吉岡町では、平成22年度に、文部科学省が設置を勧めていた総合型地域スポーツクラブが設立されました。この総合型地域スポーツクラブは、子供から高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれ志向、レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的、主体的に運営されるクラブであり、現在、町スポーツ協会専門部の総合型スポーツクラブとして各種大会やイベントを実施しており、充実した活動をされております。

吉岡町スポーツ協会には、競技大会を専門とする団体や地域でさまざまなスポーツを行う愛好者のための組織など多くの専門部があります。吉岡町スポーツ協会及びスポーツ推進委員には、町民の健康づくりのためにこれらのスポーツに多くの町民が参加できるよう、各団体協力のもと、さらなるスポーツの推進に努めていただければと願っているところでございます。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 町長も副町長も、さすがに今まで経験してきて、役とかいろいろやってきたこともあるだろうし、最高の答弁だねと今思いましたよ。私もね、そんなことを言って、そういう形で多分答えられるんじゃないかと今思ったんだけどね、基本的に今、専門部が充実しているから、それを拡大する方向にやっぱり持っていかなければならないと思うんですよ。

それで、自治会関係の今の専門部の取り組みに関しては、ある意味ちょっと私はやっぱり不満は不満なんです、本音を言うとね。なぜかという、ある意味どうしても自治会単位になりますので、その自治会というか専門部がやっている野球、ソフトに関しても、バレーボールにしても、ちょっとまた昔は卓球もあったんだけど、それが減ったというのは、それは我々がちょっと原因があったんだけど、まあそこはいいとして、そのやはり自治会単位が、ある意味、専門部に対して自治会を応援するんじゃなくて、自治会のほうからそこを持っていけるような感覚がやっぱり欲しいんですね。

どうしても今、体育協会は専門部を主体として、専門部でやっている行事を、それをもとにどうしても自治会のほうにおろしていく。私、逆ではと思っているんですよ、本音を言うとね。だから、そこで充実してくれば、ある意味、町のほうの全体のことも考えずに、専門部と自治会を合わせたような大会をしっかりとさせると思うんですよ。だから、何とかそこら辺はね、今、町長も副町長もその辺に関してはしっかり今までスポーツ関係には精通してきたので、考えてほしいと思っています。お願いいたします。

次に参ります。「教育行政を問う」でございます。

9月の第3回議会定例会の同意第7号 吉岡町教育委員会教育長の任命についてと、同意第8号 吉岡町教育委員会委員の任命についての議案が可決されました。それを受けて、まず、町の教育行政について質問します。

平成27年第3回定例会において、同年4月1日より施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」、いわゆる教育委員会制度の改革でございますが、これに関連して町の教育行政を問うたわけでございます。前回、9月に山口教育長が再任されたわけでございますが、改めて町長と教育長に問います。

いわゆる教育委員会制度改革につきましては、前回の質問で詳細に説明いたしましたので省略しますが、重点といたしましては、首長が招集する総合教育会議が設けられ、首長が策定する教育大綱にのっとり、町の教育目標や施策の基本的な方針を明らかにし、首長と教育委員会が対等に協議・調整を行うもので、それによって民意を反映した首長と教育行政を執行する教育委員会との連携が図られるという点と、教育長が教育委員会の代表者と位置づけられ、教育長が学校における諸問題を教育委員会に報告することが義務化され、原則として会議の議事録を作成・公表することが義務づけられたことにより、学校と教育委員会の透明性が明確となり、いじめなどの諸問題や緊急事態にも的確に対応できるようになった。この2点が要点となっております。

これで、町におきましても、その制度改革を踏まえ、町長は議会の同意を得た上ですが、直接、教育長と教育委員を任免することができたり、総合教育会議を招集し、参加して教育大綱を策定することにより、教育行政に果たす責任や役割が明確になり、施策に関する方向性を議論することが可能となり、いじめ対策、小中連携などを町長主導により協議することができるようになったわけでございます。

この策定されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されてからもう既に4年半たちますけれども、当然ながら最も重要な総合教育会議は何度も招集されたと思います。何回招集され、その理由と経過や、いじめや児童虐待などの問題視された事案などがあると思いますが、その理由と結果をお知らせください。また、教育基本法に基づく基本方針を遵守して策定しなければならない吉岡町の教育大綱は策定されたのか、また特徴ある規定は定められたのか、お答えください。

そして、この新地行法は首長の権限が強化されております。教育に関しては、政教分離の原則があり、中立性を保たねばなりません。そこで、教育行政ということではなかなか難しい答弁とはなりますが、前回は説明のみであったものですから、今回の権限強化されたことに対する町長のポジション、その辺はどこか、スタンスをお聞きます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡町総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、吉岡町の教育に資するために設置されております。

町長のポジションはというご質問ですが、総合教育会議自体が、町長と教育委員が円滑に意思の疎通を図り、当町の教育の課題や目指す姿などを共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していく会議であるということを念頭に置いてかかわっていただくと考えております。

その他、詳細につきましては、教育委員会事務局長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 総合教育会議につきましては、平成27年5月に初めて開催されて以降、必要に応じて開催されており、これまで主な議題としましては、吉岡町教育行政の大綱について、吉岡町教育行政方針の報告について、駒寄小学校屋内運動場新築に伴う研究懇談会の報告について、教育に関する大綱の策定等についてなどであります。

総合教育会議では、児童生徒等の生命または身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置についても協議等を行うこととされておりますが、これまで町の総合教育会議において、このことに関する事案はありませんでした。

なお、今年度の総合教育会議につきましては、既に本年10月に開催されておまして、今回の議題については、吉岡町教育大綱の各基本方針に係る令和元年度の主要事業についての報告、それから吉岡町における教職員の多忙化解消に向けた取り組みについて説明し、それぞれ意見交換を実施しております。

それから、教育の大綱につきましては、自治体に教育振興基本計画が定められているときには、施策の目標や根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができることから、町では総合教育会議の中で、町総合基本計画を大綱にかえるための協議を行っているところでございます。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 大綱に関しましては、これからという話だから、まあ、既に4年半過ぎていて、今その段階かなと思ったのがちょっと残念なところがあるんだけど、これも国から定めて、しっかりと町の行政で持っていかなければならないので慎重にしてもらわないと困るが、そこら辺は、まあいいや、そういう形にしておこう。次に行きます。

私も子供が3人おまして、義務教育、16年間学校教育にかかわってまいりました。その間、平成7年、8年、9年には吉岡中学校のPTAの役員を仰せつかった折、週に1回以上は会議や行事等に出席して思ったことですが、また明治小学校の学年委員でたまに行って感じたことですが、やはり学校教育の指導力や対応力、判断力など、教育現場に適応した能力が学校のよしあしを決める根本であると思うのです。

特に、校長と教頭の教育に対する指導力や統率力が物を言うのではないのでしょうかと思うのです。私の実感で、改めて言います、実感で、実感で言うので申しわけないのですが、平成7年、8年時の校長と教頭は、教員に対する指導力や統率力があつた。当時抱えていた諸問題、さっき町長が、卒業式に対して諸問題はなかった、今までの問題はなかったと言っただけけれども、今もう一回言います、私の実感で申しますね。当時抱えた諸問題を

うまく処理し、解決したと思っております。

特に、ある部活の顧問が、練習中の生徒に対する行為には目を光らせて、注意して自制を促していたようです。翌平成9年には、対応のおくれから荒れた卒業式となり、その日に部活の顧問の車が燃やされてしまった事件が発生したのです。そこには体罰による怒りがあったようです。以前からくすぶっていた、学校、特に部活の顧問に対する不満が一気に爆発してしまったのではないのでしょうか。私は……、ここはいいや、ここは割愛する。別に、自分の意見だからね。

教育長に尋ねます。駒寄小学校の校長を手始めに、いろいろと経験されたと思っております。特に、教育現場では実績が卓越していると聞いております。教育における考えをお答えください。また、教育委員会として、学校側とどのように向き合っていくかをお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） ご質問をいただいた2点、教育における考えと、教育委員会として学校とどう向き合っていくかということについてお答えいたします。

まず、教育における考えについては、2つのことを挙げたいと思います。

1つは、未来にわたりさまざまな課題や困難が待ち受ける時代を生き抜く子供たちを育てるということ、吉岡町がこれまで取り組んできた教育のよさを生かしていくということで実現していきたいというふうに思います。言いかえれば、国の方針で細かいことについていろいろな施策が出てまいりますけれども、そのことも踏まえつつ、ただ、それに左右されることなく、やはり吉岡町のこれまでの教育の王道を進んでいくということが大事だということです。

本町3校では、授業、また学校行事等、教育活動全体を通じて、知・徳・体ではくくれない力、異なる考えや文化を持つ人々ともよりよく関係を築く力、コミュニケーション能力、協調性、協働性、自主性、そして自分自身が役に立つ人間であると思える自己肯定感、こういうことを6年間、また中学校で3年間、育ててきたというふうに考えております。多くの友達や多様な人の存在や考え方を認め合い、さまざまな体験や人とのコミュニケーションを重視した授業や行事、地域との協働を通して、町の学校教育を一層充実させていきたいというふうに考えております。

2つ目は、支援を必要とする児童生徒も含めて、誰もが大切にされ、自己実現できる学校、みんなが安心して学んでいると直感できる教育を当たり前に行える学校が理想であります。

「教育は人なり」という言葉があります。これら2つのことを実現するため、すなわち

教育が成り立つ基盤に互いの信頼関係、これがあるということは、議員も恐らくお考えになっていらっしゃるというふうに思いますけれども、とても大事だと思います。信頼関係というのは、もともとあるものではなく、日々の積み重ねででき上がっていくものです。教育に携わる者として、子供とかかわるとき、子供から尊敬される存在であって、子供の気持ちに寄り添える、わかっているけれども、それを教えるのではなく、子供から考えを引き出す、困ったことにはじっくり耳を傾け、話を最後まで聞く、こんな当たり前のことですけれども、こういう先生であることが教育を成り立たせるための信頼関係を築く基本であるということを考えており、機会あるごとに校長先生や先生方に伝えていきたいというふうに思っています。

教育長として、吉岡町の現状と国の動向を把握しつつ、近い目標と中期的目標を定めながら、これからの吉岡の教育を一層充実させていきたいというふうに考えております。

次に、教育委員会として学校とどう向き合うかということについて、考えを申し上げます。これも2つ挙げたいと思います。

1つは、3つの学校の現実をしっかりと見て、理解して、具体的に指導・助言したり、応援・支援をしたりするということです。できるだけ多く学校へ足を運び、日常の様子、学校公開、各種発表会、運動会や文化祭を見て、必ずそのよさをフィードバックし、子供たちのよさや頑張り、先生方の指導の成果を伝え、子供、先生のさらなる意欲的な取り組みを期待していきたいと思っています。

また、学校だけでは解決が難しい課題が発生した場合には、その解決のために、子供、保護者、学校等、それぞれの立場を考えながら、よりよい解決策を探るべく、一緒に考えていくことで学校を支援してまいります。

2つ目として、3校の校長の学校経営の理念や目標を尊重しつつ、9年間を見通した吉岡の教育の実現、これを目指したいということです。校長の学校経営理念の実現と、町の教育の基本方針や課題と考えていることを融合させることが重要であり、これを大切にしていきたいと思います。

小学校2校、中学校1校という町のこの学校の数は、9年間を見通した教育を行うには理想的な形だというふうに考えています。今年度からスタートした吉岡町学校運営協議会、これには自治会や民生児童委員などの地域住民の代表、各PTA、子供にかかわる行政機関の代表、学校管理職等からなるメンバーがおります。これは、教育基本法第13条の「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」というものを根拠にした構成となっているものです。学校、家庭、地域住民で吉岡町の子供たちのよさや課題を共有するとともに、9年間の学校教育で育てたい力、また地域が学校へ応援できることについて、

存分に意見を交わし、話し合っていくことを期待しております。

教育委員会といたしましても、この協議会の意見を尊重して、実現に向けて協力していきます。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） いや、よかった。教育長のしっかりした方針が今聞けて、よかったと思っているんですよ。

特に、今言ったとおり、町独自の、そして子供の自主性、これを大事にするのがやっぱり一番大切だと思うんですよ。でも、一番最後は教育委員会と学校の向き合い。やっぱりね、私もちょっとさっき変な言い方で申しわけなかったんだけど、校長と教育委員会、これが本当にうまくマッチして、町をよくしていく、学校をよくするという方針が、これは間違いない。先ほども思ったとおり、そこでずっとやっていきましたら、いい町になると思いますよ、いい学校になると思いますよ。

だんだん時間が少しずつあれなので、割愛はしないが少し文面を減らそう。

その中で、新聞記事によりますと、4月30日、茨城県高萩市立の中学3年の女子生徒が自宅で自殺した。市教育委員会は、所属していた卓球部顧問の男性教諭が部員たちに「ばかやろう」などと暴言を吐いたり、肩をこづいたりしたことなど、不適切な指導が原因になった可能性があるとして説明し、「行き過ぎがあった」と話しています。

ここら辺はちょっと割愛して、ここまではいいや。まあ、早く言えば、さっき言ったとおり部活の問題なんですよ。この上毛新聞の記事も割愛します。いろいろとこれは、上毛新聞は多分皆さん読んでいるだろうから、部活に関するいろいろな知識は当然あると思ってこれは割愛しますけれども、とりあえず……、でも、ここからいきますかね。

指針のポイントを記載させてもらいますが、一、学期中、中学生の部活時間は平日2時間、休日3時間程度まで、週2日以上以上の休養日を設ける、一、週末の試合が負担とならないよう、参加できる大会数の上限を示す、一、学校側は生徒数や教員の校務分担といった実態を考慮し、外部指導員を積極的に活用する、一、行き過ぎた練習による負傷リスクを避けるため、短時間で効果を得られるよう科学的トレーニングを導入する、となっております。

既に、吉岡中学校も部活改善が実行段階に入り、時間の短縮や外部指導員の受け入れなど改善はなされているのはわかっておりますが、生徒たちがやる気や才能を伸ばす環境づくりを望むものです。改めて、学校の部活のあり方、生徒が生き生きと活躍できる理想的な部活のあり方を問います。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 中学校の理想的な部活動のあり方と、今の現実にかかわって、基本的な考え方を述べさせていただきます。

理想とすれば、学校の教員とともに、さらなる地域の人々の協力、社会教育団体等との連携などの運営の工夫を行い、持続可能な体制が整えられることが必要だというふうに考えます。しかし、現実には、学校の教員が顧問として部活動の運営や指導に当たっており、外部指導者等が日常的に入っている部活動も数は今のところまだ限られております。

9月議会でも触れたと思いますけれども、部活動というのは、異年齢との交流の中で、生徒同士、また教員と生徒等との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義は非常に高いものがあります。

運動部活動では、学年や学級を超えて、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒がスポーツを通して交流する、また、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、それによって学校生活がより豊かになるとともに、体力の向上、健康の増進にも極めて効果的です。

指導者側としても、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも、休養日や練習時間を適切に設定して、生徒の能力、適性、興味関心に応じつつ、健康安全に留意し、適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要です。

課題としては、顧問になる先生が必ずしも当該部活動の経験者になるとは限らないということ。現実として、指導者は素人、生徒は経験者という事態も起こります。それでも、教員である以上、顧問は当該種目そのものや指導方法について学ぶとともに、生徒や保護者の信頼を得るべく日々努力を重ねています。この点を克服すべく、外部指導者に技術的指導をお願いしている部活動もあるわけです。

また、生徒自身、また保護者にとっても当該部活動の活動内容や、大会等で目指す目標のギャップに悩むこともございます。「練習時間が長過ぎる」「いや、短過ぎる」「目指す目標が高過ぎる」「いや、低過ぎる」などはよく聞かれる話です。そうすると、顧問も悩みます。

生徒自身は、それぞれの部活動の実績などの特徴、練習時間、目標を十分に知った上で、自分の興味関心を踏まえつつ、自分の適性にあった部活動を選択していくということ、また練習については、決めたことは多少つらくとも実行していこうとする強い意志を持つことも大切なことです。

一方、顧問となる指導者としては、生徒の自主性を尊重しながら立てた練習方法や目標を生徒としっかり共有し、それに照らして生徒の活動や活躍を見つめ、生徒にそのよさをしっかり伝えるとともに、足りない部分については、厳しい指導に頼らず、みずからを振

り返らせて気づかせていくということが部活動を行っていく上で大切なことだと考えています。

これからは、生徒の多様な興味・関心に対応するため、教員が持つ特技を生かしながら、今ある既存の部活動の枠にとらわれない、新しい部活動の導入の可能性も探りたいというふうに私自身考えております。

そして、中学生時代に部活動に取り組むことは、生涯にわたってスポーツや文化に親しんでいく基礎を培うことになり、豊かな人生を送ることにつながるという意味で大きな意義があります。以上のことを実現するために、学校においては、部活動のガイドラインに沿った運営、そして教育の原点である、生徒と顧問、生徒同士の信頼関係、これを築いて有意義な活動になるように、教育委員会としても支援や助言をしていきたいというふうに考えております。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 大いに語っていただきました。その感じでしたら、よい部活になることは間違いないと思います。

思ったより、教育長も、町長も、副町長も語っていただいたので、どうも時間が少なくなってきたんですけども、まあ、とりあえずは3問までは行こう。

10月11日に、東日本大震災の津波で多くの犠牲者を出した中で、宮城県石巻市大川小学校の児童74人、教職員10人が犠牲となった遺族が市と県に損害賠償を求めた訴訟で、最高裁は市と県の上告を退け、判決が確定しました。判決では、子供の命を預かる学校側に、事前に児童の安全を確保する注意義務や防災対策を怠った過失を認め、計14億3,600万円の支払いを命じたのです。教育……、ここはいいや、これはもうあれでね、ここに行きます。

この中で、判決におきまして一番大事なのは、児童の生命・安全を守ることが学校に課せられた重大な使命だという立場に立ちまして、一、教員が数年で異動する中で対応策の不備が放置された、一、実情を把握すべき市教育委員会が指導を怠った、などの諸問題を重ねて指摘し、首長部局や教育委員会、学校が有機的な連携を欠いた結果が3・11の惨事を招いた。当時の特定の人物や担当者ではなく、まさに組織総体の過失責任が問われたと見るべきだと結論づけています。これは、最高裁の裁判の判決文ですけどもね。

そこで、結論だけ言いましょう。大川小学校のような悲劇が起こらないように、あらかじめ適切な防災体制が構築されているのか、そして避難訓練は適切に行われているか、問います。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） このことについては、教育委員会事務局長に答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町では、昨年度、防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業モデル地域の指定を受け、地域において学校ができる防災教育について研究を進める中で、町の防災行政無線による3校合同避難訓練などを実施したほか、中学校では防災教育の実践的な体験活動及び防災食の試食を行い、また両小学校では、4年生以上の児童へ防災食を配布し家庭で試食をするとともに、災害への備え、備蓄に関するアンケートを実施しました。

このことにより、町では有事の際を想定した対応を関係者間で共有することができ、学校ではこのような取り組みを今後も継続していくという方向性を打ち出しており、今年度につきましても、Jアラートを活用した抜き打ちでの防災訓練を既にことし2回実施するなど、防災教育を進めているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 教育関係にしては、これからいろいろと話すことがあるだろうから、ひとつよろしく頼みます。

ここまで行きましょう。どうしても今回は、あの台風15、19、21号の関係がありましたので、質問だけはこれはさせてもらって。ただ、これは質問して、答えるだけで結構です。福島町民生活課長には、まだこれからも大分答弁しなければならないので大変だと思いますが、ここはしっかり答えてください。

被災された方々には、心より哀悼の意を表するとともに、早期の復興を望む次第でございます。

結論だけ先にいきましょうね。今回、この台風等の被害を受けて国交省は、大雨による土砂災害の犠牲者が事前に定められた警戒区域外で出たことを受け、現場の地形や状況を検証し、指定基準の見直しも含め、警戒区域を見直す考えを示しています。

町も3月に災害ハザードマップが作成されていますが、我が町も関東ローム層に覆われて滑りやすい地形となっており、いつ何時ともわからず土砂災害に見舞われるとも限りません。吉岡町災害ハザードマップの見直しを考えているのかを尋ねます。

特に、11月10日、第2回防災訓練では、住民の多くが自主防災組織での行動がわからず、「指定避難場所」と「指定緊急避難場所」の区別がわからずに、どこへ避難すればよいのかわからない状態でした。明確な説明も載せるべきと思うのですが、いかがでしょ

う。お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 昨今の全国各地で発生した大規模な自然災害の状況を目の当たりにして、吉岡町もいつそうした災害が発生するかわからないと考え、防災・減災対策のため、自治会を対象とした防災講演会や、防災ガイド吉岡町災害ハザードマップの作成、災害時の情報伝達として防災無線デジタル化事業、そして先月実施した消防防災総合訓練など、予算の範囲でできる限りの防災・減災対策の充実に心がけてきたところでございます。

吉岡町災害ハザードマップは、国や県がつくる洪水浸水想定区域図をもとに今年3月に作成したところでありますので、今のところ見直しは考えておりませんが、今後、国の砂防警戒区域等の見直しが行われるのであれば、その結果を見て検討をしていきたいと考えます。

なお、見直しをすることになった際には、指定緊急避難場所等について、明確な説明を掲載したいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 問題点だけいきましょう。

床下浸水などに関しましては、残念ながら補助制度はないわけでございます。応急修理費支援制度に関しては、まだなかなか策定がされていないわけでございますが、吉岡町に関しましても、過去にも床下浸水の事例があったと聞いております。大泉町では、独自で1世帯最大約50万円までの助成をする方針を決めております。町でも応急修理費支援制度を確立し、浸水被害に対して緩和する措置をとるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、町民生活課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 応急修理費支援の制度ということですが、まず、豪雨等で住宅被害が発生した場合の被災者に対し、公的支援として国の被災者生活再建支援制度があります。また、この制度の対象とならない被災者に対しては、群馬県・市町村被災者生活再建支援制度があります。これは群馬県と市町村が協力して支援するものです。市町村が3分の1、県が3分の2を負担することになっております。

大泉町は、このほかに助成するというのですが、大泉町と吉岡町では財政状況の違いもあります。町としては、実施できるのかもあわせ、検討してみたいと思います。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 3問目に行きます。

それらの災害に対する罹災証明書の発行での判定作業に対して、今回の大規模災害を過去にも経験したことがない自治体の職員が、正確な判断基準を理解しておらず、発行に手間取ってしまい、生活再建を支援するのに時間がかかっているようです。町でも住宅被害の状況を確認し、罹災証明発行の判定作業を正式な判断区分に基づいて支援されなければなりません。その判断区分を理解しているのか、そしてその作業を行う職員の配置はどうなっているかを問います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、財務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 災害時、住宅などの被害認定基準につきましては、国から災害の被害認定基準及び災害に係る住家の被害認定基準運用方針が示されております。これらの基準や指針を踏まえまして、災害時に罹災証明書の発行事務が円滑に行われるよう、準備を怠らず適切に対処してまいりたいと考えております。

また、職員配置につきましては、まずは家屋評価担当者を中心とした財務課職員での対応となりますが、大規模な災害時には、全庁を挙げてできる限り人員を確保し、業務体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 被災地では、浸水した家屋などから出る大量の災害廃棄物の処理が課題となっているようです。3,000万トン超えの廃棄物が出た東日本大震災では、仮置き場が決まらず、復興の妨げとなった。これを踏まえ環境省は、災害で予想される廃棄物の発生量や仮置き場の位置、分別方法などを決めておく災害廃棄物処理計画をつくるようにと法令で自治体に求めています。

群馬県の市町村の策定状況が14%と、低い数字が書かれておりますが、町でも未策定と思われそうですが、処理計画への対応はなされているのか、専門的な知識を持って計画をつくれる職員がいるかを尋ねます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 災害廃棄物処理計画への対応についてお答えします。

現在のところ、吉岡町では、災害廃棄物処理計画は策定されておられません。ご指摘のとおり、県内での策定率も低い状況ではありますが、災害発生時におきましては、災害廃棄物を初めとし、さまざまな対応・対策が待ったなしの状況になるわけでございまして、計画の必要性は認識しているところでございますが、策定に当たっては、仮置き場の選定や分別方法などさまざまな課題があり、専門的な知識を有する職員もいないことから、策定がおくれている状況にあります。

今後、県や渋川広域等の意見を聞きながら、策定の検討をしたいと考えているところでございます。以上です。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 災害が頻繁に発生している現状を踏まえ、防災士の育成に力を入れたらと思うのですが、いかがでしょう。

一昨年、自治会主催の女性防災士による講演におきましても、地図上での災害時の対応や避難所を設営するに当たっての仕方及び工夫など教えてもらったわけです。特に緊急時のトイレや新聞紙スリッパなど、適応した作業などは参考になった次第です。

新聞によりますと、民間資格、防災士の資格を認定するNPO法人「日本防災士機構」が資格の認定をした人は、大規模災害時の地域防災力が注目されたこともあり、県が養成を始めた平成16年度以降は200人から400人のペースで増加しているようです。

町でも、広報よしおかに載せていますが、もっと積極的に周知し、ぐんま地域防災アドバイザー防災士養成講座に参加して取得し、防災士として自主防災組織のリーダーとして活躍してもらえたらと思うのですが、いかがでしょう。また、支援金も必要だと思うのですが、いかがでしょうか。お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しても、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 平成29年度より、県の主催により防災士養成講座が開催されております。これによって、県内で防災士の資格が取得可能となりました。

ご指摘のとおり、防災士がリーダーとなり、自主防災組織が活動されることになれば、町の防災力の強化になると町も考えております。今まで以上に積極的に住民の皆様に周知していきたいと考えております。

また、町も、防災士がふえ、自主防災組織を支えていただくよう支援していきたいと考えているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

1 1 番（岩崎信幸君） 以前から、ドローンの監視能力から見て、防犯・防災には役立つと思っておりました。町でも、ぐんま安全教育センターと協定を結び、災害時での情報収集に努めるのですが、もっと利用価値があると思うのです。

幸いにも、道の駅よしおか温泉には、ドローンが離着陸できる広大な土地がある。一角を利用して拠点基地を設け、公社の職員にでも操縦士免許を取得させ、町全体を監視させて防災・防犯に役立てたらと思うのですが、いかがでしょうか。お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、町民生活課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 災害時に、小型無人機ドローンを使用して被災状況等の情報収集ができるように、11月6日に、ぐんま安全教育センターと災害時における支援協定を結んだところでございます。

小型無人機ドローンで、災害現場の撮影や被災者の搜索活動など協力をお願いしているところでございますが、今後、職員によるドローンの操作やそのほかの利用方法について、協定をもとにぐんま安全教育センターと協議していきたいと考えているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

1 1 番（岩崎信幸君） 町長、副町長、教育長には大いに語ってもらって、私が臨んでいた質問が、もう終わりに近づいてまいったので、どうも、この後のPDCAサイクルについては次回に回すような形になります。

一応、PDCAサイクルに関しては、否定はしていない。ただ、これの悪いのが、難点、

弱点がどうしてもあるので、これに対しては改めて質問する形になると思うが、いろいろな意味で、このPDCAサイクル……、まあ、いい、これはいいや。時間的にあと2分だから、これで質問を終わります。

以上、岩崎の質問をおしまいにします。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、11番岩崎信幸議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後1時といたします。

午前11時49分休憩

午後 1時00分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

議長（山畑祐男君） 4番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4番（廣嶋 隆君） 4番廣嶋、議長への通告に基づき、一般質問をいたします。

ことし、10月12日に日本に上陸した台風19号は、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な豪雨となり、NHK調べ（11月14日現在）では、亡くなった人は全国で92人、3人が行方不明の甚大な被害をもたらしました。

被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。

死者や行方不明者が出た13都県38市町村で、高齢者や障害者ら災害弱者を受け入れる福祉避難所を開設した16市町村のうち、約6割に当たる10市町村が開設したことを公表していなかったことが共同通信の集計でわかりました。非公表の自治体は、一般の人が殺到して、本当に必要としている人が利用できなくなるおそれがあるという理由でした。

ことし春に全戸配布された吉岡町災害ハザードマップには、福祉避難所が掲載されていません。私の6月一般質問では、吉岡町保健センターは、福祉避難所として利用し、特に医療の対応を必要とする人の避難を考えているということでした。

福祉避難所については、災害対策基本法施行令に、「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること」とあり、「その他の特に配慮を要する者」として、妊産婦、傷病者、身体内部の臓器に障害がある内部障害者、難病患者等が想定されます。これらの人々は、一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、福祉避難所で受け入れ、何らかの特別な配慮をする必要があります。

最初に、福祉避難所について問うものであります。1、福祉避難所について、（1）福祉避難所の運営マニュアルの有無について問います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 福祉避難所については、議員のおっしゃるとおり、災害対策基本法施行令に規定されておまして、避難所において滞在期間が長期となることが余儀なくされた場合、要支援者とされる方々は、それぞれに必要な対応を行わなければ避難生活をする上で支障が生じると考えますので、そうした要支援者に必要な対応を行う場所として、福祉避難所はとても重要なものと考えております。

ご質問の福祉避難所の運営マニュアルについては、現在、策定に至っておりませんが、来年度、見直しを考えている地域防災計画の中で、福祉避難所の運営等についても検討していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ただいま、福祉避難所の運営マニュアルは、来年度検討するというお話でしたが、それでは、避難所の運営マニュアルはあるのでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） マニュアルにつきましては、現在ありません。以上です。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 福祉避難所の運営マニュアルはない、そして避難所の運営マニュアルもないということですが、マニュアルには、災害発生後において、具体的な実施内容、組織体制、担当部署の役割分担等が明記されていなければなりません。

災害が発生、または発生するおそれがある場合に設置される指定避難所を、町と自主防災組織を初めとする地域住民が協力して円滑に運営するための手引として活用できるよう運営マニュアルがあるべきで、来年度取りかかるというお話ですが、早急の対応を求めたいと思います。

続いて、（2）福祉避難所である吉岡町保健センターの収容人数についてお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 福祉避難所としての収容人数については、そこに入所する要支援者の方々の状況によって滞在スペースの区分けがされますので、全ての入所される方が同一スペースでよいとは限りませんので、収容人数については把握が難しいところございまして、現在、収容人数はお示しできておりません。

今後、地域防災計画の見直しをする予定でございますので、そのときに、国のガイドライン、県や近隣市町村の考え方を参考に、目安とする収容人数がお示しできるか検討したいと考えます。以上です。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 福祉避難所のマニュアルはありません、そして収容人数もこれから検討する。結局、福祉避難所に関しては、大事なことが決まっていないということになります。

町長にお尋ねします。このような状態をどうお考えですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今、担当課のほうからお答えしたように、できるだけ早く検討していきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 運営マニュアルがないと、開設したときに混乱を招きます。早急な対応を求めます。

次の2つの質問は、福祉避難所の人数が出ていないので省略いたします。人数の算出は、地方公共団体によりさまざまですが、おおむね1人当たり2から4平米が多いと言われております。

次に、災害時において、福祉避難所の対象となる者を速やかに福祉避難所に避難させることができるよう、平時から対象者の現況等を把握することが望ましいと考えます。

そこで、（3）福祉避難所の対象となる者の人数の把握はされておりますか、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 町長が町民生活課長と言いましたが、私のほうでお答えしたいと思います。

ご質問の福祉避難所の人数の把握についてですが、現時点では具体的に何人という数字は出ていません。先ほど町民生活課長が答弁した地域防災計画の見直し時に、私どものほうで持っています災害時避難行動要支援者名簿の登載者数や障害者手帳の交付数、町内の介護施設等の入所者等の人数等を勘案し、策定時に協力をしたいと考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 人数が出ていないということですが、福祉避難所である保健センターで現在では何人収容できるかわからないということになります。あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足すると見込まれれば、福祉避難所として利用可能な施設を洗い出しておく必要があると思います。

そこで、吉岡町保健センター以外に、福祉避難所として利用可能な施設を検討しておりますか、問います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 吉岡町保健センター以外の、福祉避難所として利用可能な施設の検討ということですが、町は地域防災計画において、災害時の要支援者等の対応につきましては社会福祉協議会と協力して対応することを定めておりますので、吉岡町保健センター以外の福祉避難所として老人福祉センターを考えております。以上でございます。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 現在では老人福祉センターを考えているということですが、老人福祉センターについても人数の把握がされていませんよね。いかがですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件についても、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 老人福祉センターの収容人数についても、把握しておりません。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4番（廣嶋 隆君） 何か、回答を聞いていますと、誠意がないように感じます。来年の機構改革で新しい課が検討すればいいと聞こえてなりません。いつ起こるかわからないこういう事態には早い対策が必要だと思えます。施設自体の安全性が確保されていることや、原則としてバリアフリー化されていることなどが挙げられますので、早急な検討をお願いいたします。

次に、障害者や高齢者、在宅の難病患者、妊産婦、乳幼児等は、既存の統計等で人数の把握が可能なものについてはその情報を活用し、民生委員・児童委員や各団体からの情報についても活用し、概数を把握することができると思えます。これを最大規模の対象者として捉え、その人数の避難を可能とすることを目標に、福祉避難所として吉岡町保健センター以外に利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定・整備を行うべきです。

また、把握したデータはデータベースとして整備しておき、最新の情報を確保するために定期的に登録情報の確認・更新を行う必要があると思えます。

そこで、情報のデータ化についてどのようにお考えですか、お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 情報のデータ化というようなご質問ですが、災害時避難行動要支援者名簿登録者につきましては、健康福祉課にありますオフラインのパソコン1台にマップ上に落としてあります。ただ、オフラインでありますので庁内で共有という形にはなっておりませんので、今後その辺、共有するかどうかについては検討が必要かと思えます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4番（廣嶋 隆君） オフラインのPCには入っている。ですから、これはそこだけしか見られないわけで、今後は、情報というのはやはりみんなが共有して初めて生きるものだと考えておりますので、その情報も共有できるように進めていただきたいと思います。

民生委員や児童委員や自治会長が活用している要支援マップシステムでは、本人の申し出が389人と聞いております。これらも活用して、ぜひ平時からの準備をお願いしたいと思います。

次に、福祉避難所の開設を公表か非公表か、災害が発生して福祉避難所が開設されたら公表するのか非公表なのか、お答えください。非公表の場合は、理由もお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しまして、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 福祉避難所の開設を住民に公表するか、非公表にするかというご質問ですが、災害時には、その災害の内容やそのときの状況により災害対策本部で判断し、公表するかどうかを決めていくこととなりますが、災害時に全ての住民に対して同一の情報を伝達することが基本となりますので、非公表にする理由がない限り公表することになると考えます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 災害の状況にもよるということですが、基本的には公表するというので、公表するのであれば、事前に福祉避難所に関する情報を広く住民に周知する必要がありますと考えます。

そこで、（5）福祉避難所の周知徹底について、福祉避難所の周知徹底をどのように検討されているか問います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 福祉避難所の周知徹底ということですが、今回、災害ハザードマップに福祉避難所の掲載はしませんでした。隠しているわけではなく、それは福祉避難所の運用からの対応であります。

災害が発生したら、まず、要支援者も含め全ての住民の皆様が指定緊急避難場所や指定避難所に避難していただき、その後、職員がそれぞれの指定緊急避難場所や指定避難所に行き、避難された方々の身体状況や介護などの状況等を見て、一般の避難者とは一緒に滞

在できないと判断された方が福祉避難所へ搬送された時点が、福祉避難所の開設となると考えているからであります。

しかし、今後は、福祉避難所のあり方などを住民の皆様に周知し、理解していただくほうが災害時に混乱しないと考えますので、住民の皆様に周知していきたいと考えます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） まさに、今お答えがあったように、そのときに何が重要かという、運営マニュアルがなければ困るわけですよ。そういうものにのっかって開設されたところを運営しなければいけないわけです。ですから、来年度検討するというのではなく、まさに早急に検討しなければいけない問題だと思います。

さて、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して周知徹底を図るべきだと思います。

また、広報活動や防災訓練を通して、福祉避難所について理解と協力を求める。福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、一般の指定避難所で生活可能な避難者に対しては対象としない旨について、あらかじめ周知しておく必要があると考えます。

高崎市や伊勢崎市、藤岡市などは、ホームページ上に福祉避難所の意義や対象となる避難者及び福祉避難場所が掲載されております。

そこで問います。吉岡町も、ホームページ上に福祉避難所を載せる考えはありますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましても、町民生活課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 今後、地域防災計画の見直しとともに、掲載のほうを検討していきたいと考えます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 現在、吉岡町のホームページ上には、災害時の避難場所のページがあります。ここへの追加をされたら、早急に追加をされたらいかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 検討させていただきます。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） せっかくホームページがあるんですし、内容が現在ある程度決まっているわけですから、早目にホームページ上へ載せていただきたいと思います。

次に、2番、指定避難所について、（1）6月一般質問の答弁では、地域防災計画に記載のある指定避難所は5カ所で、合計避難収容人数は1万700人でした。この1万700人の人数の算出方法は、どのような方法で算出されたのですか、お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 指定避難所について、収容人数についてご質問いただきました。

残りの5カ所の収容人数についてお示ししていなかったのは、吉岡町役場を初め、コミュニティーセンター、吉岡町文化センターについては災害対策本部を設置しますので、それに伴って県や国の支援団体や自衛隊等が参集してくることが想定されますので、それに伴い、役場庁舎の近隣であるこれらの施設の使用状況が予測できないこともあり、収容人数をお示ししておりません。また、社会体育館においては、地域防災計画において救援物資広域集積場所やそのほかの利用を予定していますので、収容人数をお示ししておりませんでした。

今後、地域防災計画の見直しをする予定でございますので、そのときに検討して、目安とする収容人数がお示しできるか検討したいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 収容人数については、先ほど2平米から4平米が平均的だというお話をいたしました。ただし、建屋の延べ床面積を1人当たりの必要面積で算出してしまいますと、廊下とかトイレ等の面積も含まれ、正確な人数が出ません。地域防災計画の更新時には正確な人数が把握できるように検討を望みます。

なお、本日、小林議員の台風19号の関連の答弁で、避難所開設はコミュニティーセンター、老人福祉センター、社会体育館の3カ所とありました。この3カ所については、実は収容人数が発表されておりません。結果として避難者が少なかったわけですが、改めて早急な対応を望みたいと思います。

次に、（2）指定緊急避難場所の標識プレートの取り付けについて、避難所看板取り付け工事で、121万円の9月補正がありました。取り付けの進捗状況について問います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 標識プレートの取り付け状況についてお答えさせていただきます。

現在、避難所ごとの設置場所について、それぞれの現場の確認を進めている段階でございます。設置場所の確認ができ次第、随時設置を進めていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 手元に今回配布された吉岡町災害ハザードマップがあります。ここには、指定避難所、そして指定緊急避難場所とあります。果たして皆さん、この2つの違いの意味、どれだけの方が理解しているのか疑問に思います。そのために、指定避難所はこういう場所である、そして指定緊急避難場所はこういうところだということを、このマップを更新するとき及びホームページではすぐ改訂できると思いますから、そこに文言をつけ加えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 検討させていただきます。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） いつもお答えは「検討」というお答えで、いつできるかということが明確になっておりません。今年度中にやるとか、その辺のお答えはできないものでしょうか。いかがですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 早急に行いたいと思っています。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ありがとうございます。早急に対応していただきたいと思います。

指定避難所というのは、必要な期間滞在する施設、そして指定緊急避難場所というのは、とりあえず避難する丈夫な建物や広場のことです。ただいま簡単に申し上げましたが、合わせて36カ所あるわけですが、今年度、この36カ所のうち、何カ所を設置予定しておりますか、お聞きします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、町民生活課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 指定避難所1カ所、指定緊急避難場所9カ所の設置を予定しております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 1カ所と9カ所、合わせて10カ所、これは本年度の予算121万円のことでこれだけしかできないということなんでしょうか、お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 10カ所の予定で予算を要求しております。以上でございます。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） これも早い対応を期待いたします。

それでは、11月10日に実施された消防防災訓練で得た結果と反省点についてお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しまして、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 今回の消防防災総合訓練につきましては、住民の皆さんが、防災無線の地震発生の放送を聞いて、近くの広場等に迅速に避難していただくことが今回の訓練のポイントでした。これは、自分の身の安全を確保する場所に避難することと、隣組の全員が無事であるかを確認する場所となります。この確認は、実際の災害時において、隣近所で逃げおくれた人がいた場合の早急な救助対応になるからであります。

その最初に避難する場所の説明を、訓練では道路愛護等集合場所、その他避難場所とし

ていました。そして、そこに集まって人数等の確認ができれば、隣組ごとに安全に避難できる近くの指定緊急避難場所、もしくは指定避難所に避難していただくということでありましたが、各自治会の考え方もあり、その辺がばらばらでありました。また、最初に避難する場所を道路愛護等集合場所、その他避難場所としたことによって、参加された方々に指定緊急避難場所の捉え方に混乱を招いてしまったことが特に反省点と考えております。次回の消防防災総合訓練においては、そうした点について、もっと丁寧に説明していかなければと考えております。

また、今回の防災訓練で得られたことは、自治会、消防団と町が訓練を通して協議をする、その機会が町全体の連携をとることの訓練につながり、防災意識の高まりになっていくと感じておるところでございます。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 私も、この日、参加をいたしました。しかし、残念ながら、道路愛護の場所に集合して、組長さんが「人数、何人です」と地区代表に話をし、そして自治会長に話がいって、そして町に行くという、そういう情報網の話は、連絡網の話は聞いたんですけれども、そこへ集まったきりで、じゃあこれで終わります、そういう場所もあったわけです。そうすると、これはただ集まっただけで、何するのと、何もなかったわけですよ。その辺の伝達はどうかだったんでしょうか、お聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） この訓練のその後の対応ですが、そこは各自治会で考え方を持っておりまして、その後、それに続いて訓練をされた自治会、その時点で終了した訓練、さまざまの自治会の考えで対応したところがございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この防災訓練は、さまざまな考えの自治会で防災訓練しろということじゃないわけですよ。本来、町が主導して、こういう目的で今回やるんですと、そういう趣旨が伝わっていなかったのではないのでしょうか。いかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件について、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 今回の訓練につきましては、先ほども言われたとおり、まず身の安全を確保する場所に避難していただくこと、それと隣組が無事であるという確認ができる場所にそういう初めての災害が起こった時点で逃げていただく、そこが一番のポイントでありまして、そのこのところを確実にすることによって、住民が1人逃げおくれたといったことがないように、そのこのところを重点として考えた訓練でありました。その後の訓練につきましては、それぞれの自治会で判断していただいてよろしいかなというふうな話で進めたところでした。

吉岡町全体の訓練でございます。なかなか住民の方も、いきなり訓練と言われても参加しづらい点もありましたので、簡易なところから訓練を始めたという考えでございます。以上です。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） こういう訓練は、ことしで2回目ということです。今回の訓練でいろいろな貴重な結果も得たと思います。また、反省点については、今後の活動に生かしていただきたいと思います。

続いて、消防防災訓練の参加人数は何人でしたか、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 第2回消防防災総合訓練の参加者数は、13自治会、全ての参加者1,293人、消防団員62名、災害対策本部17人、南分署14人、ぐんま安全教育センター5人の総勢1,391人でした。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 今回、1,391人ですか。人口が約2万人、2万2,000人ですか、今。吉岡町で約1,300人、これが多いのか少ないのかはわかりませんが、消防防災訓練に参加することで住民一人一人が防災意識を持ってもらえればと思います。これからも参加者がふえることを期待いたしております。

次に、前町長は、平成26年度に八幡山グラウンド拡張工事に関する基本設計を行っております。その中で、本事業に概算で総額7億2,000万円ほど工事費がかかると示しております。しかし、財政的な観点から早急的な着手は困難なため、暫定的な使用開始を

含め毎年少しずつでも事業を進めるとし、平成31年度に周辺道路の線形設計及び造成工事予定と方針を打ち出しております。また、既に数年が経過していることから、計画についても再度見直しを図ると言っておりました。

9月議会では、八幡山公園の整備及び拡張の再検討を求める請願が提出されており、町民からも関心の高い問題であります。

そこで、町長にお尋ねします。3、八幡山グラウンドの拡張工事について、町長は今後どのように推し進めようとしているのか、所見をお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 八幡山拡張事業については、今後何らかの形で、吉岡町緑地運動公園「八幡山公園多目的屋外運動場」としてつくられている現在の基本計画をベースとした見直しを行いたいと考えております、と以前の答弁をさせていただいております。

見直しには、今の八幡山グラウンドが担っている吉岡中学校のサブグラウンド的な役割や、町緑地運動公園としての八幡山公園の中の多目的屋外運動場であるという位置づけを考えた場合、町の総合計画や都市計画マスタープラン、公共施設総合管理計画等との整合性を保つ必要性も生じてまいります。

よって、まずは来年度策定予定の吉岡町総合計画において、よりよい公園計画やグラウンドの整備に係る方向性を取りまとめていく中で、改めて検討していきたいと考えているところでございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 来年度、総合計画の中で取りまとめていきたいというお考えでした。

八幡山グラウンドは、野球、陸上競技、サッカーといろいろな競技を押し込むのではなく、陸上競技場とかサッカー場は他の場所へ持っていくとか、根本的に再検討する選択肢もあるのだと思います。その辺も含めて、町民からも関心の高い問題であり、慎重に進めてもらいたいと思います。

次に、現在進行中の林道栗籠・井堤線は、地元住民の長年の夢であり、開通を願ってきました。今年度の当初予算では3,735万円、9月には167万円の補正を行っております。

9月議会で、金谷議員は、馬場前議長の記憶を頼りに現地に行って調査し、デ・レイケ堰堤自害沢9号を発見したことを報告しました。自害沢9号堰堤から下流約10メートルの地点で林道工事が進んでいる状況で、堰堤に影響を与えないよう、線形変更等の作業を進めているとありました。町長も、早急に変更計画を確定したいと答えております。

そこで、4、林道栗籠・井堤線について、自害沢9号堰堤の発見により、今後の工事への影響と進捗状況についてお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 自害沢9号堰堤については、さきの議会で金谷議員から保存の重要性についてご指摘があったとおり、全国的に見ても貴重な遺産であるとともに、今なお吉岡町を災害から守り続けている現役の砂防施設であると認識しております。

その堰堤の全容を把握するための調査につきましては、11月20日までに、「榛名山麓デ・レイケ堰堤を守る会」会員皆様のご尽力により、埋没していた堤体部分が掘り出され、その構造や寸法の測定、写真等の記録作業が完了しております。私も、23日の土曜日、その現状をつぶさに確認させていただきました。

また、11月26日には掘削した部分の埋め戻しが行われ、現在、ボックスカルバートの取り付け擁壁等の築造準備を進めております。

今回の発掘調査が手際よく終わったことから、工事への支障はわずかであり、現段階では進捗状況に大きな影響はないものと報告を受けております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ただいまの答弁により、影響がないというお話でしたので、安心いたしました。

現在、滝の沢川で埋め立て工事を行っております。この工事が、今後どのように影響があるのか、お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件につきましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 上野田上野原地区の「おもちゃと人形の博物館」の東側付近で行われている残土埋め立て工事は、林道栗籠・井堤線が滝の沢川を渡ろうとする位置よりも下流側で行われております。約50メートル離れているため、林道栗籠・井堤線開設工事への影響はないものと考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 影響がないというお話ですが、この埋め立てが終わらないと林道の工事が

できないというようなことはないのですか。埋め立てですから自然に沈下いたしますよね。その沈下を待ってからじゃないと林道がつかられないというような話はないのでしょうか、いかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件につきましても、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） お手元に資料がございますけれども、そちらでちょっと確認をしていただければと思うんですけども、林道の開設事業につきましては、おもちゃと人形博物館が右上にございまして、そちらの手前に洗い越し工区というのがございます。そちらが滝の沢川を越えるところになります。その左手前までが、林道の補助事業を使った開設事業となります。

また、その右側が町単独の事業の道路整備となりまして、今回埋め立て工事が行われておりますのは、この単独事業のほうの近くのところでございまして、林道の補助事業を使う開設工事には影響がないというものです。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 林道には影響がない。しかし、町道には影響が出るのでしょうか。いかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件につきましても、産業建設課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 町道部分に関しましては、影響がございます。今年度、測量設計業務を行う予定でございますけれども、埋め土の工事が半年ほど行われております。これによって、まだ業務を発注できていないという状況でございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） では、お聞きいたしますが、現在埋め立てしておるわけで、この埋め立ての期間というのは、いつからいつまでで申請が出ているのでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件についても、産業建設課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 工期までについての手持ち資料が今ありませんので、回答を差し控えさせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 工期が把握されていないということは、林道にどれだけ影響するかわからないということですよね。少なくとも影響はあるとお考えですよ。しかし、どれだけ影響があるのか。

そして、この地図を見させていただきますと、県の事業である林道についてはラインがちゃんと引かれています。ところが、町道については、赤丸点、点、点。ラインが引かれていませんよね。この辺はどのようにになっているのでしょうか、お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件についても、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） こちらの町道の部分でございますが、今年度、測量と設計の業務委託を発注する予定でございますが、盛り土の工事がおこなわれている関係と、もう1点、この後に説明します洗い越しの関係で業務が発注できないと、そういう状況でございます。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） そうすると、埋め立ての期間がいつだということが一番、第一に関係してくるわけですよ。私が調べたところによりますと、この埋め立ての期間は平成30年5月24日から平成34年5月23日までというふうに申請されているわけです。なおかつ、埋め立てについては、平成32年12月までと明記されております。平成32年ということは来年の12月ですよ。そして、その後、植林工事として平成33年4月までとあります。こういう期間が出ているんですから、これに合わせて今年度、設計、測量、予算組んだけれども、埋め土が終わっていないからその先へ進めない。ちょっと後手に回っているんじゃないんですか。お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件につきまして、産業建設課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） ご指摘いただきました関係でございますが、埋め立てをする部分につきましては、町道を整備する予定ではございません。今あるその埋め土がしっかりと転圧されているものではありませんので、おもちゃと人形の博物館の駐車場のすぐ東、南を下っていく現道のような地山があるんですけれども、そこを削って行って道路を整備するという予定でございます。

先ほどの盛り土の予定でございますけれども、初めは、その盛り土する部分が一番西側でしたので、その西側から先に埋めていくという話を伺ったんですけれども、それがちょっと半年ぐらいおくれていて、その埋め土が終わった後のほうが、いわゆる設計関係の業務に支障がないということであります。つまり、盛り土部分には道路をつくる予定はございません。以上です。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ここに地図を提出させていただいたわけですが、この林道工事は県の補助事業と町道としての単独事業に分かれていますと思いますが、工事区間や自害沢9号堰堤等の説明を、この地図を使って求めたいと思います。お願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） それでは、林道栗籠・井堤線開設工事につきまして、平面図で確認をさせていただきます。

ご質問のとおり、県の林道補助事業と町単独事業に分かれております。図面の右側が北方向を示しております。また、図面の右側におもちゃと人形の博物館がございます。そこに、洗い越し工区間、延長27.5メートルと記載があります。また、その右側に町単独事業道路整備区間として延長約200メートルとあります。この2つの区間が町単独部分となります。

なお、町単独事業の洗い越し工区の終点部分から県道前橋伊香保線までつながる町道部分については、今後、測量・設計等を行い、線形を確定していく予定であるため、点線で

おおむねの位置を示しております。

また、図面中央部を拡大した図面が裏面にございます。こちらが、デ・レイケ堰堤自害沢9号堰堤と道路との位置関係を示したものでございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この図面を見て、大変わかりやすく、ありがとうございます。

最後に改めて確認いたします。この林道の計画は、令和2年度内に完成予定となっておりますが、デ・レイケ堰堤自害沢9号の発見や残土の埋め立て工事により完成予定に変更はないのか、お尋ねいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しまして、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） デ・レイケ堰堤自害沢9号が発見されたことによる林道栗籠・井堤線開設工事への影響を避けるため、ボックスカルバートの位置を下流にずらすなどの測量や設計変更を行いました。また、今回の発掘調査が手際よく終わったことから、大きな工期延期を伴うものではございません。なお、今年度の工事につきましては、年度内の完成に向けて事業を進めていくところでございます。

ただし、町単独事業の町道部分については、先ほども説明しましたが、洗い越しの占用許可の可否の状況と残土埋め立て工事が半年ほどおこなわれていることから、現在、町道部分の測量設計業務が発注できていない状況でございます。したがって、町道部分には事業の進捗に影響が出ております。

全体計画の完了年度については、令和2年度を予定しておりますが、一級河川滝の沢川の洗い越しの占用許可の成り行きが現段階ではつかめない状況であることをご理解いただきたいと思っております。時期を見て、河川管理者である県渋川土木事務所に回答を得たいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） そうしますと、残土の影響が当然出ていて、令和2年度内に完成予定は厳しいということなのでしょうか。はっきりお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 全体計画の完成年度につきましては、令和2年度を予定しておりますが、一級河川滝の沢川の洗い越しの占有許可の成り行きが現段階ではつかめない状況であることをご理解いただきたいと思います。

また、台風19号による大規模な災害が県内各地で発生したことを鑑み、時期を見て、河川管理者である県に対して、洗い越しの占有許可の回答を得たいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 地元住民は、この開通を長い間待っているわけですから、ここへ来て、おくれて完成、できるというのは非常に困ることです。ですから、極力年度内完成を目指して努力していただきたいと思います。

以上、多少時間が余りましたが、4番廣嶋の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、4番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後2時15分といたします。

午後1時56分休憩

午後2時15分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開します。

議 長（山畑祐男君） 6番金谷康弘議員を指名します。金谷議員。

〔6番 金谷康弘君登壇〕

6 番（金谷康弘君） 6番金谷です。それでは、議長への通告に従い、一般質問を行います。

1、湧水対策施設関連、湧水対策施設運営の現状と今後についてです。

令和元年第3回定例会において、議案に平成30年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定がありました。無事可決されました。

その中において、歳出6款農林水産費1項農業費7目湧水対策施設維持管理費があります。支出済額3,229万221円、主なものは、11節需用費、電気料1,462万7,367円、13節委託料、電気設備保守点検委託料62万1,216円、15節工事請負費1,072万2,780円、一般会計主要事業決算状況一覧表を見ますと、小倉沈殿池ののり面工事、管路施設の修繕とあります。18節備品購入費626万4,000円、こ

これは小倉揚水機場揚水ポンプ購入費、これは地下140メートルからくみ上げるポンプが砂をかんで故障とのこと。総額3,229万221円、一般会計主要事業決算状況一覧表で財源内訳を見ますと、渇水対策施設維持管理基金利子6万5,221円、渇水対策施設維持管理基金繰入金2,622万5,000円、渇水対策施設管理費（水道分）600万円で、一般会計から繰り入れはないのでいいようには見えます。

しかし、この7目渇水対策施設維持管理費、少し気になり、私が議員になってからまでさかのぼって決算を見ました。平成29年度、支出済額1,462万8,790円、主なものは、電気料1,264万1,459円、電気設備保守点検委託料62万1,216円、管路施設等修繕工事125万4,960円。財源内訳は、渇水対策施設維持管理基金繰入金852万5,000円、渇水対策施設管理費（水道分）600万円。

平成28年度、支出済額2,302万6,301円、主なものは、電気料1,005万8,994円、電気設備保守点検委託料62万1,216円、管路施設等修繕工事95万8,752円、高崎渋川線バイパス新設工事に伴う管路移設工事454万6,800円、小倉揚水機場揚水ポンプ購入費626万4,000円。財源内訳は、渇水対策施設維持管理基金繰入金1,569万7,000円、渇水対策施設管理費（水道分）600万円、渇水対策施設管路移設補償費112万7,000円。

平成27年度、支出済額1,713万4,332円、主なものは、電気料1,304万7,246円、電気設備保守点検委託料62万1,216円、管路施設等修繕工事291万870円。財源内訳は、渇水対策施設維持管理基金繰入金915万9,000円、渇水対策施設管理費（水道分）600万円。

平成26年度、支出済額3,201万10円、主なものは、電気料2,862万2,853円、電気設備保守点検委託料62万1,216円、管路施設等修繕工事64万8,000円、高崎渋川線バイパス3期工区管路施設設計業務委託178万2,000円。財源内訳は、渇水対策施設維持管理基金繰入金2,572万6,000円、渇水対策施設管理費（水道分）600万円。

以上が、平成26年度から30年度の渇水対策施設維持管理費の状況ですが、ここではっきりわかることは、費用は全て、渇水対策施設維持管理基金と渇水対策施設管理費（水道分）の600万円で賄われていることです。

ここで気になるのが、渇水対策施設維持管理基金の残高です。平成26年度基金残高1,541万2,000円、平成27年度……、失礼しました。1億です。平成26年度基金残高1億4,541万2,000円、平成27年度1億3,648万4,000円、平成28年度1億2,099万円、平成29年度1億1,257万円、平成30年度8,641万2,000円と、どんどん目減りしているのがわかります。

となると、この渇水対策施設維持管理基金、いつ始まって、原資はどのくらいあったのか気になります。調べてみました。資料1です。皆さん、資料1をごらんください。

渇水対策施設維持管理基金の推移です。上の表は、年ごとの基金の残高、積立金の額、基金の取り崩し額です。中段、下段は、それぞれグラフにあらわしたものです。

内容を見ますと、昭和62年度末残高5億403万17円、話によると当時、新幹線の工事は鉄建公団で、打ち切り補償という形で約5億円あり、これをもとに基金を積み立て、維持管理費に充ててきたようです。昭和62年から平成4年はバブル経済の真ただ中で、平成1年は日経平均株価が3万8,957円という市場最高値をつけた年です。金利もよかったですので、取り崩し額よりも積立額が大きく上回っています。平成2年を見ますと、取り崩し額3,809万6,755円に対して、積立額5,654万4,740円あります。

しかし、バブル崩壊以降、金利は下がり、積立額は下がる一方です。ですが、取り崩し額は減りません。平成30年度では、取り崩し額2,622万5,000円に対して積立額6万7,000円です。今現在の渇水対策施設維持管理基金は8,641万2,000円で減る一方です。このペースでいけば、あと四、五年で基金は枯渇します。

この現状を見て、町長はどのように思いますか。私は非常に危機感を覚えますが。バブルがはじけたのでしようがないとお考えでしょうか。渇水対策施設維持管理基金がなくなれば、その分としては全て一般会計からの持ち出しとなるのでしょうか。この施設ができてから約30年経過しています。老朽化に伴う更新等に莫大な費用が発生すると思います。新幹線工事の井戸枯れ補償ですが、打ち切り補償です。更新するのでとまた新幹線トンネル工事の補償は、到底見込めるものではないと思います。町長、お尋ねします。また、この渇水対策に関する説明もお願いします。町長は役場職員でおられましたので、よくご存じかと思います。よろしくお願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 渇水対策施設は、上越新幹線榛名トンネルの工事に起因して生じた農業用水や井戸水の枯渇対策に関する補償の恒久対策施設として建設されました。その主な施設は、小倉沈殿池（通称3万トン）、北下の十日市貯水池（通称2万トン）、上野田調整池と、おのおの貯水池を結ぶパイプラインでございます。このうち、小倉沈殿池に揚水ポンプが設置され、地下約140メートルから新幹線のトンネル原水をくみ上げ、農業用水として、また水道の原水として供給を行っております。

この渇水対策施設の維持管理費につきましては、議員の説明のとおり、水道事業会計からの施設管理委託費の600万円と基金からの繰り入れで賄っており、基金残高は年々減少している状況でございます。そのような基金の状況ではありますが、安定的な農業用水

や水道水を供給する必要があることから、一般会計の財源で対応していくほかはなかろうかと考えられます。

しかし、渇水対策施設に関しては、維持管理の方法や貯水池などの施設のあり方も含めて、何かしらの対策が必要ではないかと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。私は、この施設を生かした運用にて、年間かかる電気代などの維持費千数百万円を賄えればと考えますが、渇水対策施設の水の現在使用している以外での使用は可能でしょうか。また、この施設の水の運用方法は、現在ではどのようなものでしょうか。町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 上越新幹線榛名トンネル坑口から放流している湧水の利用については、当時の日本鉄道建設公団と上越新幹線建設群馬県協議会により、昭和62年3月30日付で締結した協定書に基づき利用しているところでございます。

この間、市町村合併がありましたが、協定では、関係する高崎市、榛東村、吉岡町、渋川市、それぞれの市町村ごとに使用水量についての割当がされております。使用の用途についても、農業用水の水源、飲料水の水源及び井戸枯れによる雑用水の水源として定められ、地域住民のために有効に活用されることになっております。

現在の使用状況でございますが、農業用水においては、群馬用水や明治用水とともに田のかんがい用水として、十日市貯水池等を経由して広範囲に補給されております。水道事業においては、良質な湧水であることから、水道水を供給するための貴重な自己水源として有効に活用しております。また、雑用水としても小倉地区のブドウ園で利用されております。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。協定にて他への運用ができなければ、協定の見直しをして他への運用をできるようにすべきと私は考えますが、いや、しなければいけないと私は思います。渇水対策施設維持の管理費は、基金がなくなれば吉岡町水道事業会計からの施設管理費の600万円しかありません。基金はこのままですとあと数年でなくなり

ます。時間の問題です。年間数千万円かかる施設維持管理費は、一般会計の持ち出しからでは町の財政を圧迫するだけです。

小倉沈殿池(通称3万トン)、十日市貯水池(通称2万トン)の豊富できれいな水の有効利用を図り、渇水対策施設維持管理費の財源確保を模索するときと私は考えます。水の利用といえば、水力発電や魚の養殖が考えられます。今では陸地で海水魚、タイ、ヒラメ、フグなど養殖しています。チョウザメを養殖して、キャビアの生産、販売をしています。水力発電にて年間数千万円かかる揚水ポンプの電気料の補填などが考えられます。渇水対策施設維持管理の財源確保、豊富できれいな水の利用、どうでしょう。町長、お尋ねします。

議 長(山畑祐男君) 町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長(柴崎徳一郎君) この件に関しましても、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長(山畑祐男君) 大澤産業建設課長。

[産業建設課長 大澤正弘君発言]

産業建設課長(大澤正弘君) 渇水対策施設を活用した財源確保のために検討した過去の事例を紹介させていただきます。

1つ目は、12年ほど前に検討した小水力発電でございます。ポンプから噴出される水が貯水池に流れ込む落差を利用した小水力発電の可能性を検討しました。有効落差は15メートル、発電計画対象流量を0.09立米毎秒とし、小水力の水車を選定し、年間発電量を算出しました。当時の年間売電可能な電力量は4万8,371キロワット、建設費は1,575万円、ランニングコストは、農水省等の補助率割合が75%と仮定した場合、68万8,000円、発電原価が14.2円と試算されました。結論的には、町が管理する維持管理用電力を賄い、維持管理費の軽減には貢献できるが、建設費までの回収はできないということで、事業化はされませんでした。

2つ目は、15年ほど前に、原水を活用したペットボトル飲料です。町商工会が単独事業で試験的に2トン分の原水を埼玉県秩父市の工場に持ち込み、ペットボトル飲料を製造しました。こちらも、設備投資費用やランニングコストの問題、また上越新幹線榛名・中山トンネル湧水利用協議会からも賛同が得られず、事業化が見送られたと伺っております。

また、小倉沈殿池は、夏場には大量の藻が発生するため、その藻を食べるソウギョがたくさん放たれております。したがって、貯水池を活用した方策も限られてしまいます。

このように、過去に渇水対策施設を活用した財源確保については検討をしてみりましたが、事業化には至っておりません。以上です。

議 長(山畑祐男君) 金谷議員。

[6番 金谷康弘君発言]

6 番（金谷康弘君） ただいま課長のほうから、小水力発電というのがあったんですけども、その小水力発電というのは、落差15メートルということですけども、24時間発電のことでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しまして、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 3万トンのポンプにつきましては、2台ポンプが設置しておりまして、交互運転となっております。そして、貯水池が満水になるととまってしまいます。ですので、24時間ずっと運転するわけではございません。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 24時間ポンプが動くわけでもないでしょうけれども、小水力発電するとなるとずっとポンプが稼働すると思います。それで、地下140メートルからのポンプのくみ上げとなると電気代も莫大になるかと思います。

それだったら、2万トンと3万トンを利用して、落差47メートルあります、その間の揚水力発電ですか、群馬県で言えば、玉原ダムと藤原ダム、昼間発電して、夜の安い電力でまた藤原ダムから玉原ダムに送る。上野村の上野ダム、長野県の南相木村、そこでも昼間発電して、夜の安い電力を利用してまた上に戻して、また昼間発電する、そういう揚水力発電ですけども、そっちのほうがいいし、140メートルの下から水をくみ上げる電気代よりもずっと安いように感じますけれども、そのような検討はされたのでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） そのような小水力発電の検討は、されてはおりません。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 物事というのは、全て費用対効果、プラスとマイナスになる分岐点があるかと思います。初期投資をどのぐらいかけるか、それに対する効果、プラスがどのぐらいあるかが大切かと思います。そのような揚水力発電、47メートルの落差だけでは足りな

ければ、佐久発電所みたいにサージタンクを設けるだとか、いろいろ考えられることがあるかと思えます。いろいろな検討をよろしくお願いします。

次に、平成30年度決算にて、吉岡町の財政力指数は0.68から0.69、毎年微妙ではありますが上がっています。他の市町村から見れば悪くはないですが、決して余裕があるわけではありません。

資料2をごらんください。3枚あります。

資料2-1は、平成元年から平成30年までの吉岡町の人口の推移です。平成元年は1万2,929人、平成5年には417人増で、平成11年から平成20年まで三百数十人の増、少し落ちついて、平成23年からは二百数十人の増。人口はこのように右肩上がりに伸びていて、平成30年は平成元年の1.6倍です。

資料2-2は、平成元年から平成30年の町の町税（町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税）の推移です。平成30年は、町税約25億5,000万円、前年度から見ると約5,000万円の増、平成29年度も前年度比約5,000万円の増、平成28年度は約4,300万円の増です。平成元年から平成30年を比べますと約3倍の伸びです。このように、人口の増とともに町税もふえています。

資料2-3は、平成元年から平成30年の扶助費の推移です。平成22年からは10億円を超えています。平成30年は18億6,000万円です。すごい伸び率です。平成元年から平成30年を比べますと約8倍です。このように、扶助費は町税の伸び率よりもかなり高い割合で伸びています。

町長は、このような状況を見て、せめて湧水対策施設維持管理の財源確保を何とかしなくてはという気持ちになりませんか。基金は、あと数年で枯渇します。柴崎町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、産業建設課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 湧水対策施設に関しましては、維持管理の方法や貯水池などの施設のあり方も含めて、何かしらの対策を講じる必要があるのではないかと考えております。また、湧水対策施設の長寿命化計画についても、今後計画していく中で、さまざまな観点から湧水対策施設のあり方も含めて、関係機関と協議、検討していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） いろいろな検討をよろしくお願いします。

現在、吉岡町では、経常収支比率が悪化しています。自主財源の確保は大切だと思います。

ここで、確認の意味でお尋ねします。扶助費の定義、どのようなものがあるか。また、自分で統計をとり、グラフを作成していて恐縮ですが、資料2-2、町税の推移のところ、平成19年の大きな伸び率、資料2-3の扶助費のところですが、平成22年と平成29年の前年に対する伸び率の大きさの要因は何でしょう。町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、財務課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 扶助費につきましてご質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず、扶助費の定義ということですが、社会保障制度の一環として、生活困窮者の生活維持を図る目的で支出される経費であります。そのほかに、児童福祉法や老人福祉法、また身体障害者福祉法など、法令により措置される経費があります。ちなみに、吉岡町で平成30年度に決算が多かった経費は、児童保育費が約8億7,000万円、児童手当費が約4億円、障害者福祉費が約3億7,000万円などでした。

次に、伸び率が大きい年度の要因ですが、まず、町税の平成19年度につきましては、当時、国の三位一体改革に伴い税源移譲が実施され、国税である所得税から地方税である住民税に移行したことによるものです。

次に、扶助費ですが、まず平成22年度につきましては、子ども手当が創設されたことによるもの、また平成29年度の伸び率につきましては、駒寄幼稚園が認定子ども園へ移行したことにより、施設型給付費が増加したことなどが主な要因となっております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） ありがとうございます。次に、この湧水対策施設維持管理ですが、この基金のほかに、打ち切り補償として何かほかにあったのでしょうか。町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件につきましては、上下水道課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 上越新幹線榛名トンネルの工事に起因した漏水対策に関しては、水道事業においても維持管理補償をいただいております。

平成30年度末での決算書の金額になりますが、現在の残高については6,243万6,323円となっております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 水道会計のほうでも、ただいま6,200万円ぐらいあるということなんですけれども、その数字というのは、吉岡町水道会計事業決算書ではどこに記載されているのでしょうか。私、よく見たのですけれども、ちょっとわからないので説明をお願いしたいのと、それとあと、漏水対策施設維持費として水道事業から600万円、一般会計20款諸収入4項受託事業収入1目農林水産費受託事業収入に繰り入れされていますが、水道事業の歳出に明記がありません。どこに記載されているのでしょうか。町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、上下水道課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 平成30年度の決算書で申し上げますと、吉岡町水道事業貸借対照表、負債の部の流動負債、前受金勘定に計上した金額9,602万3,323円の中で、明記はしておりませんが、漏水対策補償費6,243万6,323円が経理されておるところでございます。参考ですが、決算書では347ページに記載をしておるところです。

また、水道事業から一般会計に繰り入れをしております漏水対策施設への維持管理費分ですが、これは決算書では355ページになりますが、決算附属書類として添付しております吉岡町水道事業会計収益費用明細書の費用の部に計上しておるところでございます。

具体的には、款項目で1款水道事業費用1項1目の配水及び給水費、節が委託料で金額2,636万9,851円の中で600万円ということで、明記はしておりませんが、この委託料の中に、漏水対策施設小倉揚水機場維持管理委託料として消費税抜きの金額で計上をしておるところです。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 水道事業会計の決算書の347ページ、先ほど、4番流動負債、（3）前受金ですか、その中に補償金6,200万円入っているということなんですけれども、こ

こには前受金9,600万円とありますけれども、このほかの金額は何でしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しまして、上下水道課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 残りの金額につきましては、全て、防衛事業でお世話になっております老朽管布設がえ工事に伴います国からの補助金となります。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。上越新幹線榛名・中山トンネル湧水利用協議会は、昭和63年2月に群馬町から高山村までの関係7市町村で組織されたようですが、どこも施設管理維持に苦慮しているようです。特に高山村では、四方木立坑372メートルですから、電気代も相当なものと察します。

現在、この協議会の運営はどのような状況なのでしょう。30年経っています。きちんと運営され、情報交換などされているのでしょうか。町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、上下水道課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 現在、協議会は、榛名トンネル側が高崎市、榛東村、吉岡町、渋川市、中山トンネル側が渋川市、高山村の計5市町村で構成をされております。

協議会の運営については、会長である渋川市が事務局に携わり、湧水量の調査や幹事会を開催して、トンネル湧水の効率的利用などの情報交換や検討を行っておるところです。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 吉岡町湧水対策施設維持管理、基金の枯渇に伴う一般会計からの持ち出しがないよう、運用方法をお願いして、次の質問に移ります。

2、文化財保護事業関連、①吉岡町指定重要文化財の防火対策について。

10月31日午前2時半ごろ、那覇市の首里城から出火、木造3階建ての正殿が全焼するなど、主要7棟の計4,000平方メートル以上が燃え、11時間後に鎮火しました。激しく燃え上がる映像に強い衝撃を受けたものと思います。また、11月4日の午後、岐

阜県白川村で発生した小屋2棟が燃えた火事。川を隔てた約100メートル離れた場所には合掌集落があり、放水銃にて水のカーテンをつくり、世界遺産を守ったそうです。このことは、皆さんの記憶に新しいことと思います。

さて、吉岡町では、令和元年5月30日に、森田家住宅が町重要文化財に指定されました。指定されたのは、敷地内の築300年以上と見られる主屋、県内屈指の書院、全長27メートルの長屋門です。先日、秋のミニ園遊会があり、見てきました。立派なものでした。しかし、首里城、白川郷の火災があったばかりです。火災が気になります。防火対策が気になるところであります。

順を追って質問します。まず、町の指定重要文化財の防火対策はどのようなものなのでしょう。森田家住宅を含め、建物関連の指定重要文化財は、どのようなものがあるのでしょうか。町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現在、町指定重要文化財は17件、そのうち、石造物など火災のおそれのないものを除く木造建築物や書籍などは4件指定されており、いずれも町の所有ではなく個人の所有となっております。したがって、基本的には所有している方々に防火管理をしていただいているところでございます。

町といたしましては、消防署等からの指導を所有者の皆様にお伝えするとともに、付近の消火栓の場所の確認などを所有者とともにやっているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） ありがとうございます。個人の所有ということで、個人の責任というような感じみたいですが、維持補修、火災保険など、町の補助的なものはどのようにしているのでしょうか。町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） そのことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町では、町指定文化財などの所有者に対し、1物件につき年2万円の管理謝礼をお支払いしておりますが、火災保険等に係る補助については特に行っておりません。

なお、町指定文化財などの所有者が、指定された文化財の保護活用に必要な事業を行う

場合、事業費の2分の1、上限100万円以内で補助金を交付する町文化財保存等事業費補助金制度を平成30年度より運用しているところでございます。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。今現在、森田家住宅の周りには、消火栓等の状況はどのようになっているのでしょうか。消火栓はあるのでしょうか、ないのでしょうか。なければ、消火栓の設置の検討はどうかのでしょうか。町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 現状、消火栓につきましては、森田家住宅の長屋門の前の県道から上野田集落センター方面へ南に曲がったところにあり、防火水槽につきましても、森田家長屋門の東側、はず向かいに設置されております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。せっかく町の重要文化財に指定したものですから、火災や地震などからきちんと守り、管理・保存に向けての町の指導、補助など必要かと思えます。白川郷の放水銃とはいいませんが、検討を願います。

次の質問に移ります。3、防災関連、①吉岡町消防防災総合訓練について、先日の防災総合訓練についての検証をします。

11月10日9時、「こちらは防災吉岡です。ただいまから訓練放送を行います。緊急地震速報、大地震です。大地震です。これは訓練放送です」の3回放送で、私は電気、ガスの点検をして、地域の集落センター、指定緊急避難場所に避難しに行ったわけですが、避難が早くはなかったのですけれども、名前を書くのが18番目でした。その後、避難所に避難しにどのくらいの人が来たのかは確認していませんが、避難訓練なのに非常に少ない人数かなという印象を受けました。

災害対策本部では、避難者数の確認を10時、11時としているわけですが、各自治会、13自治会で何%の人が避難訓練に参加したのかお尋ねします。日曜日でも仕事の方もいたと思います。一概に多い少ないは判断しかねますが。

また、災害対策本部を設置し、本部長として参加した柴崎町長の訓練を通しての感想をお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 今回の訓練は、9時に地震発生を知らせる防災無線の放送が流れ、9時

10分に災害対策本部を設置し、対策部長が県等から入ったと想定した災害情報を説明。9時30分、各課長・局長及び消防団長に職員や団員の参集状況を報告させ、9時40分、消防団に分団ごとに分かれ、各指定緊急避難場所等に出動させる指令を発令し、そして指定緊急避難場所等から消防団員が各自治会の参加人数の報告を10時と11時に受け、訓練に参加した住民の避難行動が完了したことを確認し、各自治会、消防団、災害対策本部の連携をとる訓練は終了しました。その後は、ぐんま安全教育センターによるドローンの実演を拝見し、全ての訓練が終了しました。

今回の訓練を振り返ると、初めての町全体の訓練ということもあり、反省点も多くありますが、このような町全体の訓練を重ねることで、実際の災害に対応し得る体制が構築されていくと考えているところでございます。

そして、第2回の消防防災総合訓練に参加した人数についてですが、災害対策本部にて報告を受けた訓練に参加された方の数は、10時の報告人数は1,235人、11時の報告人数は1,293人、訓練に参加した13自治会の総数は、先ほど廣嶋議員のほうにもお答えしましたが、1,293人で、5.9%の人が参加しました。

そのほかに、消防団が62人、南分署から14人、ぐんま安全教育センター5人、災害対策本部が17人の総勢1,391人で訓練が実施されました。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 多いか少ないかは、判断は任せますけれども、災害対策部長として町民生活課長はどのぐらいの想定をしていたのでしょうか。また、今回の訓練を通して今後の課題等となるようなものがあつたのでしょうか。担当課長の感想をお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しまして、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 今回の消防防災総合訓練のポイントは、防災無線で災害の発生を知らせ、それを聞いた住民の皆さんが近くの広場等に迅速に避難していただく、先ほど廣嶋議員にも説明しましたが、ここが重要と考えておりました。これは、あくまでも自分の身の安全を確保するということと、自分が暮らしている隣組の全員が無事であるという確認ができるという意味で、実際の災害時に隣近所で逃げおくれた人に早急に対応することができるという、そのもととなる訓練でありました。そして、それぞれの隣組が避難した人の人数を確認し、自治会長に報告する、自治会長は消防団と連携し、災害対策本部に人数を

報告するという、自治会、消防団、災害対策本文が連携をとる訓練でありました。消防団の無線による報告がなかなかできず、今回の訓練によって、そうした連絡方法について今後検討しなければならないという点がありました。

ご質問の参加人数の想定ですが、今回の訓練は全自治会による初めての訓練ということで、参加人数の想定はできませんでした。訓練が終わって、さまざまなご意見や反省事項が出されましたので、そうした意見が多いということは、それだけ防災意識が高まったのではないかと考えているところでございます。

なお、そうした反省点やご意見を自治会や消防団、職員からいただき、それを検証し、次回の消防防災総合訓練につなげていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 今回、第2回吉岡町消防防災総合訓練を通し問題点や課題などを検証し、実際の災害に役立てるような防災訓練の検討をお願いし、次の問題に移ります。

4番、都市計画関連、①吉岡町都市計画マスタープランについてです。

駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業は、本体工事のランプ工事が始まり、令和2年度中の供用開始を目指すところまで来ました。ジョイフル本田の農政協議は、年内をめどに都市計画決定の見通しがつきました。安堵はできませんが、一つの山を越えたかなという感じです。

そして、次の課題です。平成28年3月策定の吉岡町都市計画マスタープランですが、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」、都市計画はその目的の実現には時間を要するものであるため、本来、長期的な見通しをもって定められる必要があります。このため、都市計画マスタープランは、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにすることを目的に定めるものです。

本町では、平成13年3月に都市計画マスタープランを策定し、その計画に基づいてまちづくりを推進してきました。この間、幹線道路の整備が進んだことや、郊外に大規模な店舗が相次いで出店したこと、そして新たな住宅地が無秩序に広がったことなど、町の状況が大きく変化しました。また、県の都市計画区域マスタープランや、町の第5次総合計画を初めとした関連計画の改定が行われたことも考慮し、将来を見据えて、都市計画マスタープランを改定することにしました。

これが改定の背景ですが、第2章、都市の将来像、（2）都市構造のビジョン（目指すべき方向性）、①「2つの核」と「4つの軸」を最大限活かすとあり、2つの核とは駒寄

スマートインターチェンジとJR新駅です。

平成28年第1回定例会、議案、吉岡町都市計画マスタープラン、今でもはっきりと覚えていますが、反対者4名、当時の議員、大林議員、柴崎議員、村越議員、そして私、金谷です。私は、2つの核の1つ、JR新駅がどうしても理解できませんでした。それだけで反対しました。さきの先輩議員たちは、JR新駅建設と声を上げていましたが、建設に30億円、40億円かかるということで、のぼり旗を下げました。

私は、社人研の吉岡町の将来予想では、この先、人口は横ばいになり、減少との見解の中で、どうしても20年後の吉岡町にJR新駅の未来予想図を描くことはできませんでした。ただそれだけで反対の立場をとりました。大林議員、村越議員はわかりませんが、柴崎議員、現在の柴崎町長は、本案は、PDCAサイクルによる各業務プロセスの踏襲に不備・矛盾を感じます、また前回プランとの整合性など、納得できるプランとは言いがたい、住民意見を反映し、見直し検討された手順での策定を求め反対しますと、反対討論をしていました。マスタープランに反対ということは、2つの核の1つ、JR新駅にも反対との見解をとりますが、町長となられた今現在ではどのような見解をお持ちでしょうか。

新町長の所信表明、8つの重点項目の一つ、③幹線道路等インフラ整備は「集中と選択」とあり、所信表明に対する小池議員の質問、幹線道路等インフラ整備は「集中と選択」とあるが中身が見えてこないとの質問に対し、柴崎町長は、町が挙げている主なインフラ整備を順次進めていきたいとの答弁でした。ということは、マスタープランに沿った見解にて物事を進めていく、駅を進める、どういう見解でしょうか。柴崎町長、お尋ねします。また、その理由もお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ご指摘の件については、平成28年3月の第1回定例会における、議員だった私の発言のことで認識しております。

当時の議事録を確認させていただきましたが、少し急ぎ過ぎているのでは、という趣旨の質問をさせていただいております。また、採決の際、反対の立場で討論させていただきましたが、「もう少し十分な項目ごとの時間配分を考慮しつつ、しっかりと示された手順によって町都市計画マスタープランの策定をされるよう要望します」と発言させていただいております。

この反対については、項目全てに反対ということではなく、策定過程に疑義があったため、もう少し熟慮した中で策定をしてはどうかという趣旨でございます。

JR新駅についてのご質問ですが、私の所信表明にある「幹線道路等インフラ整備は『集中と選択』」は、答弁させていただいたとおり、「計画的に、町が今掲げている主な

インフラ整備を順次進めていきたい」という考えに変わりはありません。

都市計画マスタープランにおいては、駒寄インターチェンジと双壁をなす核の一つであり、また公共交通マスタープランにおいては、長期的な検討課題としていることから、さまざまな視点から検討をしていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ただいまの答弁ですと、駅についてはさまざまな方面から検討していきたいとのことですが、では実際、町長は駅に関しては、進める、進めない、どちらなのでしょう。その回答は無理でしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 新駅につきましては、今後の高齢化社会に対応するための公共交通のかなめとして必要性を感じているところでございます。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 必要性を感じているという見解でよろしいですね。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） はい、そのとおりです。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） わかりました。次の質問に移ります。

5、デ・レイケ堰堤関連、デ・レイケ自害沢9号堰堤です。今までわからずにいて、新たに確認された堰堤です。

私が顧問を務める「榛名山麓のデ・レイケ堰堤を見守る会」では、表面の土砂を撤去し、林道ができると、道路からすぐに見学できるデ・レイケ堰堤として清掃活動を行い、景観・堰堤の保全に努めているところです。

さて、先日11月18日、19日に、表面しか出ていなかった9号堰堤を町にて掘削、調査をしていただき、ありがとうございました。おかげさまで、9号堰堤の全貌を把握することができました。埋め戻しをするということで、全体像を数値化して残せるのでありがたいことです。

ここで、参考資料ということで、産業建設課での同会へ提供された資料の一部を紹介します。資料3です。全長10.7メートル、縄たるみ1.5メートル、右岸幅3.5メー

トル、左岸幅4.6メートル、高さ2.6メートル、立派なものです。右岸には袖垣石もあります。この堰堤がそっくり埋没していたわけです。いや、埋まるほどに土砂をせきとめてこそ、砂防の意味があります。

日曜日の朝7時からの番組「所さんの目がテン」でも、近年の大雨による土石流の災害を取り上げ、砂防の重要性を放映していました。国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所の永田所長は、群馬県内の砂防ダムを紹介していました。また、河川の模型にて砂防ダムを幾つかつくり、土砂を流すと土砂がたまり、勾配が緩和され、水の流れが穏やかになっていました。このように砂防の重要性を説明していました。治水・治山・森林保護につながるものです。

吉岡町の自害沢には、153号、これは水沢足門線、そして上野原の信号から南、滝の沢川の滝の沢大橋、自害沢川の長岡大橋の道路の間には5基のデ・レイケ堰堤があり、堰堤は自害沢の河川勾配を緩め、砂防の効果を最大限に発揮しています。産業建設課の方は、このデ・レイケ自害沢9号堰堤を見て再確認されたと思います。群馬県に働きかけ、デ・レイケ堰堤の砂防指定を試みてはいかがでしょうか。町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） デ・レイケ堰堤については、砂防・治山の観点から見ても、明治中期から現在の長きにわたり、土砂の流出や崩壊の防備などの役割を果たしてきた経緯を鑑みると、まさに先人の知恵に、ただただ驚嘆するばかりでございます。

さて、ご質問の砂防指定は、土砂の流出による被害を防止するために、明治30年に制定された砂防法第2条に基づき、砂防設備を設置し、または当該区域で行われる一定の行為を禁止制限することを目的として、都道府県知事の進達に基づき国土交通大臣が指定するものでございます。今般の自害沢9号堰堤の調査で全容が明らかとなり、デ・レイケ堰堤がこの砂防の役割を十分に果たしていることを再認識したところであります。

なお、砂防指定の詳細につきましては、産業建設課長より説明をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 砂防指定地の指定の流れは、まず県が砂防施設の必要のある区域を選定した上で、国の指定を受けて該当地を買収して砂防施設の建設を行うものであります。今回のデ・レイケ堰堤のような既存の砂防施設の存在を持って砂防指定地の指定をするものではないと考えられます。

また、デ・レイケ堰堤自体が、砂防指定地の指定を受けてつくられた現在の砂防施設の強度を考慮した施設ではないため、それを砂防施設として認めることは難しいと考えられ

ます。国土交通省による砂防堰堤の分類に、デ・レイケ堰堤のような石積み砂防堰堤の区分はございますが、現在ではその強度が設定された基準を満たすことができないため、石積み砂防堰堤は建設されることはありません。

なお、デ・レイケ堰堤周辺で土砂災害が発生、または起き得る可能性が予見された場合には、砂防行政の見地から、その区域が砂防指定地の指定を受ける可能性はあります。その場合、区域内のデ・レイケ堰堤は保存しながら、新たな砂防施設の建設ができればよいのではと考えられます。

選定機関は県であり、砂防指定地の指定につきましては、既存の土地に対しての規制も働きます。今後、県と協議、確認を行っていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。ところで、11月22日午前中、一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構砂防フロンティア研究所の田村部長さん、渡辺主任研究員、中根主任研究員が東京から見え、デ・レイケ自害沢9号堰堤、8号、7号、八幡川2号と案内しました。

田村さんは、21日に上毛新聞のブログか何かで、デ・レイケ自害沢9号堰堤の掘り起こし調査を知り、またすぐ埋めると知り、あした行くから案内を頼むとのことでした。この田村さん、ことしの3月まで国交省関東地方整備局利根川水系砂防事務所の所長をしていた方で、昨年10月14日に国交省の砂防のトップ、部長を自害沢3号堰堤に案内した方です。

私と、「デ・レイケ堰堤を見守る会」の代表と、前渋川土木事務所長の小此木所長で、3人で案内しました。この3人、砂防フロンティア研究所の方は、砂防のプロフェッショナル中のプロで、全国の砂防堰堤を回り研究・調査をしていて、自害沢の砂防堰堤は登録有形文化財に十分値するとのことでした。柴崎町長、登録有形文化財の申請、どうでしょう。お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） ご質問の登録文化財につきましては、これは急激に消滅しつつある近世から近代の建造物の保護を目的したもので、建設後50年以上経過し、歴史的な景観を備え、簡単には再現できないもののうち、国や地方公共団体の指定を受けていない

ことが選定基準となっていることからわかるように、従来の文化財の指定制度を補うものとして創設されております。

明治のころに内務省が築いた巨石砂防堰堤は、現在の渋川市、吉岡町、榛東村、高崎市に120基ほど築造されており、このことについては現在、渋川土木事務所を中心に関係する機関が勉強会を始めておりますので、県、関係市町村、関係団体が連携して、この貴重な土木遺産を保存し、後世に伝えていくことが最善の方策ではないかと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。最後に、1点だけお願いがあります。

この自害沢9号堰堤、吉岡町の文化財調査報告書第3集、吉岡町の遺産、町内遺跡詳細分布調査報告書への追加記入をお願いいたします。

これです。自害沢3号、4号、5号、7号、8号の記載はありますが、今まで所在のわからなかった9号堰堤、今ここではっきりしました。また埋めるので関係ないということはないと思います。産業建設課でここまでしてくれたのですから、お願いします。記入、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件について、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 住民が目にすることができる吉岡町図書館に収蔵されている資料については、追加記入により対応したいと考えております。

議長（山畑祐男君） 時間です。

以上をもちまして、6番金谷康弘議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されていましたが一般質問は終了しました。

あすは、3人の一般質問を行います。

散 会

議長（山畑祐男君） 本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

午後3時16分散会

令和元年第4回吉岡町議会定例会会議録第3号

令和元年12月4日（水曜日）

議事日程 第3号

令和元年12月4日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総務政策課長	高田 栄 二 君
財 務 課 長	高橋 淳 巳 君	町民生活課長	福島 良 一 君
健康福祉課長	米沢 弘 幸 君	産業建設課長	大澤 正 弘 君
会 計 課 長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 中 島 繁 主 事 田 中 美 帆

開 議

午前9時30分開議

議長（山畑祐男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

大澤産業建設課長。

産業建設課長（大澤正弘君） 議案第79号 吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の説明において図面の提出依頼がありましたので、配付させていただきました。よろしくお願ひします。

議長（山畑祐男君） 一般質問の通告のあった7人のうち、本日は3人の通告者の一般質問を行います。

注意事項については、昨日説明したので、省かせていただきます。お手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議長（山畑祐男君） 日程第1、一般質問を行います。

3番飯塚憲治議員を指名します。飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君登壇〕

3番（飯塚憲治君） それでは、3番飯塚、議長への通告書に基づいて一般質問をいたします。

前回9月の議会におきまして、届け出質問に対する答弁内容にさらなる疑問がたくさん湧きましたけれども、持ち時間の関係上できませんでしたので、きょうはそれを含めてもう少し詳しくお尋ねいたします。

まず第1は、駒寄小学校から町民グラウンド付近一帯における雨水排水の対策、その後についてお尋ねいたします。

去る7月24日の降雨によるJR上越線の路肩の土砂が一部流失した事故の発生及び地域住民の苦情や多雨出水による不安などについて前回質問いたしました。その答弁は、排水側溝の改善を計画するとのことでしたので、本日はその内容についてお尋ねいたします。

まず、大量の雨水による道路冠水とJRの路肩流失の根本原因は何なのか大切です。事故が起こった場合は、原因と対策、これを打ちますけれども、その原因を正確に把握していないと、いろいろやっても問題は解決しません。大まかに考えて3つ、4つの原因があると思いますが、この根本原因が何なのか、町はどういうふうにつまえておられるんでしょうか。この雨水の問題をどのような工事内容で解決しようとしているのか、お聞かせ願ひたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

改めて、本日はお三方からの質問をいただいております。

まず初めに、飯塚議員の質問から答弁をさせていただきます。

駒寄小学校から町民グラウンド付近一帯における雨水排水については、前回定例会でも飯塚議員が取り上げられ、町としても喫緊に取り組んでいかなければいけない課題の一つとして認識しております。

該当地の排水問題は、ＪＲ東日本や県など各関係機関との調整が必要な事項もございます。町単独で対応できる箇所については、早急に対応させていただいているところがございます。

駒寄地区の排水については、田畑の減少に伴う土地保水力の低下や宅地内雨水排水の増加、吉岡バイパス開通に伴う用水路の流れなど、地域全体を面で捉えて排水計画を立てなければならないのではないかと。また、駒寄小学校から町民グラウンドまでの区域を含めて駒寄地区全体の排水計画のための調査業務をまず行う必要性を感じております。

事象の詳細な原因と改善工事の詳細につきましては、産業建設課長より説明させます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 道路冠水とＪＲ線路肩流出の原因は、次のように考えております。

まずは、地形の問題です。周辺の地形が緩やかな西高東低であることに加え、南北にも勾配がついているため、南東部である問題の地点に雨水が集中すること。２つ目として、周辺の宅地化が急速に進み、土地の保水能力が低下していること。３つ目として、区域内道路の側溝にはふたが設置されておりますが、コンクリート製のふたのため、表流水が側溝に流れにくいため、近年のゲリラ豪雨等に排水が追いついていかないこと。４つ目として、学校前踏切北にある道路側溝からＪＲ敷地内水路に流れるパイプの排水機能が整っていないことにあると考えております。

続きまして、改善工事の内容について、７月に発生した被害を踏まえ、表流水が水路に流入するように現地２カ所において側溝のふたをグレーチングに交換しました。また、最大の問題である学校前踏切北にあるＪＲ敷地内水路へのパイプの排水施設については、管径が細い上に周囲に洗掘のおそれがあるため、再度ＪＲとの協議を行いたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔３番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 十分なお答え、ありがとうございました。私も、まだ未施工という部分の道路下のパイプの排水管、これを改良するのが一番の根本課題かというふうに思います。側溝の上のグレーチング化、これは現地を見たところ完了しておりますので、それは一つは大きな問題が解決していると。今後は、道路下のパイプ、これをどういうふうにするかというのを早急にしないと、あの問題が解決しないと、この問題は幾ら道路の上を改善しても、問題は解決しません。ですから、その辺を、一部はその排水管はJRの敷地を通っているわけですから、なるべく早くJRと協議を行って、どのような工事をどのような分担任で行うか決めて施工をやっていただきたいというふうに思います。

次にいきます。

町民グラウンドの周辺の雨水排水の設備の不全によるものというのは、いわゆる町民グラウンドの冠水状態、この改善について前回も質問いたしました。このときの答弁の内容は、「冠水があれば災害対応時にはそこは使用しない。なおかつ、ヘリコプターの離着陸は西部の防災公園を第一義に考えている」ということの答弁でありました。しかしながら、町民グラウンド周辺の側溝改良は早急には行えないという意味の答弁もありました。

しかし、町民グラウンドは、町内に数少ない公園、3つほどあるかと私は認識しておりますけれども、運動場、子供の遊び場になっているところでもあります。この町民グラウンドですが。私は、自治会役員になってから幾度となくグラウンドに立ち寄っていますが、そしてその場で見る光景は、本来の使用目的であります野球やソフトボール、サッカーなどの運動であったり、また近くの住民なのか、親子でグラウンドを周回ランニングをしたり、子供同士のボール蹴り、キャッチボールなどを楽しそうにしている姿を見受けます。また、地域の老人会も、グラウンドゴルフなどに使っております。

そういった中、来年も雨季の季節になるとグラウンドが冠水して何日もまた使えなくなるということは非常に残念なことと思います。といいますのは、児童生徒の教育及び健全な育成というのは、刑務所のような塀の中だけの教育とは違って、学校の中だけの教育をすればよいというものではないというふうに認識しております。

町民グラウンドは、親子が集い、友達同士で遊び、その場の中から子供の健全な育成が期待できる大切な場でもあります。町内には公園が不足しているとの住民の声も多くあるのが現実であり、行政の皆さんもその認識はされていることと思います。せつかくある町民グラウンドを今のままにしておいてよいのでしょうか。私には大きな疑問です。

町民グラウンド一帯、全域において、先ほど町長が答弁していただきましたとおり、この辺、この一帯を早急に改善工事を行うというのはできないかもしれませんが、グラウンド北側の側溝だけは早急に拡幅工事等を行って、より有効に町民グラウンドが使えるようにすべきではないでしょうか。これぐらいは実施していただきたいと思いますが、

いかがでしょうか。

子供、地域住民の皆様の運動場、こういうことから考えまして、教育管理者としての教育長及び政策実務者としての町長にその見解をお尋ねいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、初めに教育長、続いて産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 近年、土地利用が変化し、西側の宅地化が進んだことによって、上流域の集水状況及び流出雨量の増大が現状排水施設能力を超える状況を生み出し、北側隣接水路よりたびたび越流する事態を招くような状況が発生するようになったことを認識しております。私も、先日その北側側溝については、見に行つて状況を確認してまいりました。

教育委員会としては、子供も大人もその活動の場となるような町民グラウンドに雨水等が入らない対策をお願いすることになると思いますが、大雨により雨水等が流入した際には、それ以降のグラウンドの利用にできるだけ影響を及ぼさないような対応をとることが必要になるというふうを考えております。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 最初に地形の問題点を確認いたしたいと思います。

町民グラウンドのもともとの地形は、周辺の地形と同じで西高東低の土地でありました。町民グラウンドの造成前は駒寄中学校であり、西側町道との高低差が約2メートルあること及び周辺の地形を考慮すると、東側、つまりJR線沿い側の高さに合わせて切り土で造成されております。したがって、周辺より土地が低いため、水はけが悪く、地下水の影響も受けやすい土地となっております。

北側の側溝を拡幅すべきではないかとの質問でございますが、北側側溝の断面を大きくした場合の流末は、JRの線路沿いの側溝につながります。JRの線路脇に石積みの水路が北から南に向かってあり、グラウンド北側の水路を経由した排水はこの石積み水路に流入しますが、合流付近で勾配が緩く、流れが悪い状況です。

北側側溝を改良する場合には、その流末の水路の管理者であるJR東日本高崎支社との協議が必要となります。協議には、さまざまな調査費用と高度な調整が必要となりますが、JRとの協議を検討していきたいと考えております。

また、町民グラウンドが遊水地化することに関しては、前回の質問でも答弁いたしまし

たが、対策は必要であり、現在は雨水が集中するエリアの分散化を検討しております。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） すぐできないというような答弁なんですけれども、確かにあそこは前回の質問をしましており、雨水排水の町のその後がJRの側溝に移管しているというのが最大の原因であります。ですから、町長、それから今の課長の答弁にもありましたように、分散化その他を検討するというところにせざるを得ないと思うんですけれども、とりあえずはあのグラウンドに対して何とか手を打っていただきたいなというふうに考えております。次にいきます。

次に、冠水した町民グラウンドは災害時には使わない、ヘリコプターの離着陸は西部の防災公園を第一義に考えるということでありますけれども、私も防災公園には三度ほど以前から足を運んでおります。前回の答弁の後も見に行きましたけれども、ちょっとした疑問を感じております。

まず、防災公園の広場に離着陸するということになると、あそこにまず障害物があるかないかというのを確認しなければなりません。あそこの広場を見ますと、上と下と2つ広場ありますけれども、バスケットボールのポールが1本立っております。その反対側にあずまやしきトイレ、その他の建物が建っております。こういったところに大型のヘリコプターがおりられるか。羽の支障を考えてヘリコプターの操縦士は苦勞するのではないのでしょうか。あその場所に着陸する操縦士は大変だと思います。特に、1人や2人乗りのヘリコプターとは違しまして、荷物や人を搬送するヘリコプターは大変大きいです。私もヘリコプターの間近に行って見たことありますけれども、かなりあの場所におりるのは危険を伴うのではないのでしょうか。漫画的発想ですけれども、あのバスケットボールのポールは折り畳み式にはできないのでしょうか。

また、あの場所を防災拠点ということで整備するというのであれば、防災備蓄品倉庫、上下広場の直結通路、幹線道路からの大型トラックが相互通行できる程度の道路を整備するということが必要になってくるとは思います。今後の拠点づくりとしての方策はどのように町は考えているのでしょうか。

現状におきましては、私には、防災公園というのは防災拠点として何か目的がぼんやりしていて焦点が定まっていないように感じられますが、今後の整備計画はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 城山みはらし公園は、大規模な災害が発生した際に一時避難所として所要の機能を有した防災公園として、また通常時は桃井城址という歴史的・文化的価値を感じることができるとともに、すぐれた眺望を生かした町民誰もが楽しめる大規模公園として防衛省の補助金を活用して整備したものでございます。

議員ご指摘のバスケットボールのポールでございますが、折り畳み式ではございません。ポールの位置の変更等については、今後関係機関と協議していきたいと考えております。

また、防災拠点として搬入路の整備はどの質問でございますが、公園進入路整備事業として防衛省補助金を活用して大藪公会堂北からの進入路である町道大藪・木戸線を整備いたしました。

なお、今後の搬入路の整備計画の予定はございません。ただし、公園の南側に位置する東西の町道大藪12号線については、道路改良事業を来年度に整備する予定でございます。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） なるべく災害時に有効に活用できるように整備方をよろしくお願いします。

次は、町民グラウンドから今度は北側の雨水排水についてです。前回は時間がありませんでしたので、ここまで及ぶことはできませんでしたけれども、いわゆる踏切が長坂踏切というのがありますけれども、この道路は昔の佐渡金山街道の一部であって半田のほうへずっと続いていく道であります。この長坂踏切にかけて雨水排水の現状がちょっと疑問なところがあります。ここも線路西側の第一住宅地からの雨水が集合、集中して側溝にあふれて側溝付近の雑草をなぎ倒している状態が見受けられます。雨が降った後にふと草がなぎ倒されているのがよくわかります。

踏切先の長坂の土手には、数年前、土砂崩れが発生しております。そのために現在では補修工事がなされ、一応改善状態となっておりますが、ここでも不安は残っているのです。

土手に設置された一辺が1.5メートルほどの大型のためます、ここで水路が直角に曲がっているためにためますを設置されていますけれども、大量の雨水流入時にはためますの重たい鉄製のふたが水の下からの圧力で噴き上げられている状況が見受けられます。したがって、このときの雨水排水はその下の土手に流れ下っているわけです。この状態を放置することは危険と思いますが、町は実態を把握しているのでしょうか。また、今後の考えをお聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しても、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 現地は平成21年に改修工事が行われ、長坂地区で集水された雨水排水を600ミリの管径でJR線路の下をくぐり、ボックスカルバートにて漆原地内の水路につないでおります。カルバート管理用に2基の集水ますが存在し、大量の降雨時にはこの集水ますより出水し、当該地のり面を洗い流す事象が数回発生したことを承知しております。

工事に当たっては、当該地の水量等について調査し、JRとも協議を重ねて管径を決定したところでありますが、その後の住宅地の増加やゲリラ豪雨などにより対応し切れていない現状も見受けられます。

議員ご指摘の鉄製のふたが水圧で噴き上げられてしまう件に関しては、現地を再確認して安全を確保するための対策を講じていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 状況をまず把握していただいているのは大変ありがたいことだと思います。また、あそこはJRの土地にも関係しておりますので、また流出して他人に迷惑をかけないように対策のほどをよろしく願いいたします。

次は、今まで述べてきました駒寄地区の雨水排水の全般的対策方法です。町長、それから産業建設課長が先ほどから答弁していただいているように、あそこは大きな広範囲な西が高く東が低い住宅地が形成されてしまいましたと言っては失礼ですけれども、しております。それが原因です。そこで、北、南の高低差も考えながら、暗渠、あるいは側溝の拡大化が必要かと思っておりますけれども、私の考えを1つ言わせていただければ、小学校西側の正門、これから北へ向かいますと、小さい十字路があります。その十字路を左に曲がって五、六十メートル行きますと今度は右側へ曲がって斜めに北西の方向に向かって道路が続いております。これは大昔からあるこの地区の昔のメインストリートです。昔の人の知恵は大したものだと私は思いますけれども、このルートが北西から南、駒寄川に向かってなだらかに高低差を利用して水が流れ下る水路が適当につくられる道という認識があります。この地域をよくご存じの方は、今の私の話を聞いてなるほどというふうに思われると思いますが、いずれにしろ、西部、西側の住宅地と線路の近くを一旦水路を遮断して駒寄川に流す水路、あるいは暗渠をつくる必要がありますので、このルートを使って排水設備をつくるのが適当と思われましてけれども、現在、町の検討を始めていただいているとい

うことですが、この考え、分散化についてはいかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しても、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 該当地区は、東側がＪＲ敷地内水路、南側が駒寄川、北側が北下・漆原線南側水路の３カ所が雨水排水の流出先となっております。

その中で、議員の提案されましたルート、町道駒寄台・駒寄線に暗渠排水を設けて駒寄川まで通水させるという案につきましては、地域の高低差を考慮した場合には最も有効な対策の一つと考えられます。関係する地区を面として捉えつつ、今後もふえる宅地化による土地の保水能力の低下も考慮し、検討していくことが必要です。

この地域全体の集水量及び排水状況の調査を行い、これをもとに効果的な排水計画を立案し、駒寄地区全体での排水計画を調査する必要がある時期に来ているのではないかと考えております。

なお、事業化には莫大な費用も想定されるため、どのような補助金を活用できるのかも逐次情報収集に努めていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔３番 飯塚憲治君発言〕

３ 番（飯塚憲治君） 今の答弁をお聞きしまして、大変ありがたいと思います。実態を把握されて、将来的にはどのようにするかという方向性が述べられましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

最後ですが、私が前回と今回、同じような質問をしているのはなぜかというふうにいいますと、この問題は、この地区において５年も１０年も前から問題が発生していることなんです。ここを改善してほしいというのは、この一帯の地域住民の強い希望であります。今まで長い期間放置されていたわけですから、できない理由もあったのでしょうか。県、それからＪＲとの協議、それから大きな資金。しかしながら、先ほどの答弁にもありましたように、ここの地点を改良するというのは重要課題であると認識されているわけですから、今まで放置しておりました重い腰をそろそろ上げていただき、抜本的な改善をしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

次は、前回の議会でも質問しましたが、冠水すれば使用できない町民グラウンドに関して、このほかにも災害時に使おうと思ったら使用できなかった、使用勝手が非常に

悪くなっていた、こういう災害対応設備がほかにあるかないかかどうかについて、災害ハザードマップという立派なものがありますから、これを基本に各箇所、各設備を点検すべきと質問させていただきました。

このことについて、町ではその後、点検作業を開始していただいているのでしょうか。その計画内容と進捗状況をお聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この質問に関しましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 点検作業につきましては、今年度の予定等ありまして、まだ実施には至っておりません。

災害ハザードマップの見直しについては、今回の台風19号で土砂災害警戒区域外での災害発生等もあり、今後、国交省による浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の見直しが行われれば、町としても災害ハザードマップに反映していく必要があると考えております。それと同様に、町民グラウンド等の施設についても、見直しは必要と考えております。ただし、予算等の関係もありますので、すぐに新しい災害ハザードマップの作成はできませんので、国や県の見直し等に合わせてそうした施設の見直し作業を行っていただければと考えておるところでございます。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） この件につきましては、きのうの一般質問の中でも1カ所、2カ所と出てまいりましたけれども、先ほどの答弁は来年度の地域防災計画というのを策定する中で、災害ハザードマップも見直していくということだと思いますが、私の質問は若干違うんです。この災害ハザードマップというのが幸い今年度3月に配布されましたけれども、今まで災害対応の設備にどういうものがあるか、何がふぐあいを発生しているか、あるいは使えない状態なのかどうかというのは、こんな災害ハザードマップをつくる前から町としては危険な状態のところを、あるいはそういう設備を把握しているわけですから、もっと早く点検すべきだというふうに、私の質問はそういう意味なんです。ですから、今若干行き違いがあったようではございますけれども、質問の内容と答弁が、とりあえず計画は今着手していないということですので、その地域防災計画、これに基づいて来年度以降、早急に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次にいきます。

次は、町道とか河川における危険箇所の改善と町道の改良の方針です。

町長、あなたは、9月の初めごろか8月の末ごろか、私にはわかりませんが、1月10日の防災訓練のためなのか、今後の行政施策にも利用・反映させるためだったのでしょうか、各自治会に対してそれぞれの地区の危険箇所、過去に事故が起こったところ、危険と感じられるところ、防災上危険と思われるところを地図に落とし込んだ報告を各自治会に依頼していたと思います。この調査依頼は何のためだったのでしょうか、お聞きします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今回、自治会に作成をお願いした地図は、防災訓練の避難経路を作成するものでございます。この地図は、防災訓練後も災害時の避難経路を示す地図として各自治会の集会所等に掲載し、地域の皆さんで避難経路を認識してもらうように作成をお願いしたものでございます。

訓練でも、実災害時でも、どこが安全かわからない状況では、どう避難してよいかわかりません。自治会の中で地域の人しかわからない危険箇所や逆に安全な場所、安全な道などを情報を出し合って随時地図に落とし込んでいき、その地図を共有してもらうことで、災害時における地域住民の安全性を高められると考えたもので、この地図も訓練を重ねることによりよいものになっていければと考えております。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 町長の答弁にまさにありましたように、地域住民が地肌で身近に感じているデータ、情報という言葉がありました。今の答えであります、防災計画、避難経路、それらに資することのために調査を依頼したということですが、これは1回目ですから完全なものとは言いがたいと思いますけれども、これを2年、3年続けていただいで、防災訓練、あるいは地域住民の防災の意識を高めるということに資するように町からもご指導のほどよろしく願いいたします。今の町長が答弁された意図が全町民にくまなく伝わっているかと思えますと、今その状態ではないと思えますので、今後とも、その努力は続けていただきたいというふうに思います。

それで、このデータなんですけれども、私も駒寄自治会のデータを自治会長から見せていただいております。これは大変貴重なデータだと思います。町長も先ほど答弁されたとおり、これは地元の人が身近に感じて自分で地域を一番よく知っている人がつくったデータです。行政の皆様は、職場にいて地域を点検・巡回することなく、地域に密着して地域の実情に詳しい現地の方々からの実情に基づいたデータを手にすることができたというこ

とであります。これは、各自治会が今後自分たちで有効に活用すると同時に、町としてもこういった非常に有効なデータを手にしたわけですが、このデータは町住民の切実な改善要望と言ってもいい、こういう意味合いを含んでいるデータであります。

町長、このデータを今後有効活用してインフラの整備・改善に取り組んでいく計画に取り入れていくべきだと思いますけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このデータの有効利用ということですが、自治会地域の避難経路として作成されたものでございますが、道路や公共施設等のインフラ整備や改善に活用できる部分があれば参考にしていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 町長、そのようによろしく願いいたします。本当にこれは町民の心から出た危険地区の報告であって、改善要望を十分含んでいるデータと私は思います。

次に、河川・道路等の整備についてお尋ねいたします。

前の質問と密接に関係しております。9月の駒寄自治会、先ほどの報告のデータでは、駒寄川が吉岡川に合流する地点、その地点から上流側約200メートルから300メートル程度の区間、約200メートルぐらいだと思いますけれども、護岸工事が不十分でありまして、一部は護岸工事が施工されておられません。これは町も十分認識しておられると思いますけれども、この間の大雨で、その駒寄川に大きな流水が発生いたしました。

この部分におきましては、19号では滝の沢川の流域には避難勧告が発令されましたけれども、駒寄川も下流域でありますけれども、危なかったんです、本当は。私も駒寄川の護岸工事はもう30年以上前に完成しているというふうに認識しておりましたけれども、ここの200メートルほどがなぜ放置されたままなのか知りませんでした。

先ほどの護岸工事をされていないところを、19号では本当にこの200メートルの部分は危なかったんです。もちろんこの内容は、漆原東自治会からも連絡・報告を受けていると思います。吉岡川に向かって、要するに利根川に向かって、右岸はあと10センチか20センチで越水、左岸は水の勢いと量で怖くなった住民が、2軒ほどが駒寄小学校周辺の親戚の家に避難しました。こういう状況を十分認識している町としては、河川管理担当者であります県渋川土木事務所に早急なる改善要望、護岸工事の要請をするべきと考えますが、町の対応はどのように考えているのでしょうか。また来年同じような状況が発生しまして今度は越水した、家には浸水したということになりますと、とんでもないことになるかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 台風19号時に駒寄川と吉岡川の合流部において、あと少しで越水し
そうだった状況は、災害対策本部にも通報があり、役場職員と消防団員が現地を巡回し、
確認をしております。

現地は川幅が上流部より狭く、水が滞留しやすい状況であることが確認できました。周
辺住民からも不安の声が寄せられたことは承知しております。

町では、早急に河川管理者である県渋川土木事務所に対し、現地に護岸の整備もしくは
河床の掘削などの対応をとるよう要望していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） よろしくお願ひいたします。まさに早急に対処しないと来年また大変です。
次に移ります。

駒寄自治会の先ほどの地図の報告の中に駒寄小学校西側の道路、駒小西正面から町民グ
ラウンド付近までの通学路が危険箇所として報告されていたと思います。この区域は駒寄
小学校通学路の中でも一番の通学危険地帯です。特に、ここ三、四年、朝通勤時の交通量
がふえ、通学時間帯と重なるため、その危険度が高まっております。その原因は、半田の
ほうから先ほどの長坂を通過して前橋へ行く抜け道、それと先ほど住宅地で水が大量に出水
するというので、住宅がふえて、人口がふえて、この2つによって交通量がふえており
ます。

特に、学校近くは児童が集中して来るため、いつ車にはねられても不思議ではないとい
う状況だと近所の住民は言うほどです。この路線は家並みが続いていて、狭い道路の拡幅
も難しい場所でもあります。しかしながら、令和4年、5年、6年と、このころまで駒小
児童数がふえていくということを考えたとき、何か対策を打たないと、そのうちにテレビ
のニュースに乗るような事件が起きるのではないかと痛切に感じます。

さらに、危険な状態が増すと考えられる理由があります。現在でも多い住宅地、この通
学路を将来使用するであろう、ここ駒寄台地区の住宅造成が今も盛んに行われていること
です。最近では戸数がふえ、1つの隣保班が過大化して隣保班の分割も頻繁に起っており
ます。近年、車両と歩行者を分離する緑色のラインが引かれているというのは私も認識し
ていますが、狭いという状況は何ら変わっておりません。

町では、この状況に対して対策をどのように考えているのでしょうか。非常に危険な状態を緩和する方法は何かあるのでしょうか。お考えをお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件につきましても、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 該当地は以前から道路改良の要望等もあり、町としても道路改良を過去に検討したことがございます。しかし、議員もおっしゃるとおり、現地は既に住宅が密集しており、さらなる道路拡幅による歩道の整備は非常に難しい状況であります。このため、ラバーポールの設置などの交通安全対策を学校や警察等と吉岡町通学路交通安全プログラムの中で対策を協議していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） この問題が難しいのは私も承知しておりますが、児童生徒をこの危険な状態にずっと続けておくのという話であります。実際に最近工事されていますけれども、吉中の通学路、歩道が改良されましたよね。1軒か2軒家が立ち退いて今は空き地になっていますけれども、ああいったことを考えていかないとだめだと思います。狭いから、家が建っているから、お金がかかるからということでは、無策ということになるんです。この問題は、道路の拡幅だとか通学路を別に変更する、もう少し人通りが少ないところに変更するとか、土地の地権者、学校、PTAが皆さんで考えていかななくてはならないと思いますが、そういったことで協議を行うような話を拡大していただきたいというふうに思います。

次は、町道の拡幅、整備の方針についてお尋ねいたします。

前回の質問においてもお話ししましたが、吉岡町は全体的に町道が狭いです。これは農業地域から今の状態に急激に変化したということでもあります。高度経済成長時代の東京都中心の都下、隣接県においては、ところどころこういう状況が見受けられております。住宅の建設に行政の処置が間に合わず、農道の類いの道路両側に住宅が立ち並んでしまった結果です。

吉岡町も、ここ10年、20年前から住宅戸数がふえ続け、現在に至っております。つまり吉岡町の住宅地の現在の道路は、基本的に農道からの発展型ということでもあります。建築基準法により道路幅は4メートルを確保されて、これは確保されていますけれども、それに片側に側溝がついているか、ついていないかという道路が基本になっております。

また、近年の住宅の増加、周辺の基幹道路整備によって自動車交通量がふえた結果、農道のままの道がいわゆる抜け道として利用されております。

その結果、相互通行ができないケース、無理に通行するため路肩の破壊が生じているケースなど、不都合なことが多々起こっております。また、道路幅4メートルを確保されているものの、後退線までが未舗装、街全体で細かい道路の整備が不十分になっているのが現実であります。

基幹道路の整備については、数多く取り上げられておりますが、住民の生活に密着した細かいところにも目を配っていただきたいと思っております。町長のお考えはいかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 狭隘道路のような生活道路に関しては、予算の範囲内で改良を進めているところでございます。毎年上げられる自治会からの要望は、このような狭隘道路の整備に対する要望が多くあります。

これらの要望を受け、現地を調査し、優先度を考慮して順次整備しているところでございます。今後、大型商業施設の出店や駒寄スマートインターの大型車対応化がされることから、さらなる人口増を踏まえ、町として交通量やその経路についても注視し、狭隘道路の整備も予算の範囲内で進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 余り私はそういうことが進んでいるというふうには考えられませんけれども、私が見ている、感じられるところでは、されていなかったということでしょうか。毎年少しずつやっていくということですので、それを継続してお願いいたします。

次は、この細い道路ではなくて町の基本計画にあります基幹道路の整備計画についてお尋ねします。

町の基幹道路は、東西及び南北に幾本もの県道、町道が走っています。南北は、地図上から、上のほうから見ますと、上野原にあります農免道路に始まり、順次利根川方向に下がり、最後は利根川に一番近い渋川、半田から前橋、総社へ抜けるルート、町道駒寄・半田線の一部と漆原総社線がつながった1本のルートです。

また、東西は斜めに横切る前橋伊香保線、それと大久保・山子田線のほかは目立ったものがありません。小倉地区を通る八木原駅から榛東村へ抜ける道はありますけれども、町

の中心を通っている道ではないと考えています。

ただ、現在、前橋新井線が工事中であります。県道大久保上野田線は、前回の答弁の中にありました令和9年度までに着工予定とこういうことですので、この工事中と着手予定の2本が完成すれば、町の大きな東西方向の基幹ルートになると思います。早期の実現が待たれるところであります。

一方、南北ルートの計画については、町の計画路線ではありますが、着手計画に上がっていないのが漆原総社線です。このルートは総社及び駒寄インター方面から上武国道への連絡及びその先の半田へと続く重要なルートの一部であります。

この漆原総社線は、近年周辺基幹道路が整備されてきたことに伴って、ここ2年、3年において交通量がぐっとふえております。以前は渋川方面から総社方面への交通が多かったのですが、最近は上毛大橋方面から北の方向へ向かう車も多くなっております。これは前橋、高崎、榛東、その他の方向から上武国道へ抜ける車が多くなってきたということであり、まさに漆原総社線のルートに合致しているわけです。さらに、先ほどの町内東西方向の2つのルート、これが完成すれば一層の交通量増大が明らかに見通せます。

以上のように、漆原総社線の改良は単に吉岡町内の交通緩和を解消するのみでなく、将来的には渋川－前橋間の西の重要ルートに、利根川の西側の重要ルートになると思います。

そこで、町長にお尋ねします。以上の情勢下にあります漆原総社線の改良に向けての準備、検討を早期に開始すべきと考えます。この計画は、町の考えのみならず、多くの町民の考え、地権者のご協力あって実現可能な事業です。とにかく時間がかかります。早期の検討開始が必要と思いますが、町長の考えをお聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 都市計画道路である漆原総社線については、県道南新井前橋線と国道17号バイパスを結ぶ基幹道路と認識しております。

平成29年度に現在のルートは適切なのか改めて概略ルートの検討を実施しております。平成30年度には予備設計業務を実施し、今年度以降、都市計画道路漆原総社線の都市計画法に基づく変更の手続に入るところでございます。

今後の予定につきましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 今後の予定につきましては、都市計画法に基づく変更の手続が完了した後の令和2年度以降に道路詳細設計業務を実施する予定です。その後、用地調査業務等、用地買収、工事着手と、順次都市計画道路である漆原総社線の事業を進めていきたいと考

えております。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 今の答弁でありますと、順調にいくと数年後に完成できるということだと
思いますが、町長、それでよろしいでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 完成ではなくて着手に入るということで、予定していただきたいと思
います。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 着手に入るということは、その後工事をして完成ということですから、私
も大きな希望を持って見守っていきたいというふうに思っております。

次に、公園の整備計画についてです。若干少なくなってきました、時間が。

町長、この町には公園が少な過ぎます。上野田に大きな公園が1つありますけれども、
どのくらい利用されているか私にはわかりません。時々通りますと、余り利用されていな
いんじゃないかというような感じを私は受けます。

それから、ほかの自治会に2つ、3つ小さいのがあるというふうに聞いておりますけれ
ども、余りにも住民がいっぱい住んでいるところに公園がないです。子供、親子、お年寄
りなどが集い憩うための身近な場がほとんどないというのが現状だと思います。住みやす
い、住んでよかったという吉岡町とは、現在はその面ではほど遠い状況ということであり
ます。子供を安全に遊ばせる場所がないという意見が若いお母さん、お孫さんを預かった
おばあさんやおじいさんから私の耳に聞こえてきます。

そういう人たちはどうしているかといいますと、子供を遊ばせるときは前橋の公園に行
っているそうです。吉岡町で遊ぶところがないんです。それに、これは最近ではなく私が
自治会役員になった途端に耳に入った話ですけれども、こういうことが続いていると、ど
うもおかしいよねというのが地域住民の意見です。私は自治会の役員を4年間やりました
けれども、それを何とかしてくれと言われましたけれども、私の力ではどうしようもない
というふうに答えておきました。現在は公園の設備は自治会が主体でお膳立てをしてつく
るというふうになっているようですけれども、それにもう限界が来ているんじゃないかと
いうふうに思います。

また、この吉岡町は、先ほどから何回も言っておりますが、人口が急激にふえて新しい
住民が非常にふえております。そうしますと、隣近所にどういう人が住んでいるかわから

ないという人が結構ふえているんです。そこにはつながりがないんです。この地域住民のつながりというのは、いろいろな場面で大切になってきます。

2040年問題、人口減の問題がありますけれども、吉岡町はその別に2050年代ごろからお年寄りの対策が非常に大切になってくると思います。吉中PTAだより・襷の131号に、PTA会長、八木さんが書いております。人のつながりの大切さ。八木さんは東北の出身でありまして、この東北大震災、自分の生まれたところを見まして、やっぱり人のつながりがどのように大切なのかというのをしみじみ感じてここに投稿して書いておられます。私も、この内容については同感であります。読まれていない方は、機会がありましたらお読みください。

また、公園をつくれれば、地域のつながりができて、すぐそういうきずなができるというわけではありませんけれども、年寄りが集まって、子供が集まって、親子が集まって、そういうところで会話ができて人のつながりがつくられていくという、大きな助けになると思います。

10月の19号の大雨で、千曲川、氾濫しまして大量の災害ごみが広場とか公園に集積されました。11月のテレビの放送では、インタビューに答えている地域の若いお母さんが、最近ごみがいっぱい公園にあって子供が遊ばせられないから早くごみを片づけてほしいという話がありましたけれども、吉岡町ではこういうことは絶対起こらないですよ、何しろ公園がないんですから。

先ほども言いましたけれども、自治会任せ、自治会が主体となった公園づくりというのは、もう限界に来ているんじゃないでしょうか。あちこちの自治会でそういう話が持ち上がって立ち消えになったというのは聞いております。そろそろ重い腰を上げて公園づくりに取り組むべきだと思いますが、町長、お考えはいかがでしょう。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現況と課題を整理し、公園広場は緑地の基本構想を今後策定していきたいと思っております。また、皆さんと一緒によりよい公園づくりを進めていければと考えております。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） ありがとうございます。町長から今後考えていくと、町として考えるということの答弁が得られまして、大変私もうれしく思います。今までの……（「時間です」の声あり）じゃ、終わります。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、3番飯塚憲治議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分といたします。

午前10時32分休憩

午前10時50分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

議長（山畑祐男君） 10番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔10番 飯島 衛君登壇〕

10番（飯島 衛君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

昨日の4名の方、またきょうの飯塚議員に引き続きまして、災害時に対する対応についての質問をさせていただきます。

去る10月12日の台風19号は、東日本に大規模な洪水や土砂災害を引き起こしました。亡くなられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様にはお見舞い申し上げます。

11月20日現在では、死者13都県で98人、行方不明3名、重軽傷者481人、避難者数2,172人、住宅全半壊1万8,750棟、一部損壊1万7,414棟、床上浸水1万9,897棟、床下浸水3万1,211棟、堤防決壊71河川140カ所、土砂災害20都県954件、農林水産被害約2,845億円という激甚災害でございました。

群馬県内でも、富岡市で土砂崩れによる犠牲者が出てしまいました。また、嬭恋村では村の中心を走る国道144号線が数カ所で崩落するなど未曾有の被害が出てしまいました。幸いにも、吉岡町では猛烈な雨が降りましたが、さほどの被害はなかったのが何よりでございます。

当時、私もスマホで、よしおかほっとメールで受信しました内容でございますが、午後4時46分に自主避難所の開設、8時15分に大雨特別警報、9時1分に避難勧告、警戒レベル4が発令され、漆原、新田に全員避難の勧告がありました。避難勧告など初めて耳にするものでありますから、私も慌てて知人に電話をし、安否の確認をいたしました。幸いにも、吉岡町では利根川の氾濫もありませんでしたが、太田市など下流域では浸水の被害が出てしまいました。

また、報道によれば、完成したばかりのハッ場ダムがちょうどタイミングよく試験湛水を始めたばかりで、ダムにまだまだ水がたまっておらず、そのためにダムの機能を十分発揮できたのではないかなという報道がなされておりました。万が一ダムが満水だったと考えると、恐ろしいと思わざるを得ません。

そこで、今後の吉岡町の災害時の対応について、地震、豪雨ともども兼ねまして確認の

意味を込めまして一般質問をさせていただきます。

まず最初ですが、(1) 台風19号の接近で、新田、漆原地域に避難勧告、レベル4が発令されましたが、その避難状況はどうだったかお伺いいたします。自治会の日ごろの避難訓練が生かされたのかどうか、お聞きいたします。

議長 (山畑祐男君) 町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長 (柴崎徳一郎君) 台風19号は、関東、甲信越、東北地方、1都15県に甚大な被害をもたらしました。幸いにも吉岡町では大きな被害はありませんでしたが、町も台風の接近前から災害対応を開始し、そして台風が通過する中、大雨特別警報が発令され、新田地区95世帯263人に対して社会体育館を指定避難所として避難勧告を発表したところ、3世帯8名の方が避難されました。

議長 (山畑祐男君) 飯島議員。

[10番 飯島 衛君発言]

10番 (飯島 衛君) 自治会の日ごろの訓練がどのように今回生かされたかということをお聞きしているんですけども、そのご答弁をお願いいたします。

議長 (山畑祐男君) 町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町長 (柴崎徳一郎君) その件に関しましては、町民生活課長より答弁させます。

議長 (山畑祐男君) 福島町民生活課長。

[町民生活課長 福島良一君発言]

町民生活課長 (福島良一君) 避難状況につきましては、3世帯8名ということで、日ごろの訓練が生かされたかの確認はできておりません。

議長 (山畑祐男君) 飯島議員。

[10番 飯島 衛君発言]

10番 (飯島 衛君) 今回、漆原と新田の地域の全員避難ということで勧告が出たわけですが、ハザードマップで見ますと、洪水情報伝達ルートということで、4ページに災害対策本部から情報が各自治会長、自主防災組織代表ということで、連絡が行くことになっておりますが、そういったところの確認はいかがですか。

議長 (山畑祐男君) 町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町長 (柴崎徳一郎君) 本件に関しましても、町民生活課長に答弁させます。

議長 (山畑祐男君) 福島町民生活課長。

[町民生活課長 福島良一君発言]

町民生活課長（福島良一君） 災害時、大雨特別警報が発令され、避難勧告を発令したときに自治会、それとまた新田地区の地区代表に避難の状態を電話連絡をしておるところでございます。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 去る11月に防災訓練ございました。そのときは各隣組長さんが安否確認をして集まるというふうな訓練があったんですけども、そういったことができたのかどうか、お伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件に関しましても、町民生活課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 災害対策本部を設置しまして、10時と11時に消防団を通して連絡を受けているところございまして、漆原地区に対しましても連絡を受け取っている状態でございますので、そのように対応がされたと思っております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今回、新田の地域の皆さんが3世帯の8人ということでありまして、漆原の地域の方の避難はあったのでしょうか。

議長（山畑祐男君） 暫時休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時01分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件についても、町民生活課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 今回の訓練につきまして、各自治会の詳細な部分はまだ把握できておりません。今後、消防団と各自治会長を集めた会議で、そういった意見交換、また反省点等を出していただいて協議する予定ではございます。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) 私も、この漆原地域の知人の方に電話いたしましたところ、物すごく油断があるというか、上武国道が通っておるわけで、その西に住んでいる方は、あれが堤防だというふうに思っているというか、かなり安心してしまっていて、大丈夫だよなんていうような返答をいただいたわけで、新田、漆原地域の皆さん、住んでいる場所によって危機意識が少しないかなというふうに思います。地域の防災計画を見直すという形で計画を練るのはいいんですけれども、まずは、漆原地域は、昔ちょっと何の台風か忘れちゃったけれども、私の親戚のうちも田んぼが流されて、水車が流されて、今は利根川の川底になっているというような現実が実際にあるわけでございまして、また先ほど飯塚議員が述べていましたけれども、駒寄川がもう少しで氾濫するなんていうような時期であります。今回、本当にやっぱり報道されているように八ッ場ダムがちょうどあいていたというか、空だったからということがうんと大きいと思うんです。たればで言ってもしょうがないんですけれども、あれが万が一いっぱいになっていて事前放流もなかったら、本当に漆原地域、新田地域、多分私たち今この議会はこんなおんきなことやっていられないような状況になっているんじゃないかというふうに思います。

また、地震はきのうきょうちょっと来ていますけれども、この豪雨、最近の豪雨とまた台風は大型化されております、かなり。そして、間違いなく台風は毎年やってきます。必ずです、これは。それで、集中豪雨も、もう春から秋にかけて常に来ております、日本全体。きれいに西から、東から、真ん中から、北まで、丁寧に日本中土砂降りにさせているのが今の異常気象の時代でございます。その辺を、もう少し危機意識を町民にもっと植えつけていただいて、まして駒寄の河岸段丘の西のほうといたしますと、そちらのほうは浸水の被害というのは心配ないんですけれども、河岸段丘の下の漆原地域、新田地域、要するに漆原の東自治会のほうでございますけれども、そういう人たちの計画を見直すとかそういう計画倒れにならないようにもっと意識改革をぜひやるべきだと思いますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

議長(山畑祐男君) 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長(柴崎徳一郎君) 確かに昔の漆原地域に起こった災害でございますけれども、昭和22年のキャサリン台風、それによって漆原地域の農地がほとんどが流されたというそういう記録も残っております。そういった中で、それ以後漆原地域の方には大きな災害もなかったということで、意識の低下というのが現在あると思われております。そういう中で、今後、漆原地域だけじゃなくて吉岡町民全体に対して意識の低下を高揚していきたいとそんなふうに考えております。

議 長（山畑祐男君） 暫時休憩します。

午前11時05分休憩

午前11時06分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開します。

飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 失礼いたしました。

それでは次に、避難場所が、漆原、新田のほうの地区の方は多分このハザードマップを見ますと駒寄小学校になっているのかなと思いますけれども、今回社会体育館になったというのは、駒寄小学校の体育館がちょうど今建てかえ中でないからではないかというふうに思うんですが、その辺の社体を使った理由をお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件につきましては、町民生活課長に答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 12日20時12分に大雨特別警報が発令され、災害対策本部で避難勧告の発令や避難所の選定について協議を行いました。選定に当たっては、集会所等の検討もいたしましたが、収容人数が分散し、それに対応する職員の人数も必要となることを考慮し、95世帯263人の収容が可能な施設でなければと考えました。

まず、駒寄小学校の検討もしました。先ほど議員がおっしゃられたことも考慮した上で、駒寄小学校の検討もしましたが、特別警報の発令がされ、早急の対応が必要であると考えたときに既にその時点で開設のために準備を進めていた社会体育館が避難場所としていいだろうということになり、決まった次第であります。早急の対応を考える上で、社会体育館が選定となった次第でございます。そして、社会体育館を指定避難所として開設することを決め、新田地区に避難勧告の発令を行った次第でございます。以上でございます。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今の課長の答弁ですと、それではもし駒寄体育館があったとしても、避難所は社体になるということでしょうか。駒寄体育館がもしあれば、駒寄体育館を避難場所に使うということでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町民生活課長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） もちろん体育館があれば体育館をというふうな考えもありました。また、小学校、教室ありますので、そういったものも検討はしましたが、準備等、また教室という特別な場所でありますので、危険箇所も多数ありますので、そういったことを考慮して今回はやむなく社会体育館というふうに判断しました。以上です。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） それでは、わかりました。

それでは、（2）の視覚及び聴覚の障害者や寝たきりの状態の方、ひとり暮らしのお年寄りの把握と避難勧告はどのように対処したのかお聞きいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、町民生活課長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 今回の台風19号の接近で、大雨特別警報が発令され、避難勧告の発令となりました。その前の段階で、災害時避難行動要支援者や自宅で滞在することに不安を持った方などを対象に、12日ではなく前日の11日15時から吉岡町コミュニティーセンターを自主避難所として開設し対応しているところでございます。

ご質問の災害時避難行動要支援者名簿登録者の対応でございますが、避難勧告の発令と同時に、職員が新田地区の名簿対象者を調べ、地区の自治会長、新田地区の地区代表に対象者の避難対応を行うよう連絡を入れるなど対処しました。以上です。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） その災害時の要援護者の名簿なんですけれども、これはたしか任意で、入らなくても、書かなくてもいいというふうに私ちょっとどこかで確認しているんですけども、その辺、いかがでしたっけ。名簿の登載が強制的かどうか、ちょっとお聞きします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 町長、町民生活課長と言いましたが、所管は健康福祉課ですので、私のほうから答弁させていただきます。

ご質問の強制かどうかという話なんですけれども、こちらに関しましては、同意方式ということで、本人の同意をもって名簿に登録し、その登録時に役場であるとか、自治会であるとか、警察、消防、そういったところに情報を提供していいかどうかというところまで聞いて同意をとっているということになります。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） わかりました。今のお話の要援護者の名簿に関しては、3番にもちよっとありますので、そちらでもまたお話しさせていただきます。

続きまして、3番の高齢者で、老人会などにも入っていないで、地域とかかわりのない人、要するに地域とかかわりを持っていない人、また住民登録していない人への把握と対策はということでお聞きするわけですけれども、うちの近くのアパートに住んでいるお年寄りなんですけれども、自治会は入んなくてもいいということで入っていないし、老人会も入っていないし、多分要援護者の話もいっていないと思うんですけれども、ただ災害のときというか、今回の19号のときは、スマホでよしおかのほっとメールを確認して自分で判断できるなんていうふうにお話を聞きまして、そういった形で、私なんかもちこち回っていますと、吉岡のアパートとかに住んでいますけれども、住所がないという人なんかもいるんですね、現実。だから、しゃくし定規で、万が一のときに名簿だけを頼りで確認するということが大きくあろうかと。自治会活動とかそういう場合は住所がなければその人はいたし方ない、しょうがないと思いますけれども、いざ災害になったときは、漏れなくやはり何とか周知をして連絡をしてやっていく、そういう体制が必要ではないかと思うんですけれども、そういったことでこの質問をお聞きしたんですけれども、どのように対策をお考えになっているかをお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 地域の見守りの観点といえば、老人会等の加入の有無にかかわらず、地元の民生委員さんが訪問してその人の現状を確認するというようなことができるかと思

います。ただ、住民登録をしていないとなると、その民生委員さんのほうもちょっと難しいかなというところもありまして、その辺はちょっと課題かなということになります。

また、老人会とか自治会に入っていない方であっても、本人の希望があれば、災害時避難行動要支援者名簿登録に申請していただければ、平時や有事の対応なども可能かというふうに考えております。

また、今回このような災害もありましたので、この名簿の制度が始まった平成29年度に同意制度ということで、当時対象者約1,000名いました。その1,000名のうち、登録したその平成29年度当初は333名というような実態もあって、差である700名弱がその名簿の対象者であっても非登録者だったということもありますので、今後また再度全員に郵送というか発送して、また登録を促すなどそういったことができればというふうに考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ちょっと確認なんですけれども、この要援護者の名簿というのは、たしか自治会長は把握しているかと思うんですけれども、それをもう少し、先ほど今課長が言ったように拡大してなるべく入ってもらって、また入ってなくても、地域の人はアパートがどこどこにあるというのはわかっているし、うちの班でもアパートがあって、全然隣組に入っていないというそういう人たちがいるわけなんですよ。だから、でも入っていないけれども、そこに住んでいて顔は見たことがあるが、いるのは知っているわけで、だから、何というのかな、11月の防災訓練のあれじゃないですけれども、隣保の班の人とかの人はその地域の本当に身近なアパートのことは知っているの、たとえ名前が住民登録されていなくても、援護者の名簿になくても、そこを連絡するような、そこまでしないといけないんじゃないかと私思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件について、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今議員のご指摘の件もありますので、ちょっとそれは持ち帰らせて今後の検討課題ということでさせていただければと思います。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ、いろんなパターンがありまして、またいろんな方が吉岡町に住んで

いらっしゃるといふことで承知していただいて、検討課題といふことでしていただきたいと思ひます。

それでは、続きますて4番になります。

吉岡町社会福祉協議会のほうでひとり暮らし老人緊急通報システムといふのがありまして、17名ぐらひが利用しているといふことで、決算書にも載っておりますが、これが障害者の方も、視覚、聴覚の方、そういった人も、せつかくの通報システムでありますので、少し枠、何といふのかな、境界を広げて条件緩和とかして拡充を要望したいといふふうにするわけでございますけれども、その辺をいかがにお考えか、ちよつとお聞きします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） ひとり暮らし老人緊急通報システムにつきましては、現在おおむね65歳以上で、町内に親族がないひとり暮らし高齢者が対象となっております。平成30年度の決算ベースですと、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、17名、事業費とするて約65万円となっております。ご質問の対象者の拡大で、障害者の方もといふことでありますが、事業費の増加も伴うこともありますが、障害者の方もそういった災害等のときの心配事もあるかと思ひますので、対象者を広げられるかどうか検討させていただきたいと思ひます。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ本当に検討していただきたいと思ひます。そして、この名前も、ひとり暮らし老人といふふうに限らずに、ちよつど吉岡町、今回手話言語条例も上程されております。そういった観点から、障害者の方もこのシステムを利用していただければ、できるような体制をお願いしたいと思ひます。

また、このシステムに関しては、私が議員になってから再三、三度ぐらひですかね、質問させていただいておりましたけれども、平成23年のときも17人ぐらひだったんです。それで、今も17人と。なかなか特に強力で推進しているようなふうもないんですけれども、ぜひこれを機に障害者のほうの方も利用できるような形をお願いしたいと思ひます。

それでは、5番に移ります。

防災無線のスピーカーが聞こえないとの意見が防災会議の打ち合わせのときにありました。長野県では消防団が半鐘を鳴らしたといふような報道がございました。有効利用すべ

きと思うわけでございます。町の考えをお聞きいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この関しましては、町民生活課長に答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ご質問の半鐘の活用ということですが、町内の半鐘はほとんどが現在廃止されている状況にあります。現在、災害時における情報伝達的手段としては、防災無線、ホームページ、よしおかほっとメール、Ｌアラートによるテレビを通じたデータ放送が主な手段となっております。また、防災無線のデジタル化事業についても、引き続き戸別受信機の普及に努めるというふうに考えております。また、先ほどの住民登録していない住民に対しても、何らかの情報伝達ができるように、あらゆる手段を考えながら災害時の情報発信に努めていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 本当に今のところもう半鐘がないのが現実でありますけれども、うちの陣場公会堂などは、昔使った鐘が保存してありまして、本当に昔小さいとき、火事があると消防団の方が鐘をたたくと、すごい音で、何事だという形で、物すごくけたたましい音で、本当に緊急を告げるような音だったというのを記憶しております。今課長は防災無線というような形でおっしゃっていますけれども、この防災無線もつけない人もいるし、要らないという人も現実において、ましてやスピーカーは今の建物はもう本当に気密性がよくて、ましてやそこに豪雨のときはまず聞こえないというふうに思ったほうがいいと思います。

また、うちの話になりますけれども、うちのところも、おふくろの部屋のところに防災無線がありまして、スピーカーが、部屋の中の、私のところではなくて、私は吉岡ほっとメール、それを使っているような状態なんですけれども、やはり防災無線あるからといって完璧でもないということで、この半鐘はやはり新田、漆原の氾濫の危険の水域のところの地域に限定でよろしいかと思えます。防災無線等、そのほか自治会長を通して連絡するのも、それも大切だと思いますけれども、そんなに高い火の見をつくるわけではなくて、公会堂の軒先かどこかにつるして、半田と新田の人の避難指示が出るぐらいのときは、本当に鐘の音だったら、あれは何だというような形で聞けると思うんですよね。ですから、地域限定のこの半鐘は必要ではないかと思えます。実際に長野県の千曲川の氾濫のときにそういった形で、要するに必死に訴えたということで、多分浸水したり、万が一ですよ、大げさなこと言うとどンドンひどくなってしまいうんですけれども、浸水すれば多分電気がど

うせもう使えなくなってしまう。そうすれば、室内のスピーカーがあっても聞こえなくなるといことも考えられるわけで、何でも現代式な、デジタル的なそういうハイカラなものが全て万能じゃなくて、場所によっては半鐘を鳴らすという、実に原始的なような道具かもしれないけれども、価値があるのではないかと。私も、この長野県の半鐘を鳴らした効果は検証はしていないんですけれども、やはりその辺もぜひ検討に値するのではないかと思いますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、6番目に移ります。

町長は、9月15日にフェイスブックにおいて千葉県の鋸南町に被災地支援に行っていますが、縁あってのことだと思います。災害の少ない吉岡町は、災害が少ないと言っても漆原地域は浸水の懸念がありますけれども、どちらかというとい災害は少ない町ではないかと思ひますが、吉岡町はそれを、災害のときは手を差し伸べる側にいるのではないかと思ひます。ぜひとも、吉岡町も縁があつて鋸南町と、町長もいらつしゃっているわけですが、災害時の応援協定などを結ぶのも大事かと思ひます。現に昨日の話では、前橋、榛東、吉岡で災害協定を結んでいるということでございますが、やはり地震のときは東京のゼロメートル地帯のああいう江東区とかそういった地域とか、今回の千葉県のこういう災害に、これからも豪雨に見舞われるであろうというような地域を選んで地域防災の応援協定というのを結んでいければなというふうに思ひますけれども、町長の見解をお伺ひします。ちなみに、榛東村さんなんかは神奈川県の大井町と行つております。そして、昭和村は横浜市と行つておまして、茨城県では取手市、あと群馬では玉村町という形でこういう協定を結んでおるんですけれども、町長の見解をお伺ひいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 全国各地で多発している自然災害を目の当たりにして、他の自治体とお互いに助け合える友好関係を築くことはとても重要であると考えております。

しかし、今回の被災地支援行動は、災害時の応援協定をもくろんでの千葉県鋸南町行きを決断したわけではございません。千葉県内で台風15号の被災で困っている町はないか、房総半島の先端から見ていて最初の町で相当の被害に遭われているとの情報がありましたので、仲間4人で飛び込んでいった次第でございます。

2011年の東日本大震災時にも、自分、同様に岩手県の大槌町に飛び込んだわけでございますけれども、こちらも縁があつたわけでもありません。一人のボランティアとして、困っている地域があつて時間が自分にゆとりがあつたときに飛び込んでいきたいという気持ちには常に持っている、今も変わりません。

今後、さらに、何かのご縁があれば改めて検討させていただきたいと思ひております。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 私も、その災害時の協定を結びたくて行ったというふうには思っておりません。ちょうどそういう縁があって町長が行っていますので、そういうところと同じ町でありますので、吉岡町もそういった他県の町村ですか、市と提携を結んでいるところもありますけれども、町村と縁があったら結んで災害時に応援していければなというふうに思います。

また、吉岡町は南相馬市に大樹町のほうから要請で支援物資を送ったというふうに昨日聞いていますけれども、そういった形で、南相馬市とも結んでもいいのではないかというふうに私は思ってしまうんですけれども、その辺、町長はいかがですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） もちろん相馬市さんとも大樹町を通じていろいろと友好の事業を行っている状況でございます。今後も友好は続けていけたらと思っております。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ機会があったら、よその本当に大変なところの応援をお願いしたいと思います。

続きまして、学校のICT化についてでございますが、ある新聞によって渋川市がこの9月から電子黒板や書画カメラ、実物投影機というみたいですが、などのICT機器を導入しており、来年度には9つの中学校にも導入すること。また、榛東村では、9月から中学校にタブレットパソコンを200台、大型モニター25台を導入しているとの記事が載っておりました。

新学習指導要領では、情報活用能力が言語能力、問題発見・解決能力等と同様に学習の基盤となる資質・能力と位置づけられ、「各学校においてコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において積極的にICTを活用することが想定されています。

また、当該整備方針を踏まえ、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」が策定されています。

平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果によりますと、平成31年3月現在によりますが、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数で、吉岡町

は群馬県平均より低いようですが、町の見解をお伺いするものでございます。

こういった平成30年度の学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果ということで、概要ということで、平成31年3月現在の速報値ということで、文科省からこういうふうな資料があるんですけども、ずっとはぐっていきますと、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数ということで、吉岡町が7. ちよつとということで、榛東が4. 幾つということで、吉岡は群馬県の中では、この3月の時点ではありますが、そのあれだとかかなりちよつと目標値には達していないかなというふうに感じるわけでございます。

また、この中には普通教室の無線LAN整備率なんていうのが載っておりまして、吉岡町は95%以上、かなりの進捗率ということでございます。また、インターネットの接続率というようなことがあります、これはもうおおむね100%というふうになっております。あと、普通教室の大型提示装置整備率なんていうのも、吉岡は100%ということになっております。

こういった中で、総合型の校務支援システムなんていうのも100%ということで、どうもパソコンのコンピューターの1人1台当たりの児童生徒数はやや少ないかなというふうに思いましたので、その辺をお伺いするものでございます。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 教育コンピューターについて、本町の現状についてでございますけれども、現在、各学校にはコンピューター室に児童生徒用としてデスクトップ型コンピューター40台、タブレット型パソコンが26台整備されているほか、普通教室や特別教室の一部にはノート型パソコンが配置されており、教員がデジタル教科書等を授業で活用するために使用しております。

今議員がご指摘あったように、単純に現在のパソコン台数当たりの児童生徒数を比較いたしますと、吉岡町は7. 3人で1台というふうなコンピューター1台当たりの児童数となっております。全国平均値の5. 4人に1台という数字であるとか、群馬県の平均値である5. 9人に1台という数字よりも低い状況となっております。

その理由についてでございますが、吉岡町ではこれまで主にコンピューター室を中心として児童生徒が使用する情報機器の整備を進めてきており、吉岡町の各学校はどの学校も比較的大規模校であるがゆえに、どうしても分母となる児童生徒数が大きくなってしまふことから、このような数字が出てしまったのだというふうに考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今の教育長の答弁ですと、要するに生徒数が大き過ぎてちよつと大変だと

いうことで、でも今後の見通しについては、その辺をお尋ねしますが、いかがですか。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 現在、文部科学省では、「2018年以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめておりまして、学校における学習用コンピューターを3クラスに1クラス分程度の整備、また指導者用コンピューターについても、授業を担当する教師1人に1台整備するなどの目標や超高速インターネットシステム及び無線LANについても目標値を掲げており、これらの整備に必要な経費については、財政措置を講ずるとされております。

文部科学省が想定する2022年度に向けて、今後本町でも文部科学省が打ち出した整備目標を達成すべく、児童生徒用のタブレットコンピューターの導入や高速ネットワーク環境の整備等、ICT教育が効果的にできる環境整備を計画的に進めるための検討を行っていきたいと考えております。

また、その際、大事なこととしては、コンピューターハードのみの導入では授業での有効活用は図られないというふうに考えておりまして、教材として有効なソフトウェアの導入、これもあわせて整備していくことが大切であるというふうに考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ、よりよい教育環境をつくっていただきたいと思います。

また、山口教育長には、ことしの6月から教育長に新たに任命されたということで、期待するわけですが、ちょっと通告にはございませんけれども、お隣の榛東さんはオンラインで世界と英会話なんていうようなことをやっております、また海外派遣事業なんていうので小中高校生を対象にした派遣事業というのが、そういうのがありまして、そこには何とちゃんと榛東村さんが載っております。派遣人員は8人ほどでございます、カナダのバンクーバーということでやっておるわけですが、どうしても私は渋川広域、榛東、渋川、吉岡、広域でやっているものですから、どうしても隣の榛東さんがいろんなことやると気になって仕方なくて、つつい向こうがやっている施策はぜひ吉岡もというふうな気になってしまうので、ぜひ山口教育長にはすばらしい教育環境を整えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、児童館の老朽化対策ということでございます。皆さんのところにちょっとお配りしたんですけれども、ピンぼけで申しわけないんですけれども、これはある町民から、かなり傷んでいるから飯島さん見てくれというようなご要望がございまして現地に行きましたら、床は穴があいていてガムテープでふたしてあったり、鉄のロッカ

一はぼこぼこだったり、おもちゃはガムテープで補修してあったり、クロスはめくれている、それで天井見たら、事情はわかりませんから、天井一面に網が、ネットが張ってあるというようなことで、この辺でどうなっているんだということで質問するわけですが、この辺の老朽化しているのかどうか、それともこれから改築等計画をなしているのかどうか、その辺をお聞きいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 児童館の天井板のネットについてですが、これは老朽化に伴って設置したのではなく、平成27年度に実施をした耐震改修化工事実施時に、有事の際に万が一天井板が落下するのを防ぐために設置したものでございます。

また、建物の老朽化に伴う改修等については、個別施設ごとの長寿命化計画、いわゆる個別施設計画を来年度中に策定する予定ですので、その中で検討していくこととなると思います。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 27年度に耐震化のためにネットを張ったということでありまして、これ天井のこういうのは軽いボードみたいな形で、私も多少なりとも建築関連の仕事やっていますのであれですが、ちゃんとあの1枚にビス6カ所ぐらいでとめているものから、落ちることはないと思うんですね。そこまで心配しなくてもいいんじゃないかと思う。このネット張るというのは、ちょっと、そうなりますと、こういうところの廊下なんかと同じような材質だと思うんです。これも危ないからというのでみんなネット張ったら、天井がえらいみすぼらしいとか、すごいあれになってしまうんですけども、これネットしない、揺れたときにそれは落ちれば落ちる可能性でネットするのはわかりますよ。うんと古いわけでもないんでしょうし、耐震化をやっておいてネットやっていると、このネットがちょっと理解できないんですけども、誰か答弁できますでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その件に関しましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） ご質問のネットですが、これは当時平成27年度に耐震改修化工事したわけですが、そのときに設計業者と打ち合わせをして、小さいお子様が行く施設でもありますので、万が一ということで設置したというようなことで聞いております。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 事情がわからないと本当たまげてしまうんですけどもね。万が一でいうことで、予防のためにネット張っているということで、理解しました。

それでは、最後の質問になります。

デ・レイケ堰堤の観光資源としての活用ということでございます。

これは、金谷議員が再三質問しているわけですけども、私も金谷議員に誘われて自害沢9号堰堤の清掃活動というのを1日ちょっと行かせてもらったわけですけども、そのときは天端だけしか見えていない。それも全部ではなくてわずかしか見えていないような状況だったんです。それで、その後、その西のほうに自害沢の3号堰堤というのがありまして、ぜひ見てくれということで行ったわけなんです。やはり実物を見るとすごいものですよ、これは、この堰堤は。

9号堰堤は何か調査してもう埋め戻しちゃったなんていうふうに聞いているんですけども、これは本当にすばらしい遺産だと思います。ただ、現地の山が個人所有の土地だというふうにお聞きしていますけれども、その3号堰堤のところなんか道路から100メートルあるかないかぐらいで、もう人が何人も歩いているからある程度遊歩道みたいな形で道がもうできているような感じでございます。ぜひこのデ・レイケの堰堤、自害沢の堰堤群ですか、これは船尾滝と一体化した観光資源として吉岡町で売り出してもよろしいんじゃないかと思えます。

また、教育的にも、本当にすごい巨石を人力で積み上げたというすごいものですよ。やはり見てみると驚きます。金谷さんが夢中になるのがわかるような形の堰堤でございます。ぜひ町もその辺を遊歩道の整備、また駐車場等できましたら、駐車場はなくても、船尾滝のほうのバーベキュー広場とかがありますから、そちらから歩いてもらってもいいかと思えます。遊歩道の整備とかをして子供たちに見せるのは物すごく価値があると思えます。その辺のご見解をお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 船尾滝につきましては、来年4月から始まる群馬デスティネーションキャンペーン・群馬DCに向けて歩行者が通れるように現在急ピッチで、林道水沢上ノ原線の補修工事を行っております。

また、デ・レイケ堰堤については、今後、林道栗籠・井堤線の開設に合わせて、デ・レイケの功績と砂防としての重要な役割を果たした土木遺産としてPRできるような案内看板を設置する予定であります。

詳細につきましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤産業建設課長。

〔産業建設課長 大澤正弘君発言〕

産業建設課長（大澤正弘君） 船尾滝は、ここ数年立入禁止の状態でありましたが、大規模な県事業による治山工事も終わり、ようやく林道水沢上ノ原線の補修工事に着手することができました。

今年度は、今までの林道部分の復旧だけではなく、県事業として船尾滝に通ずる滝ノ沢沿いを歩いていくことができる新たな散策道を県渋川森林事務所の協力により整備することとなりました。

さらに、あずまや周辺の改修工事や案内看板なども県補助金を活用して整備を行うことになりました。吉岡町を代表する観光資源である船尾滝が新たにリニューアルされた状態で、再発信ができるものと考えております。

また、貴重な土木遺産である自害沢9号堰堤が今回当時の形のまま掘り出されました。写真や記録等に保存されたことで、防災教育的な側面も含めてデ・レイケの功績や堰堤が持つ防災・減災効果がわかる看板を備えた駐車場スペースを林道栗籠・井堤線開設事業の一環として整備する計画でございます。

なお、現時点では、デ・レイケ堰堤に通ずる遊歩道の整備計画はございませんが、今後開設予定である林道栗籠・井堤線をうまく利用することができるような方策があるか、また船尾滝とデ・レイケ堰堤を連携して位置づけ、相乗効果を生んだ一体的な活用が図れるような事業を展開することはできるか、今後検討していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） これをもちまして、一般質問を終わりにします。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、10番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後1時といたします。

午前11時48分休憩

午後 1時00分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

議長（山畑祐男君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして、3点質問を行います。

まず最初に、町長の選挙公約ということで、就任してから8カ月がたちます。これまでに公約の中でできたもの、あるいは道半ばなもの、そしてこれからこんなことをやっていきたいというのが見えてきたかというふうにも思いますので、まずその点について、さまざまな方から質問もありましたけれども、この8カ月の中で、今の現時点で、自分の選挙公約はどうであったかというものを検証したときにはどうかということをお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 小池議員のほうから選挙公約の実現ということで、就任8カ月になるが、できたもの、道半ばなもの、今後の見通しをということで、質問をいただきました。自分の今までこの8カ月やってきたことに対して発表する機会をいただきまして、まずありがとうございます。

私は、平成31年4月21日からの町長就任以来、「みんなで創ろう 住み続けたいまち よしおか」をキャッチフレーズに、住民の皆さんの声を聞きながら吉岡町の新時代を開くべく、公約で掲げた事項を中心に調整運営に誠心誠意取り組んでいるところでございます。就任して8カ月余りとなりますが、現時点での選挙公約の実現についてのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、実現できたものから申し上げますと、町長等特別職の給料カットについては、令和元年6月の第2回臨時会において、給料の減額率を町長20%、副町長及び教育長10%とする特例条例を制定し、令和元年7月1日から施行しております。

次に、実現に向けた準備が整ってきている事業について申し上げます。

1つ目は、吉岡中学校生徒へのオリンピックへのいざないに関してですが、こちらは東京オリンピック学校連携観戦チケット100名分が当せんし、今後生徒の選抜方法やオリンピック教育の内容、また当日の引率計画や交通手段等、今後の検討を具体化していく予定でございます。

2つ目は、手話言語条例についてですが、こちらは町の現状を踏まえた調査研究を行った上で、本定例会に議案上程させていただいたところでございます。

3つ目といたしまして、子ども包括支援センターと役場窓口の対応改善に向けた総合案内については、機構改革検討委員会の結果を踏まえ、令和2年4月からの設置に向け準備を進めているところでございます。

4つ目として、自然との共生、防災・減災等危機管理意識の高揚を推進については、各自治会の自主防災組織が中心となった消防防災総合訓練を11月10日に実施しましたが、台風19号による大きな被害が各地で発生して間もなかったこともあり、より高い危機管理意識を持った訓練を行うことができたと考えております。

他の事業につきましては、現在実現に向けた準備や検討を進めているものということになりますが、例えば町自治会役員等の負担軽減のための取り組みについては、現在、庁内の検討組織で負担軽減策を検討している状況でございます。

また、子育て支援に関しては、現在、アンケート結果をもとに子ども子育て支援事業計画を策定しておりますが、保育園や学童保育の待機児童解消に向けた施設整備計画についても盛り込んでいく予定でございます。

地域福祉交流拠点施設におけるボランティアの育成やJ Aや商工会とタイアップした農業・商工業の振興策の推進に関しては、関係団体との連携強化に努めながらも取り組んでいきたいと考えております。

生涯学習の推進に関しましては、新たに視聴覚教育として16ミリ映画の鑑賞会を開催したり、吉岡寄席の開催回数をふやしたりするなどの充実を図るほか、八幡山グラウンドの整備予定地にある旧文化財事務所の解体を行う予定でございます。

インフラ整備に関しましては、今年度は、駒寄小学校体育館改築事業、吉岡中学校校舎増築事業、林道栗籠・井堤線新設事業、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業などの大規模な事業が継続しておりますので、まずはこれらの事業を円滑に推進させることに重点を置き、その上で町全体の発展を視野に検討を進めていきたいと考えております。

多選自粛条例の提案に関しましては、ことし4月の統一地方選の結果から多選自粛の考え方が見直されてきている状況があり、首長の交代は選挙で選択されるという考え方が基本であるとの論調も高まってきています。こうした状況を踏まえ、また提案不要意見を多くいただく中、しない選択も含めて検討していきたいと考えております。

現時点での選挙公約の実施状況を整理すると、このような内容となります。今後の実施に当たっては、さらなる検討や調整を要する事業や予算的な順位づけをしながら進めていかなければならない事業もございますので、町全体を見渡し、その時々において適切な判断をしながら着実に取り組んでいきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

- 13番（小池春雄君） 町長の施政方針があって、それで最初の所信表明に対する質問をしました。そのときは、町長のほうから「国内政治、経済的な社会情勢を的確に捉え、今の吉岡町が置かれている状況をよく見きわめながら、今後の町政運営を進めてまいりたいと考えております。そして」と、これなんですけれども、「具体的な施策などにつきましては、現在の町の情勢を町長としての立場でしっかりと把握した後で、改めてお示しをしまいたい」というふうに答えているんですね。まだなっただけだから全てがわかっているわけではありませんよと。そういう中で、町長という立場の中で、いわゆる情勢は別に職員

の意見を聞いたりしていく中で、改めてお示しをしていくと言っているんですけども、そのところは改めて、まだ何もないんですけども、まだ8月だからないんだか、また後で聞きますけれども、ちょっとその部分については予算編成方針の中で示していくんだかわかりませんが、そのときに言った言葉、覚えているかと思うんですけども、改めてお示しをしていきたいということだったんですけども、それはいつごろ町長なりの今置かれている立場を勘案して示していくんだという考えをお持ちでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） もちろんいろいろ示していきたいと考えておりますが、現段階、これから来年度の予算編成時期に入っております。そういった中で、第5次総合計画のもとに今進められているいろいろな事業もございます。そういった中で、各課職員等とまた話を聞きながら来年度に向けて施策を進めていければと思っております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それから、幹線道路などインフラ整備は集中と選択という中に、町長の施政方針の中でも、回答の中で、駒寄小学校体育館の改築工事事業と、先ほどこれ言ったかと思うんですけども、ありましたけれども、以前教育課長のほうから工期がちょっとおくれますよと、かもしれませんよということがあって、その後どうもおくれる見通しだと。この前の説明と今回の教育事務局長が言うのはまたそこから一步踏み出した私は回答だと思うんです。そういうことって、やはりちゃんとした場でやっぱり議会に説明すべきことだと思うんです。一般質問だと、一般質問に答えたじゃなくて、というのは、そういう話があったときに議長を通しておくれると言ったら、あれは入札が終わってわずか二月ぐらいでもおくれるような話でしたよね。だから、仕事として二月もしないうちにもおくれると。であれば、議会の中では、いや契約どおりにやってくれというふうに言っているわけです。でもそれがそうじゃなくて、もう議会がその要望したことというのはどこかに置き去られて、もうそれがおくれにおくれて、もう卒業式も入学式も新しい体育館でできないような状況になっていると。これ大きな問題だと思うんです。というのは、何であの時期に入札やったかという、それに間に合わせるためにやるんだということで、臨時会を開いてやったわけです。それが今度はほごにされちゃうということになると、じゃ何で臨時会まで開いてそんなに急いでやったかということが無になっちゃうわけです。だから、まだ今は12月ですから、もうだからできなかったことを想定してそれに何とかするんじゃないかと、やはり契約ですから、その中でおさめてもらわなきゃ困るよというのをしっかりと強く言うべきだと思います。私、以前も話しましたが、請負業者が恐らく議員

各自のところへみんな回ったと思うんです、挨拶に。私は、もう以前からこの仕事は、仕事をとる以前から、とつてもこの仕事は契約の工期内ではできないといううわさがあったんです。私はうわさを聞いていたんです。ですから、来た業者には、いろんうわさがあるけれども工期の中でちゃんと仕上げてくださいねというふうに言いましたよ。それで、だからそのとおりになっているんですよ、もうできないという。また物事ができないことがもう前提で進んでいる。私は、こういうことはあつてはならんと思うんです。それはもうどうしても、万が一やむを得ないということがあつたときはまた別として、私が聞いたのは、その仕事をとる以前からそういう話があつたということも聞いているんです。それがそのままにそのように移行しているから、だからこのことは問題にしなきゃならないものだというふうに言っているんですけれども、ここについてはどのようにお考えですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 最初から延期ありきということはなかったというふうには自分は思っております。当初の契約で年度内に仕上げる、そういう旨の業者からも話は聞いておりますし、それで事業を進め始めたということで、当初の計画については予定どおり進めさせていたのだということで、自分は理解しております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） よろしいですか。だから、私さっき言ったように、私はそういうふうには聞いていますよ。ですから、その請け負った業者にもそういうことを言いましたよと言っているんです。だから、それがそのようになっているんです。そうであれば、今そうであれば、町長のほうは、いやそんな簡単にいかない。万が一に備えてそういう体制をとるかもしれませんけれども、工期内には必ず仕上げてくれというものを強く言う。だって、そのために競争入札をしたわけですから、それぞれの業者がそこに参加したということは、みんなその工事の中でやり切れますよということが条件ですから、こういうことが許されるのであれば、ほかの業者だってみんな契約を守らなくなっちゃいますよ。だから、そういうことはあつちやならない。だから、しっかりとした態度で私は町が臨んでほしいんだ。だから、もう聞いていると、それもうおくれるということが既成事実化しちゃって、そのように進んでいるんだというふうには私は聞こえるんです。ですから、そうじゃなくて、やっぱり契約なんだから、契約の期限の中で、私は最後までおさめてもらうという固い決意でいるということで聞きたいんです、町長から。いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） もちろん最初の契約時にはそういう業者との話もさせていただいております。そういう中で工事の着工をしていただいたということで、そして現状については、前回の全員協議会等でもお話しさせていただいたように可能性が出てきたということをお知らせさせていただいたということで、自分は理解しております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） いや、だから、可能性が出てきたから、町長の姿勢としてそういうことは困るよと、最大限努力しろという固い決意で臨んでくれませんかというふうに私は言っているんですよ。そして、町長ですから、そりゃそうだというふうになるんじゃないですか。工期に間に合わせなかったらうちはこういう被害が出るんだと、こういう被害が出ないように頼むよと、その責任をあんたとれるかいと、そのくらいのことまで言って工事に当たってほしいということを町長としてしっかり業者に伝えてほしいというふうに言っているんです。どうですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 責任をとるところまでは自分は言えませんが、その工期に今でも仕上げしてほしいという思いは持っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、思っていますじゃなくて、少なくともやらせますと、やってもらわなきゃ困るんですという町長のそういう固い決意が見えてくれば、業者だって多少時間を、徹夜してだかどうするか知りませんが、そういうふうにしてやっぱり仕上げると思うんです。だってそういうことで仕事を請け負ったんですから、請け負ったとしたら請け負った人の責任を果たしてもらわないと。これがだからぐずぐずになし崩しになっていっちゃうと、指名競争をやったことの意味すらなくなっちゃうと思うんです。そんなことが通るんだったら、みんなとっておいて、ほかの工事もそうですよ。工期が決められているけれども、後に延ばしてくれないかと。だって、あのときは延ばしてくれたのに今度は何でだめなんだよと言われますよ。だって、あのときは延ばした、延ばしたじゃないと言うんですよ。だから、そうじゃなくて、町がこの体育館をつくるに当たっては、卒業式、入学式を間に合わせるために臨時会も開いてここで始めたんだという経緯があるわけですから、その目的というものがもうもしたらだめになっちゃうんじゃないかというようなのが先に来ないで、そういうことが来ないように最善を尽くすというのがやっぱり町長の仕事じゃないですか。役目じゃないですか。だから、町長、そういう固い決意で、業者へ

きつく言うかどうかということなんです。他人事じゃなくて、町長の固い決意を、私は業者に言いますよと。何とかそしてこの工期内に間に合うように強く要請しますよと。だって、責任をとってもらおうというのは、町長、必ずその契約のときというのは、契約が履行されなかったときというのは違反ですから、当然ペナルティーがあるんですよ。だから、ペナルティーにかければいいだけの話じゃなくて、やっぱり町に大きな、ほかの工事と違います。卒業式、入学式があるんですから、そういうことを考えて対応してほしいと言っているんです。素直にそれはそのとおりだという回答はできませんか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 業者の方とは契約当時に、当初のときに工期内にお願いしますというお話はさせていただいております。その後に突発的な内容等の変更があったということで、どうしてもという話も現在承っている状況でございますので、それ以上のことを自分のほうから言う予定は今のところありません。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長は町の最高責任者ですよ。最初に言った。それは当たり前のことなんです、工期内にやるというのは。だけれども、その後また、その可能性が大きくなったということを今度は教育課長が言っているじゃないですか。そうすると、場面が変わったなというふうに町長、町長が見ないと。これはもうやっぱり今の町長の出番ですよ。町長が直接行って、ちゃんと卒業式、入学式に間に合わせてくれと。そうでなきゃ困るんだよと。前の町長だったらそういうふうに言いましたよ、よく。このやろうだなんて言っていましたから、いろいろな場面で。そういうつもりで、それはやっぱり生徒に対する責任ですから、もう教育委員会に任したんだから、教育委員任せで最初に言ったんだからいいやじゃなくて、こういう新しい場面で出てきたら、いやそれは困りますよと。何とかちゃんと期限内で間に合わせてくれというふうに言うべきがやっぱり町長の仕事じゃないですか。いかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） もちろんその変更云々という話が出た時点においては、自分も言わせていただいております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それが町長、差し迫ってもう本当にそうなりつつある。でも、私から見て

も、それで議会としてもちゃんと工期内で間に合わせてくれと。それ以上のことは聞かないよという態度で臨んだんですよ。それなのに町長がそういう甘いような態度でいけば、本当に工期にできなくなりますよ。最終責任者はあなたですから、あなたが強く言うかどうかですよ。そのことがこれからのほかの公共事業にも関連してくるんですよ。どうですか、その程度の固い決意持てませんか。そのくらいのことは業者に言えませんか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） あくまで今回の変更等につきましては、突発的なこととして自分は理解しております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長ね、突発的なことであろうが、どうであろうが、最初のその目的というのが卒業式、入学式に間に合わせるという大義があったんです。突発的なことが起きたから、もうそのことはどうでもいいんだというような考えでいけば、町長、これからの町のかじ取りなんかできないですよ。私はそのことを強く指摘をしておきます。指摘をして次の質問に移ります。

それから、町長が先ほどさまざまなことを述べましたけれども、ほかの議員からも質問がありましたけれども、町長の公約の中で質問をした中で、自然と共生、防災・減災・危機管理意識高揚の推進というのがありましたけれども、私はこの災害時の町の対応、これから大きく問われてくる時代に入ってきたなというふうに思っております。それは、今まで私たちが経験したことのない地震もあれば、大雨もあれば、また榛名山が、前、群馬県の議長会の研修があったときに、群大の片田教授、今は東大の教授になっているようですが、あの人が一番安全なところというのは実は一番危ないんですよ。榛名山だって活火山ですから、いつ噴火があるかもわかりませんよ。だから、安心なところは、この辺は安全なんだなという考えは絶対持ちやいけませんよというお話を聞きました。私はまさにそうだなというふうに思っていました。それで、さきに防災訓練を行いましたけれども、あれは予備の予備みたいな話で、時間も決められて、みんなで集まって、それでも何%、5%ぐらいでしたかの住民が参加をしたということでしたけれども、私は何が言いたいかという、災害というのはいつ起きるかわからない。1日24時間ありますから、その中で昼間かもしれないし、また夜中かもしれない。それで、台風とかそういう予知できるものというのはあらかじめ職員さん等でその準備もできますけれども、地震とか火山の噴火とか、そういうものについては全く予知できませんよね。そうすると、全く職員体制というのは、夕方だったり夜中に起きると職員がみんないるわけじゃありませんから、

まさに緊急事態が発生するわけですね。それに備えろといっても、備え方というのはそう簡単にできるものじゃなくて、いつ起こるかわからないものに備えるわけですから、それにはやはり私は何といたしても、それは当然想定できる範囲においての昼間であれば、それは職員総出で参加して行うことも可能ですけれども、そうじゃない場面するときというのは、やはり住民の自治組織であったり、また隣近所のおつき合いだったりする中での助け合い。そして、今いろんな事件というか災害が起きると市町村の対応がどうだったかということが問われるんですけれども、当然市町村の対応というものも大事だし、責任もあるのかと思いますけれども、そういうものに備えておくというのは、やはり末端の組織がどうなっているか、どういうふう依存するか、全く時間とかそういうものはわからないわけですから、だからというのは、いろんなケースがあります。だから、台風であるとか、風水害であるとか、いろいろあります。時間帯もあります。そういうとき、だから町ができることというのは、これこれ実際にできるものはここまでですよ。できないことはこういうことがありますよというものをもう少し現実的に、これ住民に知らせていって、そういう形での住民との私はコミュニケーションをとっていくことが大事だと思います。そうじゃないと、どうしても住民は役場に頼りがち。何かあっても役場が何かしてくれるんじゃないか。それは、役場はおくれるけれども、やりますけれどもね。でも、とっさのときというのは、そういう事故というか災害というのは時間を選びませんから、だから過剰に役場がいつでもやってくれるという考えじゃなくて、そういうときには町ができるのはこういうことですよというものを今の形とはちょっと変えて住民の意識の中に植えつけておいて住民にも理解してもらっておく必要があるんじゃないか。

私以前も町長にも言いましたけれども、雨が降ってきた、台風が近づいてきたと。雨が降ってきたと。電話があっても雨が降っていて避難しろと言っても、どこへ避難するかと。役場に毛布を持っている人は毛布を持って来いと言ったと。でも、よそのを見ていると、みんな避難所に毛布があるらしいじゃないかと。吉岡町にはないんかというような、これはもう生の声です。そういう声が実際にあるんですよ。というのは、町の今の状態というのがまだまだ住民それぞれのところにみんな届いていないあかしではないかと。だから、いざというときに町ができるものはここまでですよ。ここからは、この部分は住民皆さん助け合いでこういうことをやってくださいねというふうにならなないと、いつになっても行政と住民の間にそごが生まれた状態が続くと思うんですよ。そういうことについては、ちゃんと取り組んでいかなきゃならないというふうに私は思っています。ここ気象変動なんかもありましたし、そういう事故もこれからより多くなってくると思いますけれども、今までと違うまた新たな考え方に立って進めるべきだというふうに思いますけれども、その辺についての見解はいかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） まさに今小池議員がおっしゃったとおり、住民の連携、またコミュニティー、それが欠かせないこれからの状況になろうかと思えます。先日の11月10日の自治会等に訓練をお願いした、それがその基本となる訓練ではないかなというふうに思っております。自治会によっては何をしたいのかわからない自治会もあったようですし、またある自治会においては、その後、いろんな訓練をされたという話も聞いております。そういうことがこれから地域の中にいろんな意識、いわゆる防災に対する意識を植えつけていくのに今回の防災訓練は大きな意義があったのではないかとそんなふうに思っております。そういう中で、今回台風19号という一つの大きな災害が、幸いに吉岡町には大きな災害はなかったんですけども、それに対する役場の中の体制そのものも、半分、申しわけないんですけども、訓練ができたかなと、そんなふうにちょっと自分で思っているような状況です。役場の職員みんながそれこそ一体となって防災に対していろんな場面で想定をして訓練的に動いていただいたと。そして、なおかつ初めての避難所を開設して、そこでの対応等も皆さんやっていただきましたので、職員のそれぞれの自分の役割というんですか、その辺を意識していただいたし、また職員のほうからも防災に対する意識がいろいろ芽生えてきているというそんな状況でございますので、これを今度役場の職員だけでなく地域住民とともに連携、またコミュニティーを広げながら防災意識をさらに個々に上げていけたらなと、そんなふうに思っている次第でございます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 水と食料の備蓄はありますけれども、これが実際には住民にどの程度、自分が避難すべきところはどこで、そこにはどういうものがどの程度備蓄されているかというのがどの程度住民に知れ渡っているかというふうに思っていますか。また実際には、そういう調査というのはしたことありますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 備蓄品につきましては、各自治会のほうにそれぞれ数量等はお渡ししてございますので、各自治会はそれぞれ自分の自治会の中にどのくらいあるかというのはそれぞれ把握されているとっております。今後については、またいろいろと自治会と、また防災総合訓練をこれからも当然続けていきたいと思っておりますので、そういう中で、検討協議していけたらと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) ただ、そういうものが実際に自治会との協議ができていて、自治会の幹部は知っている。でも、そのことがその地域の住民にどの程度周知されているか、周知されていますかということを知っているんですけども、またそういう調査というのはしているかしていませんか知りませんが、広報で何十回出したとか、広報というのは見ている人もいれば全く見ていない人もいますから、思いでもいいですけども、どの程度それが住民に周知されているか。やはり物があってもそれが十分に周知されていないと、そういう意味のあるものじゃありませんから。それは課長でもいいですけども、そういう調査というのはしたことがありますか。これ腰だめでいいですよ。腰だめでいいですよ。大体このくらいの人知っているんじゃないかというものがありましたら。

議長(山畑祐男君) 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長(柴崎徳一郎君) 先ほども申し上げましたように、自治会の中で掌握しているかどうかというところについてはまだ調査はしていませんけれども、地域の中で承知しているところとしていないところがあるというふうに思っております。

議長(山畑祐男君) 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) だから、さっきも言ったんですけども、自治会の役員さん等は何が幾つ来たか承知しているんですけども、そのことが、自治会というのは自治会に加入している人もいれば加入していない人もいますし、しているしていないは別にして、その地域の人が、自分がここは避難所だと言ったら、そこにはどういう食べる物が、水が、どの程度備蓄されているらしいよということをその住民がどの程度知っていますかねということを知っているんですけども。

議長(山畑祐男君) 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長(柴崎徳一郎君) その件に関しまして、町民生活課長より答弁をさせます。

議長(山畑祐男君) 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長(福島良一君) 自治会連合会を通して各自治会長にはそういった話はしているところではございますが、調査等もしていませんので、どの程度住民の方が把握されているかはわかりません。ただ、役場の備蓄状況、もちろん各自治会に配布した備蓄品、そして用意している自治会等もありますので、それぞれの自治会で備蓄状況は違いますが、それを全ての住民に伝えているかどうかはわからない状況であります。もちろんその辺について

の調査もしておりません。ただ、今後、今小池議員が言われたとおり、全住民にそういったものを伝えていかなければならないというふうに思いますので、今後自治会連合会を通して各自治会にそういった説明を住民に対してしていただく、またそれに備えるために備蓄がなければいけないで、1人何日分の備蓄をするように、そういったところまでの周知をしていければなど今考えているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） そういうものを周知を図るのには、私はアンケートなんていうのはすごく活用できるんだと思うんですね。だから、これこれこういうことがありますけれども、こういうことはご存じですかというふうに尋ねられると、ああそういうことがあるんだと。知っていたよ、いや知らなかったよということで、周知の方法というのは口で言うのもあれば、その人に考えさせて回答を得て、その人がそうなんだということを理解してもらおうということも大事だと思います。そんなこともぜひやっていただきたいと思います。

それから、続きまして町長の公約のことばかり言っていると質問が終わっちゃいますから、町長、子育て支援というところで、町長の公約の中にもあるんですけども、子育て、あるいは弱者支援制度の積極的な活用という項目が第1に掲げられているんですけども、子育て支援という観点から質問します。

また、先ほどは就任8カ月という話をしましたけれども、この12月というのは、新年度予算、令和2年度の予算編成期に当たります。12月から始めて4月以降の予算を組み立てていくという大変重要な時期になっております。

その中で、町長の姿勢というものがその予算にどのようにあらわれてくるのかということが住民も興味があるし、また議員もそこには興味があるんだというふうに思っております。それで初めて実際の柴崎町政のスタートですから、そういう中で、町長はどのような決意を持っているかということで、予算編成期に当たっての福祉、教育という部分での町長の見解を問うものでありますけれども、いかがですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町は、全国的にも珍しい人口増加している、また子育て世帯が増加しているまれな町でございます。町としては、この特徴を生かし、子供を育てるなら吉岡町をスローガンに施策を進めていくことを考えております。

令和2年度につきましては、子ども包括支援センターを開設して子育て世代の相談窓口のワンストップ化を図る予定でございます。そのほか、個別的・具体的な支援制度につきましては、これからの令和2年度予算編成に当たり、考慮していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これから考慮していくということなんですけれども、じゃ実際の中身について少しお話をしたいと思います。

まず、保育園、小学校、あるいは中学校の給食費の無料化。私は前から言っているんですけれども、なかなか遅々として進んでいません。いきません。隣の渋川市はもう3年ぐらい前から実施をしております。幼稚園、小学校、中学校、幼稚園も無償化になっておりますし、給食費も無償化になっております。ことしの10月の消費税の値上げと同時に幼稚園の無料化が始まりましたけれども、全て無料化じゃなくて、無料化になったのは3歳、4歳、5歳。そして、ゼロ歳、1歳、2歳については、準要保護家庭までは無料化、それに一定の収入がある人というのは有料と。そして、保育料は無料になるんですけれども、それとはかわって今度は保育園・幼稚園は主食費が取られると。取られるといいますか支払うというふうになっていまして、今全国的に保育園、幼稚園の全ての給食費を無料にするという動きが急速に広まっております。私は新年度ではぜひともこの辺を、このところというのは、県内でも3割ぐらいですかね、無料化になっていると思うんですよ。私も保育園、幼稚園にあわせて小学校、中学校ももう無料にする時期に来ているというふうに思いますので、町長の固い決意をお伺いしたいと思いますけれども、いかがですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほどもちょっとお話ししましたが、社会は少子高齢化現象は本当に巻き起こっています。そういった中で、吉岡町は人口増加の町ということで、本当にまれな町でございます。そういった中で、これからいろんな事業、政策をしていく中で、人口増加の町ということを考えながら、これから進めていきたいと思っております。

そんな中で、まず保育園のいわゆる副食費については、幼児教育、保育でも無償化の対象外とされた経緯があります。また、今回の無償化に伴い、一定の所得以下の世帯は免除される規定も創設されたことなどもありますので、当面は低所得者の支援は行われることから、議員質問の件につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

また、あわせて小中学校の給食費の無料化をというご質問でございますけれども、吉岡町では、児童生徒が食べる給食食材の購入費に対して、現在、児童生徒1人当たり年間1万450円分を補助しており、その割合は学校給食特別会計全体の20%強、予算ベースで約2,200万円となっております。そして、平成30年度から実施している食材費の上乗せ助成を加えた場合、総額約2,700万円余りを町の一般会計が負担している状況となっている次第です。

以前、文部科学省が実施した学校給食の無償化等に関する調査結果などを見ますと、学校給食の無償化や一部補助等は比較的小規模な自治体で行われている事例が多いと分析されておりましたが、中には給食費の一部無償化に取り組んでいる大規模自治体もあるようですので、吉岡町としてもそのような制度などについて検討していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長が検討するというものにまでけちをつけるつもりはございませんから、もうぜひ検討して、少なくとも渋川市くらいには負けないようにはしていただきたいというふうに思っております。

それから、福祉医療の充実ということで、高校卒業程度までというふうに出しておきました。これはご存じのように、隣の榛東村が令和2年4月、来年の4月から無料とするようであります。最近、新聞紙上をにぎわせていましたのが前橋市の立候補を予定している山本市長が18歳程度、高校卒業程度までを無償化にするという公約を掲げて立候補するようであります。

今このリストでも、全国ベースで見ると大体3割ぐらいの自治体がそのようになっているようであります。私はこのこともやはり考慮する時期に来ているのではないかというふうに思いますので、この点についてはいかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この問題につきましては、第3回の定例会でも小池議員より質問を受けておりました。医療費助成の制度は医療機関等で保険診療を受けた場合に医療費の自己負担分を群馬県と吉岡町が助成するもので、平成18年度から始まり、途中対象年齢の拡大が行われ、現在中学校卒業までの通院、入院が対象となっているところでございます。

医療費助成の拡充をとの質問ですが、県内市町村においても、18歳までの福祉医療費助成を実施している町村もあり、先ほどのお話ではありませんが、隣の榛東村では令和2年度から実施することは承知しておりますが、医療費助成の拡充については、将来にわたって持続可能な制度とすることも踏まえ、今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、財政規模、財政指数から見ても、吉岡町は榛東より劣っているところはありますから、その気になればできる問題だというふうに思いますが、ぜひとも実

施をしていただきたいということを申し上げておきます。

時間も迫ってきておりますので、教育長、お待たせしました。やっとそっちへ行けるので。私、就学助成制度、これ議会でも何回も取り上げているんですけども、教育長もかわり、また違う視点もあろうかというふうに思っております。この就学援助というのは、国も平成29年に制度をちょっとまたいじくったんですよ。変えて、それでその料金もアップをしております。いわゆる就学援助制度というのは、敷居が高いのでなかなか皆さんが手を挙げないんですけども、吉岡町の例を見ると、吉岡町はたしか教育課長、5%未満でしたよね。大体全国平均というのが15%ぐらいなんですけれども、隣の榛東村で15%未満というところで、割合高いんですよ。吉岡町が5%未満。何でこういう差がついてくるのか。こんなに、幾らも離れていないのに。ちょっと考えれば、私はそんな難しい問題じゃなくてわかると思うんです。やはり吉岡町は何となくハードルが高くなっているんじゃないかというふうに思います。

というのは、いかにしたら、いわゆる、割合を見ても、大体生活保護家庭、今143万人ぐらいが就学援助を受けているんですけども、生活保護家庭と言われる人って大体10%ぐらいです。90%ぐらいが準要保護家庭なんです。ですから、所得から見ても結構住民税非課税世帯であれば、その対象になるんです。でも、今あるものによると、新聞とか見ると、6人に1人が貧困だといったり、政府の統計調査見ても7人に1人が貧困というふうに出ていますから、そうすればそのぐらいの割合で申請すれば通る状態になっているんですけども、それを申請しない。できない。何か私はあるんだと思うんです。だから、そここのところをそれ以上に入っていくと時間がなくなっちゃうので、そういう子供の貧困というのが子供の将来にどういうことをもたらすかなんていうのをここで私が釈迦に説法で説く必要もありませんから、そういう人たちが、必要としている人たちが、必要としている人にちゃんとそういうものが行き渡るようにする必要があると思うんですよ。そのためには何がネックになっていて、だから吉岡町の場合には恐らく学校に入る前に入学説明会のときにこういう制度がありますよというふうに置くところもあれば、もう保育園の段階でこういう制度がありますよというのものもあるし、1年生がまた2年になる。2年生になるときも、こういう制度がありますよというふうに絶えず何回も何回もこういうものがありますよというふうにして、そういう困窮している方はどうぞ申し出てくださという制度になっていますよね。だから、そここのところはうまくちゃんと上手にそういう子供たちの立場に立った形で申請の手続は行われているか否かが大きな問題と思うんです。

それともう一点なんですけれども、要保護家庭の中で、国が示している基準があって、そういう基準の、吉岡町は1.3倍でしたか。これは1.5倍のところもあるんですよ。だから、そういうふうにして料金を高くして、時にはそのハードルも少し下げたりして実

施をしているところもあります。それは、そういう経済的に困難な人たちにこういう制度があつて、それを周知させて、それでそういう人たちがこういう制度を利用することによって、将来ちゃんとした成績で自信を持って学校に行ける、こういうことが実際に原因で不登校になる子供というのも多いというような記事もたくさん出ていますけれども、そういうことをなくすために、私は、ぜひとも新しくなった教育長がどうすれば吉岡町のこの就学援助を皆さんが気楽に受けられるようにできるか。これは前の教育長はもう国の制度でお金が来なくなったというふうに言っているけれども、そんなことはなくて、地方財政で補填していますというふうにちゃんと国も言っていますから、その後ちゃんと補填していますから、出したから町が損するなんていうことは絶対ないんですから、それをちゃんと財政措置もされますから、だから遠慮しないでそういう人たちが望むものはどんどんやれるようなふうに指導していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、教育長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 小池議員おっしゃるとおり、子供たちが義務教育をしっかり受けて、力をつけて、そして社会的自立を図っていくということは、教育の責任ですので、ぜひそれは全ての子供たちに保障したいと私も思っております。

実は私が、もう昔話になりますけれども、平成21年に駒寄小の校長で着任してびっくりしたことの一つに、何て駒寄小は就学援助を受けている子供の比率が低いだろうというふうに思いました。そのときに、いろんな学校を経験している先生方がたくさんいましたので、聞いたんですけれども、先生方の、これはきちんとしたデータを集約したわけじゃないんですけれども、担任としての直感なんですけれども、そういうふうな援助を受けられる、必要なご家庭が非常に少ないということを実感しているという話は聞きました。だからといってそのままいいというふうには思っておりません。そうすると、今小池議員おっしゃったように、どういうふうにして必要な人にこういう制度があるんですよというのをわかりやすく伝えていくか、そして必要な方が遠慮なく申請していただけるかと。これは非常に大事なことでありまして、私もホームページを見たり、教育委員会で作成している資料等を見たんですけれども、やはり改善の余地はあるなというふうに思いました。

本当に1つ例を挙げれば、この説明資料の中に例えばこんな費用で幾らぐらい出せますよというものがちょっと足らなかったなというふうに思うんです。保護者の方も、特に入

学を控えている保護者の方はたくさんの書類をもらってたくさんの書類の中からそれを全て読み取るというのは相当な労力が必要です。そこで、やはり配布する資料につきましては、一目見ただけで、これは就学援助の書類で、このような制度があるんだというのを目見たときにわかるような資料というのはとても大事だと思いますので、ぜひ今年度の、来年度に向けた就学援助の資料につきましては、今早速改善を事務局の職員に指示をしているところです。

あと、その資料をじゃどのタイミングでお配りするかということにつきましては、私とすれば、やはり入学時の説明会のときにはほぼ100%の保護者の方がいらっしゃいますから、そこでお配りをして説明をするというのが一番ベストだろうと。保育園や幼稚園という方法に拡大するというのも考えられなくはないんですけども、やはりそうするとまた同じ資料を2つもらうご家庭があったり、また保育園、幼稚園が市外に散らばっている保護者の方もいらっしゃいますし、やはり入学説明会がベストだというふうに思います。

また、年度が、今度2年生、3年生、また中学1年生も当然小学校卒業して中学1年生の入学説明会もお配りします。2年、中2、中3、進級するときにやはり同じような書類は必ずお配りしたいというふうにも思っておりますので、そのような周知方法が一番ご家庭に届く方法であると思います。補完的には、補助的にはホームページという手はありますけれども、これはあくまでも補助的だというふうに私は考えております。

申請書類の簡略化であるとか、それから添付書類の削減、これも役場の中でそろえられるものがもしあれば、こちらのほうでそろえる方策をとりたいと思いますし、受け付けの窓口であるとかについても、今見直しを進めているところです。

いずれにしても、就学援助申請のしやすさ、そして制度のわかりやすさ、これについては、早速今改善をしているところでありますので、そのような方向で今進めています。

また、この制度の拡充につきましてはですけども、この拡充につきましては、具体的には準要保護児童生徒がいるご家庭を対象として就学援助基準額の見直し、そして支給対象項目の追加に向けた検討を今始めているところです。詳細につきましては、まだはっきりとお答えできる段階ではありませんが、このことにより支給対象者がまず拡大する。そして、支給額の上乗せがされることになると考えておまして、町としても対象となるご家庭の子育てに関する経済的負担の軽減に資することができるというふうに考えております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今教育長言われました自治体による基準の計数、この1.5倍というのがこれはもう29年度調べの中での174自治体あるんですよ。だから、相当もう進んでいます。ですから、そういうことも含めて、それと教育長、もう一点、先生の努力という

のもあるんですよ。というのは、教職員向けの説明会を実施したかどうかという。これは文科省の資料なんですけれども、これは全て統計出ていまして、だからそのことを先生が熟知していなければ、説明もおぼつかないですよ。それと、先ほども言いましたけれども、入学するときのもう今ほとんどが7割、8割が前倒しです。普通は4月に入って7月というのが、そうじゃなくてももう生活困窮しているわけですから、その前にもう支払われるというのがもう圧倒的です。入学のときだからもうみんな学生服を買おうと言いつつみんなそろろうということもやっていただきたいというのと、先生に対する教育もぜひともお願いをしたいと思っておりますけれども、その確認の意味で、教育長、回答。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 先ほどの制度の拡充の中で言い忘れた点がありました。今小池議員がご指摘になりました新入学の児童生徒を対象にした学用品の入学前支給、これについては今年度から予定しておりますので、それから制度の教職員への周知なんですけれども、基本的に吉岡町の小中学校の教職員につきましては、この制度については十分理解していると私は認識しておりますけれども、改めて校長を通じてしっかりと確認をさせたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ちょっと時間の都合で、最後になります。

福祉タクシーと乗り合いタクシー、2つありますけれども、これを利用しやすく改善を図っていただきたいと思っております。

前からも言っているんですけれども、町長のほうも検討しますというような回答を得たような気がするんですけれども、再度確認しておきたいんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 福祉タクシー事業を所管する健康福祉課と相乗り推奨タクシー運賃等助成事業を所管する総務政策課等において、より使い勝手のいい、わかりやすい制度への移行を目指し、検討を進めているところでございます。

検討内容としては、両制度の一本化を初め、1回に利用できる枚数や年間利用枚数の増などについて検討しており、できるだけ早い段階での移行に向けて取り組んでいきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） 住民、特に高齢者の利便性という意味では、その制度というのは、あって活用されて初めての制度ですから、そのために利用しやすく皆さんに喜ばれる施策となるようお願いしまして終わります。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、1 3 番小池春雄議員の一般質問が終わりました。これをもちまして、本日の会議に予定されていましたが一般質問は終了しました。

散 会

議長（山畑祐男君） 本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時01分散会

令和元年第4回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和元年12月9日（月曜日）

議事日程 第4号

令和元年12月9日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告
(総務産業・文教厚生 各常任委員長報告)〔第2～第26〕
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第78号 吉岡町手話言語条例
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第65号 吉岡町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第66号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第67号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第69号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第70号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第71号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(討論・表決)
- 日程第10 議案第72号 吉岡町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例
(討論・表決)
- 日程第11 議案第73号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
(討論・表決)
- 日程第12 議案第74号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)

- 日程第 1 3 議案第 7 5 号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 1 4 議案第 7 6 号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する
条例
(討論・表決)
- 日程第 1 5 議案第 7 7 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整備に関する条例
(討論・表決)
- 日程第 1 6 議案第 7 9 号 吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
(討論・表決)
- 日程第 1 7 議案第 8 0 号 吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例
(討論・表決)
- 日程第 1 8 議案第 8 1 号 吉岡町下水道事業の設置等に関する条例
(討論・表決)
- 日程第 1 9 議案第 8 2 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
(討論・表決)
- 日程第 2 0 議案第 8 3 号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算 (第 4 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 1 議案第 8 4 号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 2 議案第 8 5 号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 3 議案第 8 6 号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 4 議案第 8 7 号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 5 議案第 8 8 号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 6 議案第 8 9 号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(討論・表決)
- 日程第 2 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 2 8 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 2 9 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

- 日程第 3 0 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第 3 1 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第 3 2 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第 3 3 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第 3 4 議会議員の派遣について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総務政策課長	高田 栄 二 君
財 務 課 長	高橋 淳 巳 君	町民生活課長	福島 良 一 君
健康福祉課長	米沢 弘 幸 君	産業建設課長	大澤 正 弘 君
会 計 課 長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 中 島 繁 主 事 田 中 美 帆

開 議

午前9時30分開議

議長（山畑祐男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。よって、会議は成立しています。

本日の会議を開きます。

お手元に配付してあります議事日程（第4号）により、順次会議を進めます。

日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）

議長（山畑祐男君） 日程第2、委員会議案審査報告を議題とします。

議案を付託した各委員会から、委員長報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会金谷委員長、お願いします。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 6番金谷です。総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

総務産業常任委員会では、12月2日、本会議にて、議長より付託された議案21件について、12月5日木曜日、午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行から町長、副町長、教育長、局長、関係課長、室長の出席のもと審査を行いましたので、結果を報告いたします。

議案第65号 吉岡町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例は、吉岡町課設置条例新旧対照表の旧に会計課の明記はないが、会計課は会計管理者の補助組織であり、規約に明記がある。男女共同参画は多岐にわたる事項だが、住民課に所属というのに対して、所管は住民課にしてあるとのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第66号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を反映させるために計4つの条例の改正で、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第67号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第69号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第70号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第71号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、臨時嘱託職員を会計年度任用職員とし、一般職の非常勤としての位置づけで、令和2年4月1日より運用するため、給与及び費用弁償に関する必要な事項を定めるもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第72号 吉岡町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第73号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例は、高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者について、その知識経験、または識見を一定期間活用することが特に必要とされる業務に従事させるため、選考により任期を定めて職員を採用するもので、そのことの規定を定めるものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第74号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第75号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第76号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第79号 吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例は、既存建築物の扱いについては対象外とのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第80号 吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第81号 吉岡町下水道事業の設置等に関する条例は、公共下水道、農業集落排水、それぞれの下水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用するために必要なことから定めるもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第82号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第83号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ1億1,488万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ81億9,230万4,000円とするものです。歳入歳出事項別明細書の款の順に審査を行いました。

主な質疑としては、歳入では10款地方特例交付金2項子ども・子育て支援臨時交付金1目子ども・子育て支援臨時交付金559万6,000円の充当する歳出では、3款民生費2項児童福祉費3目児童保育費の施設型給付費5,617万7,000円に充当。

21款諸収入5項雑入3目雑入の平和関連事業入場券売払収入の25万円の内容では、来年3月に上映される「陸軍前橋飛行場」の記念映画、平和事業としての入館料1,000円の250人分25万円を見込み、歳出、2款1項総務管理費1目一般管理費13節委託料、平和関連事業委託料に充当。

歳出につきましては、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、庁舎改修工事237万6,000円、庁用器具916万円の内容では、組織機構改革に伴う内線番号の変更、防災システム移設、執務室内のレイアウト変更、ローカウンター設置など。同じく6目企画費、男女共同参画講座委託料29万7,000円の内容では、町職員への男女共同参画の講座、同じく高校生等通学支援事業補助金50万円では、年度途中での新規申請の増とのこと。

3款民生費1項社会福祉費6目障害者福祉費、日中一時支援事業135万8,000円は、当初予算から見ると倍増だが、については、サービスステーションや障害福祉事業所で家族にかわり障害者の日中支援を行うもので、利用者の増とのこと。2項児童福祉費3目児童保育費、施設型給付費5,617万7,000円の対象人数では、1、2歳児586人、3歳児1,304人、4、5歳児2,248人を予定とのこと。

4款衛生費1項保健衛生費6目保健センター費改修工事317万9,000円の内容では、機構改革により子育て世代包括支援センターの開設準備で保健センター内の健康づくり室にこども福祉室が来るため、保健センター改修で窓口の改修、個室相談室の増設等とのこと。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、駐車場内舗装補修及び自転車置き場設置工事72万4,000円の内容では、道の駅ロードバイクの利用者がふえ、目の届くところに置きたいとのことで、サイクルスタンド10台分新設とのこと。同じく3目道の駅駐車場整備工事400万円の内容では、ライスセンター跡地に大型バスの駐車場整備工事とのこと。4目畜産振興費、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金の300万円の内容では、農場において侵入防護柵設置補助で国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で、1農場当たり300万円で町補助4分の1、75万円の4農場分で300万円とのこと。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、貸出用備品155万1,000円の内容では、車椅子に乗ったままで階段を昇降できる階段用リフトで、教育委員会の備品として学校に貸し出すもの。2項小学校費3目学校建設費の駒小体育館新築工事1,990万6,

000円の内容では、既存体育館がありボーリング調査ができず、既存体育館の設計図書及び南校舎棟の設計図書をもとにくいの数を算定し、新設体育館の設計図書を作成し、入札業者決定し解体工事を開始。解体工事は既設のくいを撤去しなければならず、撤去したところ、既設のくいが設計より深いことが判明し、解体工事完了後にボーリング調査をしたところ、原設計の9メートルから10メートルでは支持層まで届かないことがわかり変更が生じたとのこと。52本中15本が変更で、13メートルが4本、25メートルが11本、工事内訳は13メートル、25メートルくいの費用、くいが長いのでくい打ち機が必要なため、大きなくい打ち機の損料、施工くいのくい芯ずれによるベースの変更費とのことでした。以上の審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第84号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ50万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,757万1,000円とするもので、給与改定による人件費が主なもの。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第86号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,725万1,000円にするものです。給与改定による人件費が主なもの。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第89号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）は、水道事業費用既決予算額に38万9,000円を追加し、計4億1,110万円に。資本的支出既決予算額を25万2,000円減額し、計2億6,469万5,000円に。職員給与費既決予算額に13万7,000円を追加し、計4,962万7,000円とするものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上、報告いたします。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、議案第83号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算について質問をいたします。

今、委員長から報告がありましたけれども、一般会計の10款教育費1項教育総務費、2項小学校費とありますけれども、小学校費の中で駒小体育館新築工事1,990万6,000円の増額補正について質疑があったという話をお伺いしました。

内容というものがくい打ちによるところの増額補正分だという話はお伺いしたんですけ

れども、実際に大型の機械が持ち込まれるだとか、そういうことはあったでしょうけれども、実際に問題なのは、文教厚生常任委員会の委員会の中でも工期がおくれるというような話もあったので、そういう過程で審査をして、何が問題でおくれることになったのかというような観点から質問したんですけれども、そういう中で、いわゆる直接工事と言われるものが1, 600万円を越す額なんですけれども、その部分がかい打ち工事に充てられる分だと思んですが、私は問題が幾つかあるのではないかと考えています。

まず第一が、かわりに変更しますよというのは、議会の総計予算主義、これは地方自治法第210条の中で議会の議決がないお金は使えないということで、議会で議決した後でないと仕事はできないですよ。でも、このことというのは、もう仕事が済んでいるのではないですか。かい打ち、終わっているのではないですか。これを通してからかい打ちをするというのなら話はわかるんですけれども、してしまった後、予算措置をするというのはないと思うんですよ。

議論の中で、私も変更の中で、総額の予算が変わらないのであれば、そのことというのは軽微な設計変更ということで、その可能性というはあるのかなと。しかし、そのことが後ろのほうへそっくり押し出されるということであれば、軽微な変更ではないし、議会というのはこれからやるお金を議決した後使えるわけで、してしまったものというのは使えないですよ。予算範囲の中であれば、変更だから認められる変更かなと。しかし、やってしまったものを後追い議決をするような格好になるのではないかとというふうに私は思っているんです。そうしますと、それは総計予算主義の原則にまさに反する、もう議会軽視ではなくて議会無視ですから。こんなことが可能であれば議会は要りませんから。町には、いわゆる予算編成権、執行権ですね。そのお金を使っていいか悪いか、それを判断するのは議会です。だけれども、使ってしまった後、後になってからどうだいというのは、これはなしだと思います。それがあるとすれば、予算の範囲であつたら問題ないんですけども、使ってしまった後、足りないから議会頼むというのは、それは全く私は違うと思う。この問題が1つです。大いに問題あると思います。

それと、かい打ちが行われるに当たりまして工事打ち合わせ書が提出されましたけれども、いわゆる変更契約であったり、変更協議というものがあるんですけども、それに伴って変更すれば、深さが深くなれば、これも設計変更の対象になります。そうすると、変更設計書も必要になってきますよね、変更設計が。それと同時に、その変更に伴うところの金額が変わってくるわけでありますから、金額が変わってくると、当然、かい打ちで、原設計ではこれだけでしたと、変更後にはこうなりますと。それには、パイルの太さを同じにしても長さが違ってきますから、そうすると単価が違ってきますよね。そうすると、幾らのものが今度幾らに変わるというのが、それが変更設計ですから、いわゆる原設計に

対して変更設計。そうすると、そこに当然、料金の差が出てきますよね。まず、打ち込む機械も変わってくる。輸送料も変わってくる。そのものというのが、本来であれば変更設計書の中に入ってきて、幾らのものが幾らになりますというのが本来の変更設計書になるわけなんですけれども、全く単価の総額では一式になっているんですよね。一式ではなくて、本来であればこれは単価が入ってきて、それが予算として出てくるわけですから、予算だけ総額で出されるのではなくて、何がどう変わったからこうなりますと。

だから、工事そのものについてのほかのものは変わっていないんですから、でも、変わったときには、当然、工事内訳書というものも添付されるべきものなんですけれども、求めたけれども、それが出てこなかったという幾つかの問題を今回のこの議案では含んでいるというふうに思っております。

町はそのことをどう考えているのかわかりませんが、変更協議、工事打ち合わせについても、ちゃんと打ち合わせをしているかという、どうもその辺がまだ見えてこないですよ。工事打ち合わせ書の中の建設というふうにありますけれども、協議はしたと言わなければならない、協議書がないんですよね、協議書の提出を求めたんですけれども。協議書というのは、当然、請負業者から町に話がありまして、町も中身が変わるわけですから、協議をした中で、変更協議書が相調って、そして、変更設計になって変更契約になっているという、ちゃんとそういう段取りを順番に踏んでいるわけなんですけれども、そのことが踏まれていないというふうに私は思うんです。

というのは、町に、どこに問題があるかわかりませんが、この部分は教育委員会が所管しているらしいんですけれども、ほかの入札とか契約に関する部分というのは、これは財政課だか総務課あたりがやっているわけですよね。だから、この体育館についての設計とか工事については、その辺が余りうまくいっていないような気もしているんですけれども、ちょっと話はそれましたけれども、大きく言ってその2点、後追い議決ではないかと。もう完全に後追い議決ですよね。それと、変更するにはちゃんとした変更した手続、議会が求めたらそのものが出てくるというシステムになっていればいいんですけれども、それもなっていない。委員会としても、その部分については深くは協議をしなかったという話も聞きましたけれども、その部分でわかる部分というんですか。詳細に委員会の中で議論になった部分は私も承知していませんので、私が今発言した部分については、どの程度協議されたかについてをお尋ねいたします。

議長（山畑祐男君） 金谷総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） まず、最初の1点、使った後で上がってきたという事項ですけれども、総務産業常任委員会では、この一般会計補正予算という中で1,990万6,0

00円ですか。その追加で出てきた内容の審査ということで、経過とこの金額を審査いたしました。時系列的なことは委員会においてはちょっと質疑は出てきませんでした。

それと、第2番目の打ち合わせ内容のことですけれども、打ち合わせについては、教育委員会のほうで現場サイドと打ち合わせしているわけですし、その細かな打ち合わせの内容については総務委員会はちょっと関与していないということではないんですけれども、細かなところまでは審査しておりません。

ただ、先ほど小池議員が言った中で、ちょっとグレーな部分があるのかなという感じも受けたので、今後、ちょっといろいろ検討してみたいなと思っております。

以上です。

議長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会小池委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

文教厚生常任委員長（小池春雄君） それでは、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る12月2日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議案につきまして、12月6日、委員会室におきまして、午前9時30分より委員全員、議長出席のもと、町長、副町長、教育長、関係課長、事務局長、室長の出席を求め、審査を行いましたのでご報告します。

議案第78号 吉岡町手話言語条例については、賛成多数により可決されました。

議案第85号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、賛成多数により可決されました。

議案第87号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、賛成多数により可決されました。

議案第88号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、賛成多数により可決されました。

議案審査終了後、文教厚生常任委員会の所管事項である、現在、建設工事が進められております駒寄小学校体育館工事のおくれの問題についての状況確認と経緯、手続の確認などを行いました。当委員会としましては、契約どおり工期内完成を強く求めることで要望書を提出することを決定いたしました。また、予算編成期に当たり、議会に出された意見などを取りまとめ、要望書の提出を全会一致、提出しております。

その要望事項でありますけれども、1. 駒寄小学校の体育館工事の工期内完成を強く望

む。2. 高齢者及び障害者の交通手段の確保（相乗り推奨タクシー）の改善拡充を図られたい。3. 保育園、学童保育の待機児童の解消をするための施策を図られたい。4. 学童保育の開所及び閉所時間の拡充と夏休み中の子供の居場所づくりを図られたい。5. 生徒児童に対する就学援助の周知と拡充を図られたい。

以上です。

議 長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

日程第2 議案第78号 吉岡町手話言語条例

議 長（山畑祐男君） 日程第2、議案第78号 吉岡町手話言語条例を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） それでは、賛成討論ありますか。

岩崎委員。

〔11番 岩崎信幸君登壇〕

11番（岩崎信幸君） 11番岩崎です。議案第78号 吉岡町手話言語条例について、賛成の立場から討論いたします。

この条例の制定に関しましては、聾者の皆様の人権を尊重し、日常生活や社会生活を安心して送れるようにすることを目指しておりますので、まことに喜ばしい条例であります。町内の関係者全ての方々の悲願でございます。

思いますに、平成26年第3回定例会に小池春雄議員が提出者、私が賛成者として「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願が全会一致で可決されてから5年が経過しました。その間、聾者の皆様及び聴覚障害者、福祉協議会やぶどうの会など、関係各位の協力によってようやくここまで来たかと思っている次第でございます。

この吉岡町手話言語条例の制定によって、聴覚障害者のみならず全ての障害者が差別なく自由に暮らせる世の中になればと思う次第でございます。互いに共存共栄ができる社会を目指そうではありませんか。そして、この条例が制定された後は、具体的な施策が速やかに実行されることを望む次第であります。

議員皆様のご賛同をお願いして、賛成討論といたします。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第78号 吉岡町手話言語条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第65号 吉岡町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第3、議案第65号 吉岡町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第65号 吉岡町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第66号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第4、議案第66号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第66号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第67号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第5、議案第67号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第67号 吉岡町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第6、議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告の

とおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第69号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第7、議案第69号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第69号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第70号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第8、議案第70号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第70号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 7 1 号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第 9、議案第 7 1 号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 7 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 7 1 号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第 7 1 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 7 2 号 吉岡町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第 10、議案第 7 2 号 吉岡町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 7 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 7 2 号 吉岡町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第 7 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 7 3 号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第 11、議案第 7 3 号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第73号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第74号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第12、議案第74号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第74号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第75号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第13、議案第75号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第75号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第76号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第14、議案第76号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第76号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第15、議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条

例の整備に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第79号 吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第16、議案第79号 吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第79号 吉岡町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第80号 吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第17、議案第80号 吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第80号 吉岡町特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 81号 吉岡町下水道事業の設置等に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第 18、議案第 81号 吉岡町下水道事業の設置等に関する条例を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 81号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 81号 吉岡町下水道事業の設置等に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第 81号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 82号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（山畑祐男君） 日程第 19、議案第 82号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 82号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 82号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 83号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第 4号）

議長（山畑祐男君） 日程第 20、議案第 83号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第 4号）を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

議長（山畑祐男君） 済みません、私、反対討論かと言うのを忘れました。小池議員、反対討論でいいですね。

13番（小池春雄君） はい。

議長（山畑祐男君） では、反対討論をお願いします。

13番（小池春雄君） はい。

それでは、ただいま上程をされております令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場で討論を行います。

まず、第1点目でありますけれども、先ほど申し上げましたように、この問題はくい打ちの問題がありまして、このくい打ちの問題では、もう工事をしてしまったということで、これは後追い議決です。後追い議決をしてしまうと、議会としての存在する意味も全くなくなります。町が提案をし、そして、これから行うものをよろしいですか、どうですかと言って議会がそれにオーケーを出したら、初めてそれが仕事ができる。いわゆるこれが執行権と議決権ですね。このことをそのまま放っておくと、議会そのものの信頼を失うし、議会存亡論、ひいては議会不要論、議会がなくてもいいのではないかということになってしまう問題があります。これは私は本当にゆゆしき問題であるというふうに思います。このような議案に賛成するということになれば、本当に議会の自殺行為になると思います。

それともう1点、この問題は、最初、駒小体育館ができることから、工期に間に合わせるんだと。来年度の小学生の卒業式、そして入学式に間に合わせるんだということで、7月11日に臨時議会を開いて、そしてこの案件を通したわけであります。工期に間に合わせる、卒業式に間に合わせる、これが大前提でありました。しかし、今は工期にも間に合わないのではないかという話も出てきております。2つの大きな問題、矛盾を抱えております。

質疑の中でも、また審議の中でも、聞いておりますと、努力してくれとは言ってはみるけれども、工期に間に合わない可能性が大きいという回答を得ております。そうであると、どうして臨時議会を開いてまで工事を急いだのか。それが間に合わなかった。そこへ持ってきて、今度は議会の議決も得ないで設計の変更が行われている。その中身、増額も行われた。しかし、それをもう実施をしてしまったという、幾つもの大きな問題を抱えたまま、今進もうとしております。このことを許してしまうと、本当に住民に対しても議会は何をやっているんだと、本当にその存在が私は今住民の大きな関心を求めている件だというふうに思っております。

皆さんの常識ある判断、同意をお願い申し上げまして、反対討論といたします。

議長（山畑祐男君） 次に、賛成討論ありますか。

村越委員。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

8番（村越哲夫君） 議案第83号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）について、採択に賛成の立場から討論を行います。

歳入では、10款地方特例交付金1目子ども子育て支援臨時交付金559万6,000円、15款国庫支出金1目民生費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金2,838万5,000円、19款繰入金1目財政調整基金繰入金5,010万1,000円。

歳出では、2款総務費1目一般管理費18節備品購入費、庁用器具916万円、3款民生費3目児童保育費19節負担金、補助及び交付金、施設型給付費5,617万7,000円、4款衛生費6目保健センター費15節工事請負費、保健センター一部改修工事317万9,000円、6款農林水産業費3目農業振興費15節工事請負費、道の駅駐車場整備工事400万円、6款4目畜産振興費19節負担金、補助及び交付金、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金300万円などです。いずれも緊急必要性、特にまた重要性が高いものです。

以上の理由から、議案第83号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）に賛成の討論といたします。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） では、賛成討論ありますか。

飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君登壇〕

3番（飯塚憲治君） 3番飯塚です。

本日の日程第20号、議案第83号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算の賛成討論を行います。

先ほど、小池議員が反対討論を行いました。私も、この議案には問題を含んでいるというふうに思います。

しかしながら、問題を含んでいればそれを是正していくということが必要で、今回は、とてもよい機会だなどと思いまして、賛成をする立場から、今後の問題点も指摘していきたいというふうに思っております。

今般、12月2日本会議及び5日の総務産業常任委員会におきまして予算内容の説明を受け、また、質疑を繰り返し、その内容が私としても行政執行のために適切であると判断

できましたので、議案第83号の承認に賛成いたします。

以下にその理由を申し述べます。

この議案は、大まかに捉えますと、来年度実施するために計画中の吉岡町の組織機構改革、これの措置、子育て支援、障害者福祉支援についての、その新しい取り組み開始と、支援対策者数の増加など、これに対応するための措置。教育充実のための学校校舎増改築などを実施するための予算措置等が主なものであると捉えることができます。

そのほかに、毎年起こるであろう米・みそ・しょうゆ的なものはありますが、ここでは省略をいたします。

まず、組織機構改革につきましては、提案ありましたように、より専門化された担当課の配置により、行政サービスのスピードアップと充実、業務能率の向上による経費の節減、そして、将来を見通した業務内容、行政計画の策定などにも十分に組みこめる業務執行体制ができ上がるものと期待しております。

ここで、この改革をする予算案に賛成するに当たり、町長並びに町職員の方々にお願いがあります。今回の改革案はとても立派です。しかし、この改革を成功させるためには、あなたたち職員の双肩にかかっています。立派な枠組みだけをつくっても、その中に心が入っていなければ、各社員がやる気と意識を持たなければ残念な結果になってしまうでしょう。

来年4月1日からの新体制のために、皆様は今から改革に真摯に取り組むとともに、業務知識の向上に努め、町民のために働けるよう、お願いいたします。

次の子育て支援、障害者福祉支援などについては、その新しい取り組みの開始、それから、支援者対象者数の増加による設置型給付費、障害者への介護支援などであり、必要とされる方々に手が差し伸べられているものと感じ、賛成いたします。

次は、学校等の増改築であります。ただいま吉岡中学校校舎は生徒増加により増築しておりますが、今年度はわずかな増額で工事も進んでいることと聞いております。

また、明治小学校につきましては、校庭への通路の拡張その他利便性を図るために土木工事が行われておりますが、そこで若干の不備といたしますか、配管が見つかり、その切り回しのために増額があったと。要するに、近くに何があるか確認できなかったということでもあります。これも大した額ではありませんので、そのとおりにやっていただければというふうに思っております。

それから、最後の問題なんですけれども、駒寄小学校の体育館新設について。これは夏休みの開始とともに本格的に着手しましたが、旧体育館撤去後のその跡地に設計図にない長大な柱の存在が判明。また、その古いくいを撤去し、整地した後に地質調査を行った結果、地質の変動部が深さ9メートルから25メートルにわたって存在していることが判明。

そのために、ここにも長大な新しいくいが必要ということになりました。これらの古いくいの撤去から新しい長大くいの打ち込みまで、地質調査、機器の搬入等も含めました一連の工事が工事費の増大の原因とのことでありました。

ここで問題なのは、設計時に地下にある異質なくいと地質の存在がわからなかったことであります。これは、旧体育館建設時、この竣工書類の中にある完成図に必ずあるはずで、しかし、その存在がわからず、この結果となってしまいました。今さらこの存在を確かめることはできないでしょう。

一方、新体育館のための地質調査ですが、地中には何があるかわからない。出たらもう終わりだよねということをお前は以前から聞いております。それは、私が長年勤務した会社の工事を受注していた請負業者から聞いた話であります。この終わりだよねという意味は、例えば穴を掘る工事ではちょうどその地下に大きな岩があったとしたらどうでしょうか。工期は長引き、工事費は増大する。あるいは利益が業者にとっては減少するということでもあります。駒寄小学校で軟弱地盤という現象でこれが起こってしまったのです。私の感覚ではこれは避けられなかった事象が発生してしまったのだというふうに思います。

そして、今回の最大の教訓があります。重要図書の保管管理の基準をどうすべきかということでもあります。民間会社ならこういうものはしっかり決まっております。私がいた会社でも5年のもの、10年、20年、50年あるいは永久というものもあるんです。もちろん国にはこの永久保存という書類がいっぱいあるでしょう。そういうことなんです。町では、現在、その重要書類の管理規定、これがあるのであればしっかりそれを見直すこと、なければ早急に制定することが必要です。幸い、先ほど述べましたように、来年度から機構改革に伴った新体制、見直しの絶好のチャンスだと思っております。町長、よろしくお願ひいたします。

これからも新体育館の工事は続きます。町長にはさらなる工程の管理、工夫による工事費の節減に努めていただくことを希望します。これとともに、ここにおられます議員の皆様には、この予算計画にのっとり、町民、児童生徒のために補正予算が執行できますように、議案承認の賛成をお願いいたしまして、飯塚の賛成討論を終わります。

議長（山畑祐男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第83号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願ひます。

[賛成者起立]

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第84号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（山畑祐男君） 日程第21、議案第84号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第84号 令和元年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第85号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第22、議案第85号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第85号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第86号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第

2号)

議長（山畑祐男君） 日程第23、議案第86号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第86号 令和元年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第87号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第24、議案第87号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第87号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第88号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議長（山畑祐男君） 日程第25、議案第88号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第88号 令和元年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第89号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（山畑祐男君） 日程第26、議案第89号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第89号 令和元年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第28 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第29 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第30 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第31 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第32 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第33 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（山畑祐男君） 日程第27、28、29、30、31、32、33、各委員会の閉会中の継続調査の申し出について、吉岡町議会会議規則第35条により、一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、一括議題と決しました。

各委員会の閉会中の調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、総務産業常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、予算決算特別委員会委員長、地域開発対策特別委員会委員長、人口問題対策特別委員会委員長から、吉岡町会議規則第71条の規定により、お手元にお配りしました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これからこの申し出7件を分離して採決します。

まず、議会運営委員会委員長からの申し出について、お諮りします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申し出について、お諮りします。

総務産業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申し出についてをお諮りします。

文教厚生常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申し出についてをお諮りします。

議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすること

とに決しました。

次に、予算決算特別委員会委員長からの申し出についてをお諮りします。

予算決算特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることとに決しました。

次に、地域開発対策特別委員会委員長からの申し出について、お諮りします。

地域開発対策特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、地域開発対策特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、人口問題対策特別委員会委員長からの申し出について、お諮りします。

人口問題対策特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、人口問題対策特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第34 議会議員の派遣について

議 長（山畑祐男君） 日程第34、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため、議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決しました。

町長挨拶

議 長（山畑祐男君） これで本日の会議を閉じます。

以上で令和元年度第4回定例会の日程を全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申し入れを許可します。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会の中で審議していただきました議案につきまして、いずれも可決いただき、まことにありがとうございました。また、一般質問や委員会議事においていただいたご意見につきましても、今後の町政執行において留意していきたいと考えております。心より感謝申し上げます。

ことは、西日本から東日本まで大変広範囲で水害に襲われた1年となりました。幸い、吉岡町では重大な被害等は発生しませんでした。想定外に備えた対応を念頭に置きながら、災害の対策に努めなければならないと思っております。

寒さも一段と厳しくなり、慌ただしい年の瀬を迎えることとなりますが、どうか皆様も健康には十分ご留意の上、ご活躍くださいますようお願い申し上げます。

議員皆様におかれましても、また、吉岡町にとりましても、明るい新年を迎えることができますようにご祈念申し上げて、閉会に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、令和元年第4回吉岡町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前10時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 山 畑 祐 男

吉岡町議会議員 平 形 薫

吉岡町議会議員 小 池 春 雄